

# R.I.B.A. ACADEMIC FORUM

No.24

---

第 24 回 産研アカデミック・フォーラム

## 1990年代の主要な企業不祥事と 財務諸表監査—教訓と今日的意味

---

講演

「従業員不正と内部統制 — 米国債不正運用と内部統制」(大和銀行事件) 鳥羽 至英・・・ 7

講演

「銀行の経営破綻と規制業種における公認会計士監査の限界  
— 会計学からの知見」(日本長期信用銀行事件) 亀岡 恵理子・・・21

講演

「不正な財務報告と財務諸表監査  
— 山一監査責任を巡る 10 年を振り返って」(山一証券事件) 伊藤 醇・・・43

講演

「法学学からみた 3 つのケースおよび現状の分析と将来の課題」 和田 宗久・・・75

総括

鳥羽 至英・・・97

---

2016

早稲田大学産業経営研究所

Research Institute of Business Administration, Waseda University

第24回 産研アカデミック・フォーラム

**1990年代の主要な企業不祥事と  
財務諸表監査—教訓と今日的意味**

2016年5月28日

於：早稲田大学国際会議場 井深大 記念ホール

## ◇ 目 次 ◇

### ご挨拶

早稲田大学産業経営研究所 所長 中村 信男… 3

### 講演

「従業員不正と内部統制 — 米国債不正運用と内部統制」(大和銀行事件)

早稲田大学商学大学院教授 鳥羽 至英… 7

### 講演

「銀行の経営破綻と規制業種における公認会計士監査の限界  
— 会計学からの知見」(日本長期信用銀行事件)

早稲田大会計研究所招聘研究員 亀岡 恵理子… 21

### 講演

「不正な財務報告と財務諸表監査  
山一監査責任を巡る 10 年を振り返って」(山一証券事件)

公認会計士 伊藤 醇… 43

### 講演

「法律学からみた 3 つのケースおよび現状の分析と将来の課題」

早稲田大学商学大学院教授 和田 宗久… 75

### 総括

早稲田大学商学大学院教授 鳥羽 至英… 97

# ご 挨拶



早稲田大学産業経営研究所 所長 中 村 信 男

産業経営研究所所長の中村です。本日は、土曜日にもかかわらず、多数の参加のお申し込みをいただき、研究所を代表しまして、心より御礼を申し上げます。

早稲田大学産業経営研究所は、早稲田大学における産業経営の中心的な研究機関として1974年に設立され、今日に至っております。今日まで企業あるいは産業に関する幅広い領域の諸問題に各研究員が精力的に研究を展開してきました。

こうした研究活動の一環として、当研究所では毎年5月頃、主に学界の方々を対象に、その時々々の先端的なテーマについてさまざまな研究分野から報告を行い、幅広い視点から検討を加えることで問題の本質や核心に迫ることを目的に、アカデミック・フォーラムを開催してきました。

今回、24回目となりますアカデミック・フォーラムは、我が国だけではなく、先進諸国の資本市場にとって共通の課題というべき上場会社の財務報告の適正確保と、これを支え担保する財務諸表監査の実効性確保の方策と具体的な方法を探ろうと考え、重要な問題を提起したケースを取り上げて、そこから監査論や法律学として酌み取るべき教訓や示唆を得ることを目的として開催するに至りました。

本日のアカデミック・フォーラムのテーマを「1990年代の主要な企業不祥事と財務諸表監査—教訓と今日的意味」としましたのは、今申し上げた趣旨によるものです。もっとも、本日取り上げるケースは、それぞれ20年程度前のものですが、今回のアカデミック・フォーラム開催の趣旨に鑑みいづれも重要な事例です。そこで、これらケースを、本日のアカデミック・フォーラムのコーディネートをしてくださった早稲田大学商学部の鳥羽至英教授、および亀岡恵理子博士がまず監査論の立場から分析します。次に、公認会計士の伊藤醇先生からは実務でのご経験をもとに報告を行っていただきます。その上で、法律学の観点から、早稲田大学商学部教授の和田宗久先生が横断的な検討を加え、監査論、会社法、あるいは金融商品取引法の交錯する問題として、財務諸表監査のあり方を改めて問い直してくれるものと期待しています。

このように、今回のアカデミック・フォーラムは、学際的な研究の可能性を模索する内容となると考えておりまして、その名に相応しい企画になると確信しています。

さらに、本日は、特別講演としまして、A. Rashad Abdel-Khalik 教授 (University of Illinois) に「Enron's accounting for prepaid swaps as cash flow from operations: the untold story」と題する特別講演を行っていただきます。これにより、本日のアカデミック・フォーラムが国際的な研究の広がりを得ることができると確信しており、当研究所として非常に光栄かつ有意義なこと

と考えています。

以上のことを期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

※ A. Rashad Abdel-Khalik 氏の講演内容につきましては都合により割合しておりますのでご了承下さい。

# 講

# 演





## 講演 1

「従業員不正と内部統制  
—米国債不正運用と内部統制—」

早稲田大学商学学術院 教授 鳥羽 至 英



○鳥羽 おはようございます。最近5年間に、わが国の上場会社において、関係者を非常に悩ませる不祥事件が会計・監査の分野で起こりました。現在の会計・監査が抱えている諸問題を考察し議論するうえでは、できるだけ最新の企業会計に関する不祥事ケースを取り上げるのがベストとは思いますが、関係者の法的責任の問題も確定していない場合もあり、また場合によっては、そこでの取り上げ方が訴訟等にも影響することも予想され、その意味で最新の会計・監査問題をこのようなシンポジウムで扱うことは非常に難しいのであります。

そこで、今回の事例研究におきましては、一時代前の、つまり1980年代後半にわが国が謳歌していた経済(バブル経済)が破綻する過程で噴出した、日本を代表する大企業——とりわけ銀行と証券会社——における財産不正と不正な財務報告を取り上げ、いかなる不正が、どのようなスキームでなされていたのか、これらの不祥事が会計・監査のみならず企業経営にいかなる影響を与えたのか、さらに、これらの大企業の財務諸表監査にはいかなる問題があったのか等々について再度見直し、そこからいかなることを学ぶべきであるかを検討することは、現在においても意義のあることと考え、今回のアカデミック・フォーラムを企画いたしました。

既にご紹介がありましたように、今回のアカデミック・フォーラムにおきましては、

- ①従業員による巨額な財産不正があった大和銀行のケース、
- ②適用された会計基準が問題となった銀行の経営破綻について日本長期信用銀行のケース、
- ③外部の金融機関を取り込んで粉飾決算のスキームを準備し、ある意味では財務諸表監査の限界ともいえる山一証券のケース

をまず取り上げます。そのあとで、以上の企業の会計不祥事につきましては、法律学者からの分析と総括をお願いすることになっております。そしてこのアカデミック・フォーラムの締めくくりとして、A. Rashad Abdel-Khalik 教授 (University of Illinois) からエンロン事件を取り上げていただき、これまであまり紹介されていないこの事件の一面についてのご紹介と分析をいただくことになっております。それでは、私が担当します大和銀行の問題からお話をさせていただきます。

**大和銀行事件を生み出した当時のわが国の金融業界**

年配の方にはお馴染みの言葉と思いますが、1980年代のアメリカ経済を象徴的に表現するものとして、「双子の赤字」という言葉がよく使われました。この赤字は当時のアメリカ経済を非

常に悩ませました。とりわけ日本からの輸入(日本からいいますと対米輸出)が膨大で、そのために為替の問題が両国にとって大きな政治問題となっておりました。1985年にニューヨークのプラザホテルで、G5を中心にした会議が開かれました。そこで円高(ドル安)に誘導する大きな為替の調整が行われました。わが国では1987年頃からさまざまな会計不祥事が起こったのですが、その引き金になったのがプラザ合意でありました。このプラザ合意の影響を受けて、わが国の企業とりわけ銀行と証券会社が渦の中に巻き込まれていったのであります。

もう1つ社会的な背景がありました。当時の大蔵省行政においては、銀行業と証券業とが非常に厳しく分離されていました。「銀行は証券業務を、反対に証券会社は銀行業務をやってはいけない」と、いわゆる金融業務と証券業務との間には垣根が設けられ、行政の指導のもと、両業務の分離が徹底されていました。しかし、1980年代になりまして、国外の場合に限って証券と金融の分離をしない、つまり双方の業務を行えるように、わが国の行政が変わってきました。そこで、日本の大銀行は外国に支店を設けて、そこで証券業務を行うようになっていきました。今回取り上げる大和銀行もそのような銀行の1つでありました。

図表1で示されているように、1982年に第一勧銀シンガポール支店、それから84年には富士銀行ニューヨーク支店で不祥事が発生しました。国際業務をあまり経験していない、特に証券業務に関して業務上のノウハウをもっていない銀行が、非常に甘いリスク管理体制のもとで進出していったわけであります。海外進出を目指した銀行の中で最も大きな問題を起こしたのが、1995年にニューヨークで起こりました大和銀行事件——現地従業員による米国債の不正運用による巨額損失事件——でありました。

図表1 わが国における1980年代後半～1990年代前半における金融取引の損失例

発覚時期	取引会社	金融取引の内容	損失額
1982年9月	第一勧銀シンガポール支店	外国為替	97億円
1984年11月	富士銀行ニューヨーク支店	外国為替	115億円
1987年	ダイワ・バンク・トラスト	米国債	9700万ドル
1987年9月	タテホ化学工業	債券先物	286億円
1991年12月	第一勧銀ロスアンゼルス支店	外国為替	30億円
1993年2月	昭和シェル石油	為替先物	1653億円
1993年7月	新日鉄化学	為替先物	139億円
1994年4月	鹿島石油	為替先物	1525億円
1995年3月	日本酸素	金利スワップ	119億円
1995年9月	大和銀行ニューヨーク支店	米国債	1100億円

出所:『日本経済新聞』1995年9月27日朝刊(引用者による追加・修正)

図表1を見ていただきますと、今回取り上げます大和銀行ニューヨーク支店問題が起こる前の1987年に、大和銀行の子会社でありますダイワ・バンク・トラストで同じような米国債の問

題が起こっています。金額的には9700万ドルの米国債投資損失でありましたが、この損失処理を先延ばししていききました。もし1987年の段階で大和銀行が適切な処理と業務改革をしていれば、1995年の大和銀行ニューヨーク支店の問題は防げたかもしれません。しかし、当時の同行の経営者は、投資損失問題をひた隠しにして、外部に分からないような処理をしたのであります。ドル円を円高に誘導させるプラザ合意によって、為替問題が日本企業の経営を直撃しました。影響を受けた日本企業のなかには非上場会社もありましたが、タテホ化学、昭和シェル石油、日本酸素といった上場会社も巻き込まれました。図表2はダイワ・バンク・トラストが1987年に9700万ドルの損失を計上し、そのあとの1995年7月に大和銀行ニューヨーク支店の一従業員が大和銀行の頭取に書簡（以下「告白文」）を送り、巨額の米国債運用損を抱えている事実を告白したわけであります。大和銀行がこの事実を公表したのは、それから2か月後であったため、当局への報告を含め開示のあり方が大きな社会問題となりました。

図表2 大和銀行の巨額損失事件の経緯

1984年	・大和銀行NY支店行員が米国債簿外取引開始 ・ダイワ・バンク・トラストも米国債簿外取引開始
1987年	・ダイワ・バンク・トラスト米国債簿外取引で損失(9700万ドル)
1991年	・ニューヨーク(NY)連銀検査で、米国債売買部門と証券保管部門の分離が指摘
1993年	・米国債売買部門と証券保管部門の分離をNY連銀に偽装報告
1994年	・ダイワ・バンク・トラストの損失処理終了
1995年	7-24 行員による告白文が大和銀行頭取へ届く
	8-8 頭取が銀行局長へ「告白文」の存在を伝える
	9-12,14 事件の概要を大蔵省と日銀に説明
	9-18 事件を日米当局に正式に報告
	9-25,26 元行員を懲戒処分、FBIは元行員を逮捕。
	9-26 記者会見件で事件を公表(1100億円の損失)
1995年	10-9 ・大和銀行会長が住友銀行会長と会談、金融支援要請。 ・大和銀行頭取の辞任発表 ・ダイワ・バンク・トラストの損失を公表
	10-19 NY連銀が背任・文書偽造等の容疑で行員を略式起訴
	10-31 大和銀行が大蔵省に業務改善計画を提出
	11-3 ・米司法当局が大和銀行を起訴 ・米金融当局は大和銀行の米国内での業務停止を発表 ・大蔵省は大和銀行に業務改善命令 ・大和銀行は、住友銀行と野村証券への金融支援を要請

出所：『日本経済新聞』1995年11月4日（一部修正）  
井口俊英『告白』文藝春秋 1999年

先ほど言及いたしましたダイワ・バンク・トラストの損失処理については、1994年に最終処理を終え、大和銀行経営陣としてはようやく肩の荷を下ろすことができたのですが、1995年にさ

らに追い打ちをかけるような巨額の含み損問題に直面したわけであります。大和銀行は、この重大な問題をアメリカの財務当局に迅速に報告していなかったこと等が問題となり、アメリカの金融市場から追放されるという事態になったわけです。

### 米国国債取引の仕組みと内部統制

米国国債取引の仕組みというのはどういう仕組みで行われるものなのでしょうか。5営業日ごとに決済が求められ、利益が出れば、バンカーズ・トラストの口座に振り込まれ、もし損失が出れば、それを埋め合わせるための資金が振り込まれるというものであります(図表3)。

図表3 米国国債取引の仕組み

- ▶ 5営業日後決済
- ▶ 「5営業日後決済」で買い付け(売却し)、決済日当日の午後までに  
反対取引を行って当該決済をその日当日に行い、最終決済の書類をもって完了。
- ▶ 「益」が出れば、国債保管銀行(バンカーズ・トラスト)の大和銀行口座に振り込まれ、「損」がでれば社内送金係から必要額を送金する。
- ▶ 口座残高がプラスであれば新たに米国債を買い増し、マイナスであれば、それまで儲かっていた分を含めて売却・相殺する。

この米国国債取引の仕組みに対してどのような内部統制上が必要であるかという点、売買取引ごとに会計帳簿につけ、そして個別取引ごとに決済をする。これが大前提であります。図表4をご覧ください。

図表4 米国国債取引管理の原則—統制活動—

- ▶ 取引の個別管理 (個別記帳・個別決済)
  - 1) 「誰」が
  - 2) 「いつ」
  - 3) 「何」を
  - 4) 「どれだけ」
  - 5) 「売ったのか(買ったのか)」
  - 6) 「どのように決済したか」
- ▶ 証券売買業務と証券保管業務の分離

誰が、いつ、何を、どれだけの量を買ったのか買ったのか、そしてどのように決済したのかを明確にトレースできるように、個別取引ベースで管理する。これが内部統制の鉄則であります。しかし、この内部統制の基本が当時のニューヨーク支店においては遵守されていなかったのであります。

先ほど申し上げましたように、銀行業務と証券業務の分離が海外においては緩和され、大和銀行はこれを受けて直ちに、海外における新しい業務を開始した。今から考えれば、内部統制が十分に整備されず、また適切に運用されていない状況のもとで、営業を中心とした海外の業務展開は無謀でありました。今回の米国債運用巨額損失事件は、管理体制が十分に整わないもとの海外進出を図った大和銀行経営陣の経営判断のまずさの結果でありました。

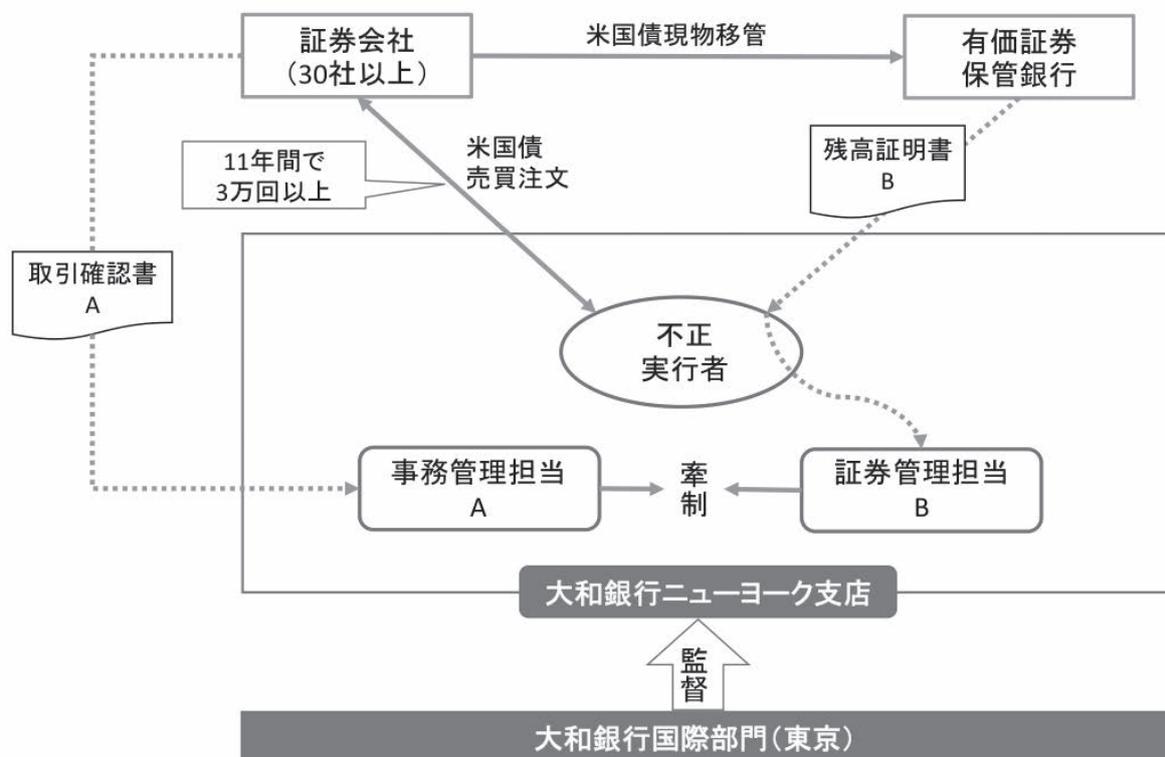
証券売買に対する個別管理という内部統制上の大原則の他に、もう1つ重要な内部統制上の要諦があります。それは、「現物の管理」と「帳簿の管理」は別の者がそれぞれ担当し、相互にけん制する必要があるという点であります。これも、内部統制あるいは内部牽制上の鉄則です。しかし、この原則も徹底されていませんでした。

大和銀行ニューヨーク支店は大和銀行国際部の監督下にありました。当時、大和銀行内部では国内派と国際派の主導権争いがあり、同行のコーポレート・ガバナンスの状況が複雑であったことが新聞や雑誌等に紹介されていきました。管理体制がそろわないままで海外進出を断行した背景には、そのような社内の状況が関係していたかもしれません。それはともかく、大和銀行ニューヨーク支店は海外の証券会社30社以上と取引をしていました。また、有価証券の現物を保管する銀行も登場しました。このニューヨーク支店において、先ほど言及しました「告白文」を銀行頭取に送りつけた不正の実行者は、ニューヨーク支店内の内部統制の重大な弱点につけ込み、長年にわたって米国債の売買をほとんど一人で担当していました。

### 不正の構図

図表5をご覧ください。先ほど説明しました内部牽制上の原理を考えますと、図表に示されている証券売買取引を会計帳簿に正しく記帳するという意味での取引管理がA、当該取引に伴って生ずる証券そのものに対する現物管理がBとしますと、AとBの両機能を担当する人間が組織上別であること——会計機能と資産管理機能の分離——によって、それぞれの業務が相互にチェックされることとなります。

図表5 本来の米国債取引の構図

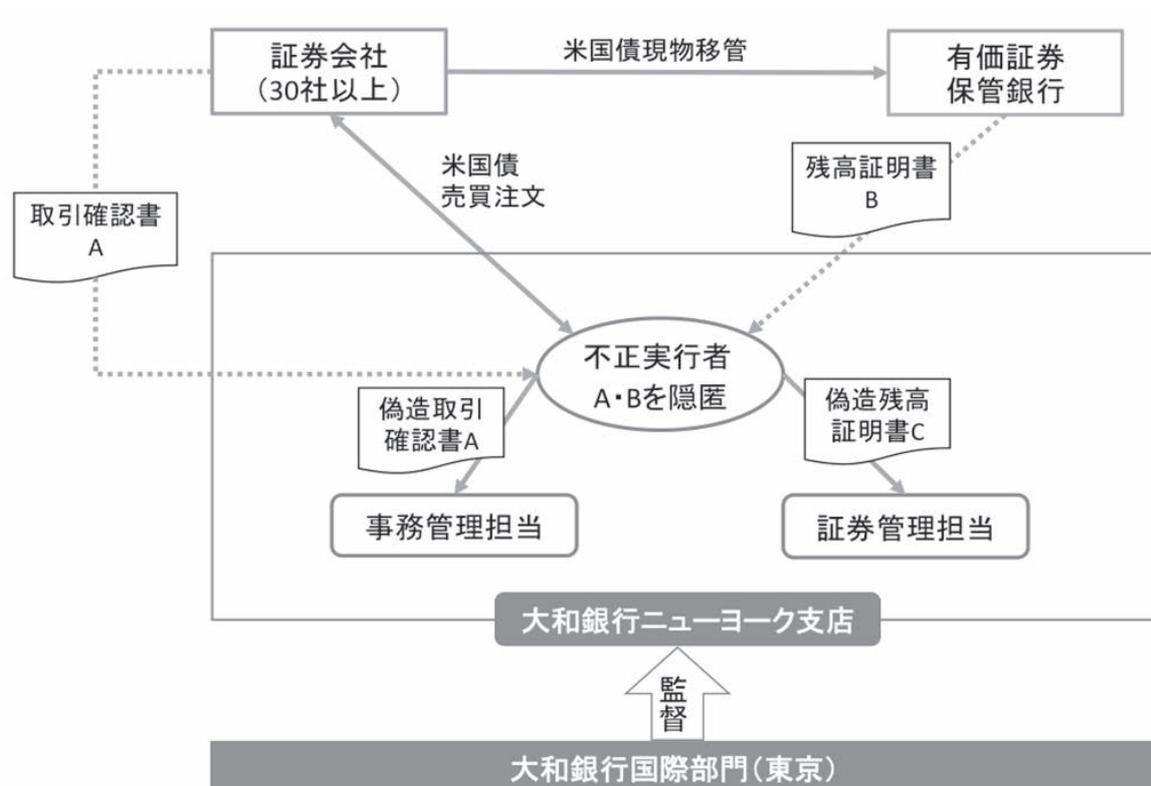


不正実行者は証券会社に対して売買の注文をします。報道あるいは『告白』によりますと、11年間で約3万回以上の取引が証券会社30社との間で行われていました。証券会社は独立した証券保管銀行に現物を預けることとなります。一方、証券会社は当該証券売買取引の確認書を当該証券取引事務管理会社(大和銀行のニューヨーク支店のA氏)に送ることとなります。一方、証券の現物を管理している証券保管銀行は、預かっている証券現物の残高についての証明書を事務管理会社(現物管理責任者)に提出します。これによって、当該取引を事務管理する会計機能と証券現物の保安全管理機能が独立して働き、この間でチェックがなされることとなります。この内部牽制の仕組みが確保されていれば、今回の不正事件は防げたということとなります。図表5は業務に対する内部統制が効いている状況を示しています。

しかし、実際はこの図ではなかったわけです。実際書類の流れをいいますと、証券会社から取引確認書が事務管理担当者ではなく、不正実行者に直接提出されています。この不正実行者は当時のニューヨーク支店ではそれなりの立場にあり、実務経験も長いことから、証券会社との間で取引確認書を直接自分に送るように交渉していました。また同様に、残高証明書についても有価証券保管銀行に対して直接自分に送るように連絡していました。つまり、会計管理に必要な書類と現物管理に必要な書類が不正実行者に集まってしまうという構図が、当時のニューヨーク支

店ではまかり通っていたわけです。不正実行者は A と B の書類を隠匿し、あとは不正の発覚を防ぐために、証券売買取引を行いながら不正な仕事を継続するという経過をたどったわけです。もちろん、本来の事務管理担当者は取引確認書を、現物管理担当者は残高証明書を必要としますので、不正実行者はこれらの書類（AとB）を偽造して、あたかも現物残高が実在しているかのごとく繕ったわけです。ここで先ほどの内部統制上の原則は踏みにじられ、不正の構図が完成したことになります。図表6は、不正の構図を示しています。

図表6 米国債の不正取引の構図



### 不正発覚に失敗した背景

どうして従業員単独によるこの巨額な不正が長期にわたって検出されなかったのでしょうか。当時のニューヨーク支店については、大和銀行本店検査部、大蔵省、日銀、ニューヨーク連銀、そして大和銀行の財務諸表監査に従事していた監査法人が、それぞれの目的に従って検査または監査を行っていました。しかし、いずれの検査・監査でも、検出することに失敗しました。図表7はその理由を要約したものです。

図表7 銀行の不正が10年以上の長期にわたって検出されなかった背景

#### 本店検査部検査

- 2年に1度の本店検査部による検査
- 「書類と書類の照合」を中心とした形式的な検査(訂正の仕方・検印の有無のチェック)
- 「性善説」に溺れた検査手続・・・不正取引自体が複雑であったわけではない

#### 大蔵省検査

- 大蔵省検査予定についての現地への事前連絡
- 旅行気分の甘い大蔵省検査と都市銀行からの過剰接待
- 1994年の検査では、**債券売買業務と証券管理業務の未分離を指摘(業務改善命令)、現実には履行されず**

#### 日銀検査

- 個別の融資案件ごとの資産の健全性の調査を中心とした「資産査定」が中心  
→審査・検査体制やリスクの管理体制の評価

#### ニューヨーク連銀による検査

- 1992年の検査において、**債券売買業務と証券管理業務の未分離**が取り上げられ、
- 1994年には「**債券業務の分離に関する業務改善報告**」を提出、**現実には履行されず**
- 1993年頃から検査の主眼の変化  
担保や支店の資産状況のチェック→取引リスクの評価

#### 監査法人監査(Arthur Andersen Co.が担当)

- 「書類と書類の照合」を中心とした監査

結論を言えば、いずれの検査も、書類と書類の照合のみに終わっていたからであります。本事件を扱った文献や資料によりますと、訂正の方法や検印があるかどうかという形式的なチェックがほとんどで、実質的なチェックはほとんど行われていませんでした。言い換えれば、性善説に立った表面的なチェックだったのです。また、大蔵省検査において、現物管理と帳簿管理が分離されていないことを指摘し、業務改善命令が出されていましたが、これは事実上無視され、業務の改善は行われていませんでした。一方、日銀検査では、資産査定が中心で、今回の不正の構図から見れば、別な視点での検査でありました。つまり、大蔵省や本店検査部の監査それから日銀監査においても、この不正の検出に繋がる手がかりには達していなかったわけです。ニューヨーク連銀の検査においても、業務の未分離が指摘されたのですが、実際にはそのまま放置されていました。監査法人監査においても書類と書類の突き合わせが中心の監査で、いわゆる現物をチェ

ックする監査は行われていませんでした。現物との照合を欠いた検査のやり方あるいは監査のやり方に問題があったことは確かですが、内部牽制上分離しなければならない業務がそのまま放置されているという内部統制上の重大な弱点が検査を通じて指摘されていたにもかかわらず放置されていたこと、これはまさに経営者の責任と言わざるを得ません。

さらに、現在の内部統制の理論の観点からも、当時のニューヨーク支店管理や業務管理についていろいろな問題が指摘されています。大和銀行が急速に営業の国際化を始めたために、英語能力のない支店長の赴任、現地で採用された日本人に対するチェック不足といった人的資源上の問題も指摘されております。また業務管理において、リスクの評価が全く行われていなかったことも指摘されています。内部統制の重要な構成要素である統制環境が脆弱であったこと、さらに同行の内部監査がほとんど形式的なチェックに終始していたこと等、同行の内部統制全体が有効に機能していなかったことが、結果として、今回の大事件を引き起こしたと考えられます。図表8は、当時の大和銀行の内部統制が十分に整備・運用されていなかった状況を、内部統制の構成要素3つ——統制環境・リスクの評価・監視活動——との関係で示したものであります。

図表8 脆弱な統制環境、不十分なリスク評価と監視活動

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務管理の不徹底</li> <li>• 支店管理体制の不備</li> <li>• 業績優先の支店長人事(帰国・昇進)</li> <li>• 経営陣内部の国内派と国際派の確執</li> <li>• 現地採用職員についての不適切な人事方針</li> <li>• 大和トラスト損失に対する経営陣の反省の欠如</li> <li>• 専任の証券運用責任者の不在</li> <li>• 英語能力の欠如した支店長</li> <li>• 証券業務に知識のない職員の本社からの配属</li> <li>• 本部の事前承認を必要としない極度枠のトレーダーの数</li> <li>• 取扱いの認められていない商品の無断取引の横行</li> <li>• 無能な幹部による業務管理の怠慢</li> <li>• 証券取引に関するバックオフィス(管理部門)の欠如 →フロントオフィスの優位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内部監査機能の不徹底(監視活動)</li> <li>• 余りにも形式的な本店検査部検査</li> <li>• 有効に機能しない本店検査・支店検査(監視活動)</li> <li>• 巨額な損失を発見できなかったことに対する内部監査責任者の意識の欠如(監視活動)</li> <li>• 手探りによる海外業務進出(リスク評価)</li> <li>• 会社全体を覆うリスク観念の欠如(リスク評価)</li> <li>• 証券取引リスクを評価できる人材の欠如</li> </ul>
--	--

図表9は、当時のニューヨーク支店における業務実態と、それに対する当局の検査および本店検査部の内部監査の実態とのかい離の状況を①取引決済、②取引確認書、および③記録と現物の照合についてまとめたものであります。すでに言及しましたように、検査も監査も基本的には「記録と記録の照合」に終始し、現物とのチェックが行われていなかったことが、これらの検査や監査が十分に機能しなかった大きな原因でありました。

図表9 大和銀行(NY支店)における業務実態と当局の検査・内部監査

取引決済に関して	検査・監査の実態
<p><b>会社側の業務実態</b></p>	<p><b>検査・監査の実態</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ リコンサイルの場合、決済日(精算日)は無視され、一定期間における出金と入金と同額であれば、たとえ本来入金(出金)すべき日にちが2週間ずれても、事務手続上は相殺可能であった。</li> <li>▶ 実行行為者が大量の国債を売り払っているため現物はないのであるが、数字上の金額が合えば、国債の現物がなくとも、プラス・マイナス=ゼロとみなされてきた。</li> <li>▶ 取引原則に従わず、1週間単位で、決済日にさらに1週間決済を延ばす方法を取り入れる。ほとんどの証券会社は接待漬けの効果もあり黙認し、「飛ばし」(dollar roll)が行われるようになる。しかし、次第に困難となり、顧客の国債を勝手に売却し、貸出伝票の偽造を開始する(証券不足が始まる)。</li> <li>▶ 新しいコンピューター・システムの導入により、「井勘定」は禁止され、「借方」・「貸方」への個別記帳が行われるようになる。</li> <li>▶ 取引量の増大に伴い、顧客の指示による売買の出入金が次第に遅れ、トラブルも増え、職員の解雇や退職も相次ぎ、日常業務は麻痺寸前となる。</li> <li>▶ 1988年から、部下を現地採用し、取引確認を行わせる。しかし、不正取引の確認については、確認不要を指示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 当局の検査においても、問題視されなかった。</li> <li>▶ 当局の検査担当者が証券受渡担当者であったため、残高照合は現実には機能していなかった。</li> <li>▶ 「貸債に出している」との説明で急場を凌ぐ。検査部から保管銀行から送られてくる「再保管残高書」との照合を検査部から指示される→「再保管残高書」の偽造に走ることになる。</li> <li>▶ 再保管残高書は膨大な量になるため、店内検査で検査されることはなかった。</li> <li>▶ 不正な取引については、すべて経過勘定(仮勘定)を通じて行ったため、最終的な照合は行われなかった。</li> </ul>
<p><b>取引確認書に関して</b></p>	<p><b>検査・監査の実態</b></p>
<p><b>会社側の業務実態</b></p>	<p><b>検査・監査の実態</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取引が成立すると、業者から取引確認書が郵送されてくるが、1985年までは、取引決済後には不要なものとして、廃棄されていた。取引確認書は、取引決済上問題があった場合にチェックすればよいとされていた。</li> <li>▶ 取引確認書を取引別に仕分けする作業は大変なため、決済日が過ぎれば廃棄することに、誰も問題意識を持っていなかった。</li> <li>▶ 1988年から、部下を現地採用し、取引確認を行わせる。しかし、不正取引の確認については、確認不要を指示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取引確認書の検査担当部署が他の支店に移ったため、その状況を把握することは難しくなり、不正取引を操作できる期間も10日程度と短くなったが、どのように日にちがずれていても、最終的に金額があっていれば、問題にできなかった。</li> <li>▶ 米国の金融当局の検査は、1989, 1993, 1994年の3回にわたって行われ、検査内容も厳しかったが、取引確認書を取引相手から入手することはなかった。</li> </ul>

## 記録と現物の照合に関して

### 会社側の業務実態

- ▶ 米国債の利払いが半年ごとにあるため、次第に、支払資金の確保が難しくなる。証券管理銀行からの入金額よりも、利払いのための必要資金額が上回り、資金不足となる。そのため、新たに他の顧客の国債を売却し、支払いに充当する。

### 検査・監査の実態

- ▶ 本店検査部・支店検査部、監査法人、そして米国金融当局のいずれの監査や検査においても、「銀行の帳簿記録」と「銀行の外にある現物の残高」との照合は、10年間、行われなかった。



- ▶ 不正が10年間の長期にわたって誰にも察知されなかったのは、「記録と現物の照合」がなされていなかったため。

## 会計監査人に対する法的責任

今回の不正事件は従業員不正であり、財務諸表監査に従事していた監査人（公認会計士）の責任部分は小さいのですが、それでも、当時の同行の監査役会は担当監査人に対する法的責任の追及を検討していたようです。このあたりの状況を、当時の監査役の寺田一彦氏が生々しく書いております。これは、同行株主から監査役会に対して取締役と会計監査人への損害賠償請求訴訟があったこと（資料1を参照）に対応したものであります。結論としては、会計監査人に対する損害賠償責任訴訟は見送られました。そのあたりの簡単な事情は資料2に示されております。

## 資料1

### 損害大和銀行株主から「取締役と監査役に対する賠償請求訴訟提起のお願い」（平成7年10月21日付）

- 監査役としては、商法第274条、同法第275条の2所定の権限を行使して、取締役のこれらの行為を防止すべき義務が存在したのに、これを漫然と怠り、監査報告書に適正である旨の記載をしたものであります。
- ……事件発覚後既に三カ月を過ぎようとするのに、私たちの株式会社大和銀行の役員のうち誰一人として積極的に損失を回避するための具体的な対策を講じるには至っておりません。よって、前述の私たちの株式会社大和銀行の監査役全員および株式会社大和銀行の虚偽の財務諸表について適正意見を表明している(名前省略)監査法人には同額の損害賠償の不真正連帯債務がありますので、前述の監査役全員のみならず、(名前省略)監査法人に対しても同額の損害賠償請求の訴訟を提起してください。
- 出所: 寺田一彦『実録 大和銀行株主代表訴訟の闘い — 被告が書いた詳細記録』中経出版 2002年6月29日 20-21頁。

## 資料2 監査法人の責任の検証

- 監査法人への賠償請求の提起に対しては、大和銀行と監査契約を結んでいる監査法人を調査するために面談をすることにしたその前に、監査法人の銀行に対する監査基準などに関する以下のような表題の資料を日本監査役協会から入手した。

(中省略)

- 日本公認会計士協会が、本事件の監査法人の責任問題にかかわる情報を持っていたかどうかを調べたところ、「海外での現物の直接確認はいろいろ問題があって難しい」との意見があった。そこで当該監査法人から監査業務審査会の意見も聞き、監査法人の責任を問うことは現段階では難しいと私たち監査役会は判断した。
- 実務上では、次の年度の大和銀行側との再任契約に際して、その理由、改善要望など監査役会から取締役側に意見書を提出した。
- 出所: 寺田一彦『実録 大和銀行株主代表訴訟の闘い — 被告が書いた詳細記録』中経出版 2002年6月29日 28-20頁。

### 結びに代えて——コーポレート・ガバナンスとその後の企業改革

今回の事件は日本の大手銀行の海外支店の一従業員による不正でありましたが、この事件が社会的に大きく報道されたのは、同行のコーポレート・ガバナンスがあまりにも脆弱であったことも関係しています内部統制の重要性に対する認識が欠けていたこと、法令順守に対する意識が欠けていたことなど、当時の経営者が負うべき責任は重大であるにもかかわらず、取締役退任後も同行の顧問に就任し、同行との関係をつづけました。当時の企業においては、全体の傾向として、コーポレート・ガバナンスに対する理解は薄く、事件の重大さにもかかわらず、その改革は遅々としたものでありました。また、大手銀行における内部統制の重大な弱点が従業員による巨額な投資損失を許したにもかかわらず、当時の銀行行政の大目付である大蔵省、財務諸表の信頼性を下支えする内部統制の評価に、財務諸表監査との関係において大きなかわりと責任を有する公認会計士監査の総目付である日本公認会計士協会、内部統制の整備・運用に関する取締役の職務の執行に大きく関与する監査役の全国組織である日本監査役協会、そして内部統制に学問的な関わりを有する学会(とりわけ日本会計研究学会)のいずれも、内部統制を取り上げ、それぞれの立場でその重要性を認識し、内部統制の強化に向けての取り組みを積極的に模索する、というところまでは達しませんでした。

ただ、司法の分野では、内部統制に関する重要な展開がありました。内部統制を整備し適切に運用することは経営の問題——すなわち取締役の職務の執行の問題——であること、取締役は業務にかかるリスク管理を取締役の職務の執行として行うこと、監査役は取締役が行ったリスク管

理の状況を評価するとともに、取締役が「善管注意義務」を行使してその職務の執行状況を監査することを明らかにした2つの法的決定が出たことであります(資料3を参照ください)。この2つの法的決定は、その後のわが国の企業社会における内部統制のあり方に関して、関係者に大きな意識の変革を求めることとなりました。しかし、会社法において内部統制に関する規定そして金融商品取引法(証券取引法)において財務報告に係る内部統制の規定が入ったのは、相当先でありました。これだけ社会的に大きな影響を与えた事件があっても、大和銀行事件だけでは、日本の内部統制にかかる環境あるいは経営の状況は変わることはありませんでした。

### 資料3

#### 1997年12月8日 大和銀行株主代表訴訟担保提供命令に対する即時抗告事件における決定(大阪高裁)

- 会社の管理者ないしその監視機関である取締役ないし監査役にとって、内部統制システムの構築及び実施は、会社の組織づくりの基本にかかわる事柄である。
- 担当取締役、担当外取締役及び監査役のいずれにとっても、金融機関である大和銀行の基本的な組織運営にかかる問題として、チェック体制ないし内部統制システムに常に関心を払い、業務執行対象ないし監視対象とすべき事柄であった。

#### 2000年9月20日 大和銀行巨額損失代表訴訟判決(大阪地裁)

- 健全な会社経営を行うためには、リスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制を整備することを要する。
- 取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすべきものと言うべきである。
- 監査役は、商法特例法22条1項の適用を受ける小会社を除き、業務監査の職責を担っているから、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職責を負うのであり、これもまた、監査役としての善管注意義務の内容をなすべきものと言うべきである。

内部統制という重要な経営問題が会計・監査との関係において正面から真剣に取り上げられるようになったのは、アメリカで起きた大企業の会計不祥事—— Enron 事件 (2001) と WorldCom 事件 (2002) の反省から急遽制定された Sarbanes-Oxley' s Act of 2002 からでありま

した。大企業の会計不祥事をうけて、それを許した環境と直接的な原因を徹底的に分析し、それを基礎にして同種の不祥事の再発を防ぐための企業社会の改革に着手したアメリカの社会風土と、不祥事に関係した関係者の法的責任の追及に関心が向けられ、企業不祥事そのものについての分析が十分になされないまま制度改正でもって幕引きとした日本の社会風土との間には、現在においても埋めがたい溝があるように思われます。東芝会計不祥事は、いったい、何を日本の企業社会に残すのでありましょうか。ご清聴ありがとうございました。

## 講演 2

「銀行の経営破綻と規制業種における  
公認会計士監査の限界—会計学からの知見」

早稲田大会計研究所招聘研究員 亀岡 恵理子

○亀岡 早稲田大会計研究所招聘研究員の亀岡です。本日は、このような報告の機会を与えていただき、また、休日の午前にもかかわらず、会場に来ていただきありがとうございます。私からは、「銀行の経営破綻と規制業種における公認会計士監査の限界—会計学の知見」というタイトルで報告させていただきます。具体的には、1990年代の主要な企業不祥事のうち、日本長期信用銀行の事例を取り上げます。

(パワーポイント)

今から20年以上も前の1990年代の日本というのは、バブル経済の崩壊や金融行政の転換、会計ビッグバンといったさまざまな変化が訪れた時代でありました。シート2に時系列で示していますが、こうした変化にまみえて、複数の金融機関が経営破綻しております。また一部の金融機関では、経営破綻に伴い、経営者だけでなく、監査を担当した監査人に対しても訴訟が提起されています。それまで我が国では、行政処分の形でも、民事訴訟、刑事訴訟の形でも、監査人に対する責任がほとんど追及されてこなかったということを踏まえると、1990年代後半からの動きというのは注目に値するものと思われれます。なかでも日本長期信用銀行（長銀）の事例は、1998年に長銀が日本史上最大の銀行破綻を迎えた事例であり、また、監査訴訟の幕あけを象徴する事例の1つであると位置づけられます。

こうしたことから、私は長銀の事例研究を行おうと考えたわけですが、会場の皆様の中には、なぜ今さらこのような古い事例を取り扱うのか、既に民事訴訟も刑事訴訟も決着した事例を今さら蒸し返す必要があるのかとお考えになる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、副題にも示したとおり、会計学の立場からは、法的責任の追及が終わった今からこそ、事例の会計上の意味を明らかにするスタートとなるのではないかと考えます。

長銀については皆様それぞれ異なる理解をお持ちかと思しますので、まずはある程度共通の理解を確立するために、長銀の設立から経営破綻までを押さえておきたいと思えます。

日本長期信用銀行は、1952年12月に、同年6月に成立した長期信用銀行法に基づき、資本金15億円で設立された民間の金融機関です。戦後復興期の設立当初には、設備資金を長期に需要する製造業を中心に貸し出しを行い、日本経済の成長に貢献したとされています。経済発展に伴い、1960年代以降、主要顧客の資金需要が低下していくと、長銀は貸出先を多様化させます。そして1970年には、証券取引所に上場しております。

1985年からは、バブル経済の到来により株価および地価が急高騰しました。こうした中、企

業は銀行借り入れから資本市場を通じた資金調達へと金融の仕方を変えることとなります。これにより、巨額の資金を持て余した銀行は、各行が新規の取引企業を求めて熾烈な貸出競争を繰り広げました。その際、銀行の融資先は、都市機能の高度化や持ち家需要の高まりなどにより大きく成長が見込まれ、かつ資金需要が桁違いに大きい不動産業や建設業へと向かうこととなります。長銀も他の銀行と同様に、バブル期には不動産関連融資に傾斜していきます。

1990年頃よりバブル熱が鎮静化しバブルが崩壊すると、長銀がバブル経済期に行った融資が焦げつき、不良債権問題を抱えることとなります。最終的に、1998年10月23日、長銀は特別公的管理を申請し、公的資金投入を受けて一時国有化されます。これが我が国史上最大の銀行破綻として記録されるものです。

経営破綻後の長銀では、旧経営陣の退任、預金保険機構による新経営陣の選任などが進められました。また、金融再生法の第50条の規定を踏まえて設置された内部調査委員会のもと、資産の選別や旧経営陣の責任追及に向けた検討も進められました。やがて税金投入を伴う経営破綻につながった経営責任の所在を明らかにすべきとの社会的風潮が高まる中、責任追及の焦点は次第に不良債権隠しや飛ばしといった旧経営陣による粉飾決算疑惑へと移行していくこととなります。

その後、旧経営陣に対しては、民事と刑事の両面から責任が追及されました。まず、刑事のほうでは1999年6月10日、旧経営陣3名が逮捕され、その後、起訴されています。また、民事のほうでは1999年12月以降、複数名の旧経営陣に対して訴訟が提起されています。

それら訴訟の一覧をまとめたものが次のシート5になります。

これは、判例データベースや新聞の情報など、可能な限りの情報を収集して事実関係をまとめたものです。一番左手の列は、説明を容易にするため私が任意で番号を振ったものですが、刑事では1件、民事では計6件の訴訟が識別されました。これらそれぞれについて訴訟関係者、争われた事柄、判決および公表された判例、そして責任の有無についてまとめてあります。このうち刑-1、民-1、そして最後の民-6が財務報告に関連した訴訟となっております。これら3件については、この後の説明でさらに詳しく触れていきたいと思えます。

民-3や民-4のように融資や支援に関連して旧経営陣の責任が一部認められたものがありますが、全体として、長銀の旧経営陣に対しては無罪判決が下されています。刑事でははじめは有罪でしたが、最後には無罪決着となっております。

長銀の規模やその性質から、長銀事例は多数の学問領域において関心対象となり得る学際性のある事例であると考えられます。中でも法律学と会計学は、訴訟争点を介して関心を一部共有します。

法律学においては、先ほど判例公開されている表を示しましたが、判決の多くが後の裁判の際の先例となり得る重要なものとして公開されていることから、長銀事例が自然と関心を集めることと想定されます。加えて、長銀裁判の特徴は、同じ違法配当の論点で争った刑-1と民-1の

2事案において、民事では一貫して責任なしとされた一方、刑事では第1審と控訴審で有罪となったところから判決のねじれが生じたことです。この判決のねじれは、2008年の最高裁での逆転無罪判決により解消してはいますが、こうした特徴から法律学の領域では長銀事例が高い注目を集めたようです。

民事と刑事との間の判決のねじれは、旧経営陣が選択・適用した貸出金の評価にかかわる会計処理が公正なる会計慣行に準拠していたか否かをめぐり司法の見解が対立したことに由来します。裁判では、商法第32条第2項規定の「公正なる会計慣行を斟酌すべし」の意義、内容、法規範性に関する最高裁の見解が初めて示され、その判決を受けて、法律学領域では多数の判例評釈や学術論文が公表されております。その中では、同規定の解釈や課題に係る議論が複数展開されています。

このように、訴訟争点が会計処理や公正なる会計慣行といった、まさに企業会計の中心的トピックを扱うものであることから、長銀事例は会計学の領域でも当然に注目を集めるのではないかと考えられます。しかも、刑事の最高裁判決での裁判官の補足意見は、会計・監査上の問題を提起しています。

シート7のうち枠で囲った部分だけ一部抜粋して読み上げますと、「長銀の本件決算は、その抱える不良債権の実態と大きくかい離していた」「企業の財務状態をできる限り客観的に表すべき企業会計の原則や企業の財務状態の透明性を確保することを目的とする証券取引法における企業会計の開示制度の観点から見れば、大きな問題があったものであることは明らか」というように述べられています。

このように、会計・監査上の問題を提起している長銀事例ではありますが、法律学領域とは対照的に、会計学領域では長銀事例を記述・分析対象としてそれほど取り上げていません。その理由はいくつかあると思いますが、私はその理由の1つとして、長銀が属する銀行会計の特殊性に由来する会計学研究の不足があるのではないかと推察します。日本初の株式会社を銀行とする我が国では、銀行会計は会計史上最も古い経歴をもち、他の産業部門の企業会計制度の範をなしてきた由緒あるものとされています。しかしながら、銀行業は事業の独自性や財務諸表の特殊性から、会計学研究において、とりわけアーカイバル手法を採用する研究では分析対象から外され、特別扱いされる傾向があります。

銀行会計の特殊性は、その会計規制構造にも表れています。通常、企業一般の会計は、現会社法の前身である商法、現金融商品取引法の前身である証券取引法、そして法人税法によって影響を受けます。大会社、上場企業および納税義務のある法人であった長銀もまた、これら企業一般の会計規定の影響を受けるはずですが、銀行業に対しては、これらに加えて銀行業特有の会計規定が働きます。

そして、銀行業特有の会計規定は、監督官庁、当時の大蔵省と密接に関係していました。その規制内容には、フォーマルなものとインフォーマルなものがありますが、フォーマルなものとし

ては、長期信用銀行法やその下の法令規則があります。なかでも大蔵省制定の銀行法施行規則が銀行会計に実務上大きな役割を果たしていたとされています。また、インフォーマルには、大蔵省は通達その他の口頭指導により銀行経営を事細かに監督していたとされています。シート8に示した図は、銀行業の会計規制構造の一般的なものを示したのですが、次に個別具体的な財務報告について見ていきたいと思えます。

注目する財務諸表項目は貸出金です。貸出金は、総資産のうち最も高い割合を占める銀行業ならではの財務諸表項目です。長銀の1998年3月期では、その総資産の約65%を占める財務諸表項目でした。さらに、財務報告に関連した訴訟3件においては、その評価が問題となっております。

貸出金関連の会計処理については、まず回収困難の見込みがあると評価された貸出金、いわゆる不良債権について、財務諸表本体において引当処理、または損失を確定させる償却処理のいずれかを行うこととなります。仕訳で示すと、引当処理としては、借方、貸倒引当金繰入額、貸方、貸倒引当金となります。一方、償却処理としては、借方、貸出金償却、貸方、貸出金となります。

さらに、金額的重要性の高い貸出金関連の情報をより詳細に伝達するため、財務諸表本体だけでなく注記でもこれらの情報を開示しなければならないとされています。

仕訳で示したこの4つの財務諸表項目と関連する注記を1990年代の長銀財務報告より抜粋して示したものがシート10になります。

一番右の列の太線枠で囲っている1998年が長銀の財務報告関連の訴訟において争点となった年度です。法律学上は、こちらの1年度にしか焦点があてられていませんが、バブル経済の崩壊時期から考えると、1990年代前半初頭には既に長銀が不良債権問題を抱えていたものと推察されます。しかしながら、財務諸表項目を見ると、貸倒引当金繰入額も貸出金償却もその当時はあまり積み増しされておらず、また、貸出金に係る注記についてもほとんど開示がなされていないことが分かります。従って、長銀事例を会計学の観点から捉える際には、法律学上の対象となる1998年3月期だけでなく、それより前の期間についても見ておく必要があると考えます。

そこで以下では、1990年から1997年の長銀財務報告と1998年の長銀財務報告の2つに分けて、それぞれの財務報告を見ていきたいと思えます。

まず、1990年から1997年の長銀財務報告について。先ほど1990年代初頭には、長銀は既に不良債権問題を抱えていたであろうと説明しましたが、その不良債権のルーツは、バブル期に実行された2経路の不動産関連融資にありました。

第1経路は、長銀が不動産業・不動産関連業種顧客に直接貸し出しを行うものです。代表的にはイ・アイ・イ・インターナショナル（EIE）といった顧客に、長銀は量的拡大を目指した融資戦略を展開し、審査部門の権限が弱小化したまま、ひたすら融資を行ったとされています。

第2経路の融資は、自ら預金を預け入れることはできないけれども、貸し出しのみ行うことができるノンバンクと呼ばれる事業体に対する貸し出しです。長銀がノンバンクに貸し付けた後、ノンバンクはバブル期に例外なく不動産関連融資を実行しました。

こうした2経路で行われた長銀グループの不動産担保融資はバブル崩壊により一気に不良債権化することになります。EIE向け貸し出しは同社の1990年の資金ショートにより問題が発生しました。また、1991年には長銀リースほかのノンバンクの経営悪化も顕著になったとされています。

しかしながら、シート10の表で示したとおり財務報告上はこうした不良債権の問題が全く見てとれなかったことが分かります。それは、当時の会計基準が財務報告において、そうした情報を開示すること、会計処理することを要求していなかったからです。

当時の会計基準として、まず不良債権の開示については、1992年まで実質的に基準が皆無の状態でした。しかし、後に国内外からの批判を受けて、不良債権の開示は段階的に開示拡充されております。

一方、引当・償却処理に係る会計基準については、1990年から1997年まで同一基準が適用されてきました。その際、具体的な会計処理方法を提示したのが1982年に大蔵省銀行局が発出した通達に定められた決算経理基準です。決算経理基準は、引当・償却処理に法人税法上の損金算入が認められる金額を処理する無税扱いと、それ以外の有税扱いの2つを認めておりましたが、どちらの扱いにより、どれだけの金額を引当・償却するのかの判断は、金融機関ではなく大蔵省の強い影響下に置かれたとされます。

有税扱いの処理については、大蔵省の意に反する例外的な処理と考えられ、実質的に行うことは不可能とされていました。他方、無税扱いの処理については、損金算入を認める金額は大蔵省の金融検査官が回収不能額およびそれに準ずる状況にあると証明した不良債権のみとする償却証明制度がとられておりました。

また、長銀からノンバンクへの貸し出しが先ほどの図でありましたが、そのノンバンク向け貸出金については、銀行が金融支援を継続する限り引当・償却処理しないというのが当時の実務として行われておりました。

こうした会計慣行のもと、長銀の不良債権問題への取り組み姿勢というのは、不稼働資産の顕在化を防ぎつつ、種々の方策により段階的に処理をするという路線がとられたそうです。長銀が行った不良債権処理の手法は主に3つあります。

1つ目は、新設の受け皿会社による担保不動産の買い取りです。これは、長銀がグループ会社間で出資を分散して受け皿会社を設立し、長銀から融資を受けた受け皿会社が不良債権化した担保不動産を買い取るというものです。この手法は、帳簿上、不良債権が受け皿会社への貸出金へと名目を変える効果をもつことになります。しかしながら、担保不動産を買い取った受け皿会社の多くは債務超過状態であり、長銀が新たに貸し出した資金の大半は、そこでも不良債権化するという悪循環に陥っていたようです。

2つ目と3つ目の手法は、債権放棄と新規融資です。これは、長銀自体への信用問題への波及防止のため、経営困難に陥った企業を救済する目的で実施されました。また、母体行責任論とい

う当時の考え方のもと、正当化された手法でありました。ノンバンクに対する債権放棄、または融資は、当時の会計基準のもとでは引当・償却処理を回避する効果をもつことになります。

1998年度のみ焦点をあてている裁判ではこれらが争われていないようですが、一連の手法が経営破綻後にマスコミなどによって不良債権隠しや飛ばしとして社会的な批判を浴びたものです。

これらは、当時の会計基準のもとでは正当化される手法であったかもしれませんが、会計基準の不備と不完全性が、不良債権の実態を覆い隠す不良債権処理と財務報告を可能にしたものと考えられます。

以上、ここまでが1990年から1997年までの長銀財務報告についてです。次は、1998年の長銀財務報告について見ていきたいと思えます。

1990年代後半には、金融機関を取り巻く制度環境は2つの重大な転換を迎えました。第1の転換は、償却証明制度の廃止、そして1998年4月から早期是正措置制度が導入されるという転換です。新たに導入される早期是正措置制度のもとでは、金融機関が自らの資産の健全性を自己査定し、その結果算出された自己資本比率が一定値を下回った場合には、監督当局への業務改善計画の提出ほか必要な是正措置の命令を受けること、それでも改善されない場合には破綻処理へと移行することとなります。これは、従来、大蔵省の影響を強く受けていた引当・償却処理の判断が金融機関の自主性に任されるようになったことを意味する制度改革です。

第2の転換は、1998年6月の金融監督庁の発足です。これにより、それまで大蔵省が所管した金融検査部門、銀行・証券両局の金融機関監督部門、証券取引等監視委員会が金融監督庁に移管されたことで、銀行監督の担い手が変わり、監督姿勢も変わったということになります。

そして、1998年3月期は、こうした制度環境の変化が一気に発現する初年度でありました。

早期是正措置を導入することに伴い、貸出金の引当・償却に伴う会計処理の変更が起きました。新しい早期是正措置のもとでは、まず金融機関が独自に作成した自己査定ルールに基づき資産を評価し、その後、監査法人がその結果を監査し、最後に金融監督庁が金融検査において自己査定の正確性等を検証するというプロセスがとられます。

新制度の開始に先立つ1997年、一連のプロセスにかかわる関係各所によって、自己査定の実施方法に関する複数の通達および業界関連文書が作成されました。シート17の表に示したこれらは、全体として引当・償却処理に係る新しい会計基準を形成しました。1990年から1997年まで適用されていた会計基準を旧会計基準とすると、これらは引当・償却処理に係る新会計基準であったと見ることができます。

裁判では、まさにこの1998年の長銀財務報告において、新旧どちらの会計基準に準拠するのがよいかという点が争われました。長銀はというと、旧会計基準には準拠するものの、新会計基準からは逸脱する自己査定ルールを作成し、貸出金を評価しました。両者の適用によってどのようなインパクトがあるかについては、シート18の表にまとめているとおりです。

まず、両会計基準の相違点については、ノンバンク向け貸出金の扱いについて大きな違いがあります。旧会計基準は、銀行がノンバンクに対して金融支援を継続する限りは引当・償却処理しないことを許容したのに対して、新会計基準は金融支援する場合でも貸付先の客観的な財務状態を重視して引当・償却処理することを求めるものとなっていました。

また、旧会計基準に準拠した場合、長銀の当期末処理損失は約 2716 億円ですが、新会計基準に準拠した場合には約 5846 億円と約 3000 億円の相違があります。新会計基準に準拠した場合には、長銀は無配はもとより、自己資本比率が大幅に低下し、早期是正措置の発動が必要な状況になっていたといえます。このため、新旧どちらの会計基準を適用するかは、長銀の経営生命を大きく左右する極めて重要な会計判断であったことと推察されます。

では、どちらの会計基準に準拠するのがよかったのかという点については、大蔵省と金融監督庁の間でも意見が分かれており、司法も有罪判決と無罪判決で判断が大きくぶれたこと、また、当時の実務の間でも、ある銀行は旧基準に従い、また別の銀行は新基準に従ったというようになり適用上の混乱があったようです。このようなぶれや混乱があった理由は、新会計基準の解釈および適用に相当の幅が認められていたためです。

最高裁判決は、内容に具体性や定量性が乏しく、明確性を欠いていた新会計基準は 1998 年 3 月期において厳格に従うべき唯一の会計基準であったとはいえないと判断し、1998 年 3 月期の長銀財務報告の適法性を認定しました。これにより、司法上は粉飾決算がなかったということが確定したと考えられます。

会計学の観点からは、適法性の観点ではなく、適正表示の観点から長銀の財務報告がどうであったかという点が興味深い点であると思われませんが、司法の場では、適正表示の観点からの長銀財務報告は検討されておられません。司法の結論は、法律学者の間では概ね肯定的に捉えられているということです。その判例の解釈として以下のような解釈もあります。「より一般化して理解するならば、例えばイギリスなどのように、個別の会計基準に従っている否かを問わず、真実かつ公正なる概観を示さないことが会社法違反に当たるという考え方は我が国の商法や証券取引法の解釈としては採用しないという立場をとったものと理解するのが最も無理がない」

しかしながら、このような解釈を会計上適用してしまうと、基準設定主体にはより細かい基準設定を求めることになり、また、経営者や監査人に対しては会計基準を厳格に準拠することを求めるようなことにつながるかと思われまます。しかし現在、国際的な潮流としては、原則主義を指向する I F R S が存在していることからすると、長銀判決の解釈から導かれる、我が国の企業会計のあり方に対する司法判断は、現在の国際的潮流には逆行することになるのではないかと考えます。

このように司法の場では、適正表示の観点から長銀財務報告は検討されなかったとはいえるものの、最高裁判決の補足意見では、長銀財務報告の適正表示を疑問視する見解が示されていました。会計は法的形式より経済的実質を重視する考え方をとることから、補足意見は会計上の問題を投

げかけていると考えます。

新会計基準が形成された背景には、旧会計基準に準拠した財務報告では不良債権の実態を正確かつ客観的に把握できないとの問題意識があったものと考えられます。従って、会計上は長銀判決をどのように受け止めるかという点は、司法の判決とは別に考えておく必要があるのではないかと考えます。

以上、1990年代の会計について見てきました。全体として、会計・監査の役割という点を考えると、バブル期の会計・監査は機能不全であったと考えます。なぜならば、会計・監査の役割というのは、経営者が企業の財政状態および経営成績を適正に表示する財務諸表を作成することによって、また会計・監査の職業的専門家である公認会計士が財務諸表の適正表示に対して合理的保証を与えることによって、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供することだからです。しかし会計上の問題については、経営者に対する無罪判決をもって法的責任はないとされました。

一方、長銀監査をめぐる責任追及については、どのような対応があったかという点、シート20の下段に示しているとおりで。長銀の監査を担当した太田昭和監査法人に対しては、RCCと株主から民事訴訟が2件提起されました。しかしながら、RCCとの訴訟においては監査法人側が法的責任を認めることなく和解、そしてもう一方の株主から提起された訴訟については粉飾決算の存在自体が認められなかったため、請求棄却という結果になっています。

また、大蔵省および日本公認会計士協会もそれぞれ長銀監査について調査を行いました。その後、行政処分や懲戒処分の情報が出ていないことからすると、特に問題視はされなかったのではないかと考えられます。さらに、太田昭和監査法人が法人内で行った調査では、1998年3月期の長銀監査には問題なしとの結論が下されています。

長銀事例の場合、会計上の問題がなしとされたことから、特定の公認会計士や監査法人に対して監査上の法的責任を課すということは非常に難しいと思いますが、そうした法的責任の問題からは離れて、この事例をもとに公認会計士監査をめぐる論点2つを示すことによってこの報告を締めくくらせていただきたいと思います。

まず、論点1としては、公認会計士監査の役割は会計基準準拠性の判断と適正表示の判断のどちらに重きが置かれるのかという点です。監査の古典文献や教科書は、監査の本質は後者の役割にあると説きます。なぜならば、基準開発が実務に遅れをとる場合や経済環境が著しく変化する場合など、会計基準は時に不完全となる場合があるからです。

1990年代の銀行会計というのは、まさにこの問題をはらんでいたものと考えられます。バブル経済崩壊という経済環境の激変を迎えながら、会計基準は長年、変化に硬直的でありました。また、1998年になってようやく形成された新会計基準は解釈や適用に相当の幅を残す弱点のあるものでした。

こうした不備のある会計基準があるとき、公認会計士監査の役割としては、会計基準準拠性の判断を超えて適正表示の判断に重きが置かれるべきであるとは考えますが、一方で当時および現

在の制度には公認会計士監査の限界があると考えられます。それが論点2に相当します。

論点2、公認会計士が実際に基準準拠性を超えた適正表示判断に基づき、監査意見を表明できるかという点については、現行の制度上は極めて難しいと思わざるを得ません。なぜならば、我が国にはイギリスやアメリカのように、会計基準を適用することが、かえって財務報告の適正表示を損なう場合には、既存の会計基準からの離脱を認める離脱規定が存在しません。従って、会計基準に不完全性がある場合、公認会計士はある意味、悪法も法なりと当該会計基準を守らざるを得ないという制度になっているかと思われま。

さらに、今回の分析対象とした長銀のような銀行業の監査には、もう1つ公認会計士の適正表示の判断を難しくする要因があるのではないかと考えます。それは、銀行業の会計は監督官庁の影響を強く受ける一方で、監査の担い手である公認会計士を規制監督するのもまた銀行業と同じ監督官庁であるということです。当時は大蔵省が銀行業界と公認会計士業界を規制監督していたわけですが、銀行監査において会計基準から離脱する、または会計基準に準拠していても不適正意見を表明するということは、公認会計士が大蔵省に歯向かうことを意味します。このような中で公認会計士が独立的な適正表示判断を発揮できるかどうかは非常に悩ましいと思われま。ここに公認会計士監査の限界があったのではないかと思われま。

以上でこの報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

## 銀行の経営破綻と規制業種における 公認会計士監査の限界—会計学の知見

早稲田大学会計研究所 招聘研究員  
亀岡 恵理子



シート1

### 1990年代後半からのわが国金融危機

- 1990年代の日本
  - バブル経済の崩壊
  - 金融行政の転換
  - 会計ビッグバン
  - 複数の金融機関の経営破綻
  - 監査責任を追及する動き
- 日本長期信用銀行(長銀)事例
  - 1998年、日本史上最大の銀行破綻
  - 監査訴訟の幕開けを象徴する事例の1つ



2

シート2

## 長銀の設立から経営破綻まで

- 1952年12月、同年6月に成立した長期信用銀行法に基づき資本金15億円で設立
  - ・戦後復興期の設立当初には、設備資金を需要する製造業を中心に貸出
  - ・経済発展に伴い1960年代以降、主要顧客の資金需要は次第に低下  
→貸出先の多様化
- 1970年4月、東京証券取引所および大阪証券取引所に上場
- 1985年からのバブル経済到来...株価および地価の急高騰
  - ・企業は銀行借入れから資本市場を通じた資金調達へ
  - ・巨額の資金を持て余した銀行は各行、新規取引企業を求めて熾烈な貸出競争へ
    - ✓ 銀行の融資先は、都市機能の高度化や持ち家需要の高まりなどにより大きく成長が見込まれ、かつ、資金需要が桁違いに大きい不動産業や建設業へ
    - ✓ 長銀も他の銀行同様、バブル期には不動産関連融資に傾斜
- 1990年頃よりバブル熱が沈静化、バブル崩壊
  - ・長銀がバブル期に注力した融資焦げ付き、不良債権問題を抱える
- 1998年10月23日、特別公的管理を申請、公的資金投入を受けて一時国有化  
...わが国史上最大の銀行破綻

3

シート3

## 経営破綻後の長銀

- 旧経営陣の退任、預金保険機構による新経営陣の選任
- 金融再生法第50条の規定を踏まえて設置された内部調査委員会のもと、資産の選別や旧経営陣の責任追及に向けた検討
  - 税金投入を伴う破綻につながった経営責任の所在を明らかにすべきとの社会的風潮のなか、責任追及の焦点は次第に「不良債権隠し」や「飛ばし」といった旧経営陣による「粉飾決算」疑惑へと移行
- 旧経営陣に対する責任追及
  - ・ 1999年6月10日、旧経営陣3名逮捕、その後起訴
  - ・ 1999年12月以降、複数名の旧経営陣に対して複数件の民事訴訟提起

4

シート4

## 長銀旧経営陣に対して提起された刑事・民事訴訟

◆ 刑事裁判					
No.	被告人	申し立てられた法令違反事実	判決年月日等(判例)	責任の有無	
刑-1	旧経営陣 3名	有価証券報告書の虚偽記載による証券取引法違反 および違法配当による商法違反	2002年9月10日 東京地裁第一審判決(刑集62-7-2489)	有	
			2005年6月21日 東京高裁控訴審判決(判時1912-135)	有	
			2008年7月18日 最高裁上告審判決(判時2019-10)	無	
◆ 民事裁判					
No.	原告	被告	申し立てられた損害	判決年月日等(判例)	責任の有無
民-1	長銀/ RCC*	旧経営陣 8名	違法配当に関連した損害	2005年5月19日 東京地裁第一審判決(判時1900-3)	無
				2006年11月29日 東京高裁控訴審判決(判タ1275-245)	無
				2008年7月18日 最高裁第二小法廷決定	無
民-2	同上	旧経営陣 4名	リゾート開発会社(イ・アイ・インターナショナル) に対する緊急支援融資に関連した損害	2002年7月18日 東京地裁第一審判決(判時1794-131)	無
				2004年9月22日 東京高裁控訴審判決	無
				2005年3月17日 最高裁上告審判決	無
民-3	同上	旧経営陣 1名	マリンリゾート開発運営会社(日本海洋計画) に対するプロジェクト資金融資に関連した損害	2002年4月25日 東京地裁第一審判決(判時1793-140)	有
民-4	同上	旧経営陣 10名	主要関連/バンク3社(日本リース、日本ランディック、 エヌイーディー)に対する支援に関連した損害	2004年3月25日 東京地裁第一審判決(判時1851-21)	一部有/ 一部無
民-5	RCC	旧経営陣 4名	-	-	-
民-6	株主	旧経営陣 10名**	虚偽の財務諸表に基づき 不当に高値で株を購入させられたことに関連した損害	2007年4月13日 大阪地裁第一審判決(判時1994-94)	無

\* 1999年12月に長銀が提起した民-1から民-4の訴訟は後に、RCC(整理回収機構)に引き継がれた  
\*\* 当該訴訟では、旧経営陣10名のほかに監査法人も被告に名を連ねている

5

シート5

## 訴訟争点を介した法律学と会計学との交錯

- 長銀事例は、多数の学問領域において関心対象となりうる学際性ある事例
  - ・ なかでも法律学と会計学は、訴訟争点を介して関心を一部共有
- 法律学領域における長銀事例
  - ・ 判決の多くが後の裁判の際の先例となりうる重要なものとして判例公開
  - ・ 同じ違法配当の論点で争った2事案(刑-1と民-1)
    - 民事では一貫して責任無し⇔刑事では第一審と控訴審で有罪
    - 「判決のねじれ」は、2008年最高裁での逆転無罪判決により解消
  - ・ 司法判断は、訴訟争点「旧経営陣が選択・適用した貸出金の評価に関わる会計処理が公正なる会計慣行に準拠していたか否か」を巡り対立
    - 裁判では、商法第32条第2項規定「公正なる会計慣行を斟酌すべし」の意義、内容、法規範性に関する最高裁の見解が初めて示される
    - 判決を受けて、法律学領域では多数の判例評釈や学術論文が公表、同規定の解釈や課題にかかる議論を展開

6

シート6

## 会計学領域における長銀事例

- 最高裁判決での裁判官の補足意見は会計・監査上の問題を提起:

「業績の深刻な悪化が続いている関連ノンバンクについて、積極的支援先であることを理由として税法基準の考え方により貸付金を評価すれば、実態とのかい離が大きくなることは明らかであると考えられ、長銀の本件決算は、その抱える不良債権の実態と大きくかい離していたものと推認される。このような決算処理は、当時において、それが、直ちに違法とはいえず、また、バブル期以降の様々な問題が集約して現れたものであったとしても、企業の財務状態をできる限り客観的に表すべき企業会計の原則や企業の財務状態の透明性を確保することを目的とする証券取引法における企業会計の開示制度の観点から見れば、大きな問題があったものであることは明らかと思われる。」

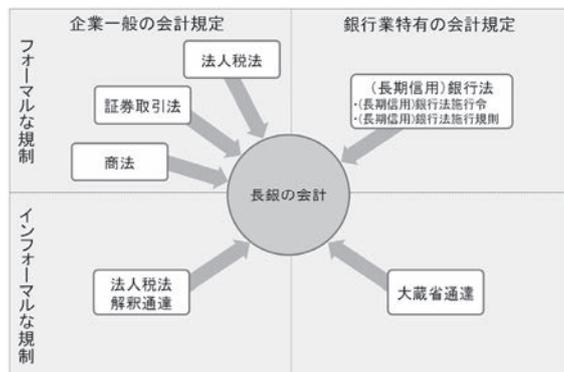
- ⇒ 会計学領域では長銀事例を記述・分析対象としてそれほど取り上げていない

- 長銀が属する銀行会計の特殊性に由来する会計学研究の不足
- 日本初の株式会社を銀行とするわが国では、銀行会計は会計史上最も古い経歴を持ち、他の産業部門の企業会計制度の範をなしてきた由緒あるもの(片野 1968, 177)
  - 銀行業は、事業の独自性や財務諸表の特殊性から、会計学研究において、とりわけアーカイバル手法を採用する研究では分析対象から外され、特別扱われる傾向あり(中野・高須 2013, 106-108)

シート7

## 銀行業の会計規制構造

- 企業一般の会計規定 + 銀行業特有の会計規定
- 銀行業特有の会計規定は監督官庁(当時、大蔵省)と密接に関係
    - 大蔵省制定の銀行法施行規則が銀行会計に実務上大きな役割を果たす
    - 大蔵省は通達その他の口頭指導により銀行経営を事細かに監督



8

シート8

## 貸出金関連の財務報告

### □ 貸出金

- 総資産のうち最も高い割合を占める銀行業ならではの財務諸表項目
  - 長銀の1998年3月期では総資産の約65%を占める
- 長銀訴訟3件(刑-1、民-1、民-6)ではその評価が問題

### □ 回収困難の見込みがあると評価された貸出金(不良債権)の会計処理

- 財務諸表本体: ①引当処理、または②償却処理

単位: 百万円

①	(借)	貸倒引当金繰入額	XX	(貸)	貸倒引当金	XX
②	(借)	貸出金償却	XX	(貸)	貸出金	XX

### 注記開示:

- 金額的重要性の高い貸出金関連の情報をより詳細に伝達

9

シート9

## 1990年代の貸出金関連の長銀財務報告

単位: 百万円

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	
財務諸表本体	[BS 項目]									
	貸出金	18,338,872	18,992,483	19,453,278	19,299,218	19,153,719	18,889,719	18,981,796	18,860,703	
	貸倒引当金	135,178	125,993	134,083	161,580	314,506	396,753	497,588	443,541	
財務諸表本体	[PL 項目]									
	貸倒引当金繰入額	25,743	-	15,748	40,059	168,166	97,860	158,518	46,928	
	貸出金償却	4,417	287	188	3,051	18,635	12,052	302,251	19,608	
注記開示	貸倒引当金の計上基準にかる重要な会計方針の注記事項	銀行業の決算経理基準に基づき、税法上の貸金の3/1000に相当する額を引き当てるほか、貸金等について回収可能性を検討して計上								
	貸出金にかる注記事項	-	-	-	• 破綻先債権額 • 延滞債権額	• 破綻先債権額 • 延滞債権額	• 破綻先債権額 • 延滞債権額	• 破綻先債権額 • 延滞債権額 • 金利減免債権額	• 破綻先債権額 • 延滞債権額 • 金利減免債権額 • 経営支援先に対する債権額	• 破綻先債権額 • 延滞債権額 • 金利減免債権額 • 経営支援先に対する債権額
	貸倒引当金繰入額にかる注記事項	-	-	-	-	-	-	• 住宅金融専門会社5社に対する貸出金にかる繰入額	-	-
	貸出金償却にかる注記事項	-	-	-	-	-	-	• 住宅金融専門会社に対する貸出金にかる債務免除額	-	-

ハブル圏域

10

シート10

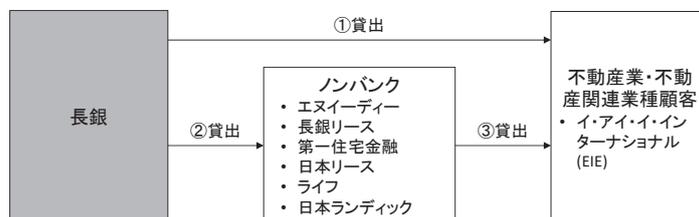
## 1990-1997年の長銀財務報告

11

シート 11

## 長銀の不良債権問題

- 不良債権のルーツ...バブル期に実行された2経路の不動産関連融資
  - ① 長銀の顧客向け貸出
    - 量的拡大を目指した融資戦略を展開、審査部門の権限は弱体化
  - ② ノンバンク向け貸出
    - ノンバンクはバブル期に例外なく③不動産関連融資を実行



- バブル崩壊→長銀グループの不動産担保貸出は一気に不良債権化
  - EIE向け貸出は同社の1990年の資金ショートにより問題発生
  - 1991年には長銀リース他のノンバンクの経営悪化も顕著に

12

シート 12

## 引当・償却処理にかかる会計基準

- 不良債権の開示...1992年まで実質的に皆無  
→ 後に国内外からの批判を受けて段階的に開示拡充
  
- 引当・償却処理にかかる会計基準...1990年から1997年まで同一基準
  - 具体的な会計処理方法を提示したのが1982年に大蔵省銀行局発出の通達に定められた「決算経理基準」
  - 引当・償却処理に、法人税法上の損金算入が認められる金額を処理する「無税扱い」とそれ以外の「有税扱い」の2つを認める
  - どちらの扱いにより、どれだけの金額を引当・償却するかは判断は、金融機関ではなく、大蔵省の強い影響下に置かれた
    - 有税扱いの処理...大蔵省の意に反する例外的な処理、実質的に不可能
    - 無税扱いの処理...損金算入を認める金額は大蔵省の金融検査官が回収不能額およびそれに準ずる状況にあると証明した不良債権のみとする（償却証明制度）
  - ノンバンク向け貸出金については、銀行が金融支援を継続する限り引当・償却処理しないというのが当時の実務

13

シート 13

## 長銀の不良債権処理

- 不良債権問題への取り組み姿勢...「不稼働資産の顕在化を防ぎつつ、種々の方策により段階的に処理をするという路線」
  - ① 新設の受皿会社による担保不動産の買い取り
    - 長銀がグループ会社間で出資を分散して受皿会社を設立、長銀から融資を受けた受皿会社が不良債権化した担保不動産を買い取り
    - =帳簿上、「不良債権」が受皿会社への「貸出金」へと名目を変える効果
    - 受皿会社の多くは債務超過状態、貸出金の大半はそこでも不良債権化
  - ② 債権放棄 & ③ 新規融資
    - 長銀自体への信用問題への波及防止のため、経営困難に陥った企業を救済する目的で実施、母体行責任論の考えのもと正当化
    - =ノンバンクに対する債権放棄または融資は、当時の会計基準のもとでは、引当・償却処理を回避する効果
- 一連の手法は後に「不良債権隠し」や「飛ばし」として社会的批判
- 会計基準の不備・不完全性が不良債権の実態を覆い隠す財務報告を可能に

14

シート 14

## 1998年の長銀財務報告

15

シート 15

## 金融制度環境の変化

- 1990年代後半、金融機関を取り巻く制度環境は2つの重大な転換
  - 償却証明制度の廃止、1998年4月から「早期是正措置制度」導入
    - 金融機関が自らの資産の健全性を「自己査定」し、その結果算出された自己資本比率が一定値を下回った場合には監督当局への業務改善計画の提出ほか必要な是正措置の命令を受けること、それでも改善されない場合には破綻処理へと移行
    - =従来は大蔵省の影響を強く受けた引当・償却処理の判断が、金融機関の自主性に任されるように
  - 1998年6月の金融監督庁の発足
    - それまで大蔵省が所管した金融検査部門、銀行・証券両局の金融機関監督部門、証券取引等監視委員会が金融監督庁に移管されたことで、銀行監督の担い手が変わり、監督姿勢が変わった
- 1998年3月期は、こうした制度環境の変化が発現する初年度

16

シート 16

## 早期是正措置の導入に伴う会計基準の変更

- 新制度のもとでは、まず金融機関が独自に作成した自己査定ルールに基づき資産を評価→監査法人がその結果を監査→金融監督庁が金融検査において自己査定の正確性等を検証
- 新制度の開始に先立つ1997年、一連のプロセスに携わる関係各所によって、自己査定の実施方法に関する複数の通達および業界関連文書が作成

3月5日	大蔵省大臣官房金融検査部長 「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」
3月12日	全国銀行協会連合会融資業務専門委員会 「『資産査定について』に関するQ&A」
4月15日	日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」
4月21日	大蔵省大臣官房金融検査部管理課長 「金融機関等の関連ノンバンクに対する貸出金の査定の考え方について」
7月28日	全国銀行協会連合会融資業務専門委員会 「『資産査定について』に関するQ&Aの追加について」
7月31日	大蔵省銀行局長「『普通銀行の業務運営に関する基本事項等について』通達の一部改正について」および「長期信用銀行の業務運営に関する基本事項等について」

→ 引当・償却処理にかかる「新会計基準(公正なる会計慣行)」を形成 17

シート 17

## 1998年の長銀財務報告の「適法性」

- 1998年3月期、長銀は「旧会計基準」には準拠するが、「新会計基準」からは逸脱する自己査定ルールを作成し、貸出金を評価

	旧会計基準	新会計基準
ノンバンク向け貸出金の扱い	・ 銀行がノンバンクに対して金融支援を継続する限りは引当・償却処理しないことを許容	・ 金融支援する場合でも貸付先の客観的な財務状態を重視して引当・償却処理することを求める
準拠した場合の当期末処理損失	・ 約2716億円	・ 約5846億円
準拠した場合の経済的帰結	-	・ 無配はもとより、自己資本比率が大幅に低下し、早期是正措置の発動が必要な状況に

出所:『日本経済新聞』1998年10月20日をもとに作成

- ・ 新旧いずれの会計基準に準拠するかの判断は、行政、司法、実務間で齟齬
    - ∴新会計基準の解釈および適用に相当の幅
    - 最高裁判決は、内容に具体性や定量性が乏しく、明確性を欠いていた新会計基準は1998年3月期において厳格に従うべき唯一の会計基準であったとはいえないと判断
- ＝1998年3月期の長銀財務報告の「適法性」を認定 18

シート 18

## 「適正表示」の観点からの長銀財務報告

- 司法の間では「適正表示」の観点からの長銀財務報告は検討されず
  - 法律学者の間では、司法の結論は概ね肯定的に捉えられる(久保 2012)
  - 「より一般化して理解するならば、例えば、イギリスなどのように、個別の会計基準に従っているか否かを問わず、真実かつ公正なる概観を示さないことが会社法違反にあたるという考え方はわが国の(平成17年改正前)商法や証券取引法の解釈としては採用しないという立場を採ったものと理解するのが最も無理がない」(弥永 2009, 47)
- 補足意見は、1998年3月期の長銀財務報告の「適正表示」を疑問視
  - 会計は法的形式よりも経済的実質を重視する考え方(substance over form)
  - 新会計基準が形成された背景...旧会計基準に準拠した財務報告では不良債権の実態を正確かつ客観的に把握できない、との問題意識
  - 長銀判決をどのように受けとめるか
    - 「取締役による具体的な会計処理方法の選択の合理性」こそが問われて然るべきであったとの見解(片木 2013)
    - 「極めて問題のある判断」との会計学者の見解(守屋 2012)

19

シート 19

## 会計・監査の役割

- 経営者が企業の財政状態および経営成績を適正に表示する財務諸表を作成することによって、また会計・監査の職業的専門家である公認会計士が財務諸表の適正表示に対して合理的保証を与えることによって、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供すること
  - バブル期の会計・監査は機能不全
- 長銀監査をめぐる責任追及
  - 監査を担当した太田昭和監査法人に対してRCCと株主から民事訴訟2件
    - RCCとの訴訟(民-6)は監査法人側が法的責任を認めることなく和解
    - 株主から提起された訴訟は、粉飾決算の存在自体が認められなかったため請求棄却
  - 大蔵省および日本公認会計士協会の調査
    - おそらく行政処分や懲戒処分等なし
  - 法人内調査
    - 1998年3月期の長銀監査には問題なしとの結論

20

シート 20

## 公認会計士監査をめぐる論点

- 論点1: 公認会計士監査の役割は「会計基準準拠性の判断」と「適正表示の判断」のどちらに重きが置かれるのか
  - 監査の古典文献や教科書は、監査の本質は後者の役割にあると説明
  - ∵ 基準開発が実務に後れをとる場合や経済環境が著しく変化する場合など、会計基準は時に不完全となる(極めて稀)
  - 1990年代の銀行会計...
    - バブル経済崩壊という経済環境の激変をむかえながら、会計基準は長年変化に硬直的
    - 1998年になってようやく形成された新会計基準は、解釈や適用に相当の幅を残す弱点のあるもの

21

シート 21

## 公認会計士監査をめぐる論点

- 論点2: 公認会計士が実際に基準準拠性を超えた適正表示判断に基づき監査意見を表明できるか
  - わが国には、イギリスやアメリカのように、会計基準を適用することがかえって財務報告の適正表示を損なう場合には、既存の会計基準からの離脱を認める「離脱規定」が存在しない
    - 会計基準に不完全性がある場合、公認会計士は、ある意味「悪法も法なり」と当該会計基準を守らざるを得ない
  - 銀行業の監査
    - 銀行業の会計は監督官庁の影響を強く受ける
    - 監査の担い手である公認会計士を規制監督するのもまた銀行業と同じ監督官庁
    - = 銀行監査において会計基準から離脱する、または会計基準に準拠していても不適正意見を表明するということは、公認会計士が監督官庁に背くことを意味する

22

シート 22

## 主要参考文献

- Mautz, R. K., and H. A. Sharaf (1961) *The Philosophy of Auditing*. American Accounting Association.
- 池尾和人編 (2009)『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策4 不良債権と金融危機』慶応義塾大学出版会。
- 一般社団法人全国銀行協会ホームページ。〈[https://www.zenginkyo.or.jp/service/bank/open/open\\_03.html](https://www.zenginkyo.or.jp/service/bank/open/open_03.html)〉[アクセス日: 2015年2月27日]。
- 宇賀克也 (2013)『行政法概説 I 行政法総論[第5版]』有斐閣。
- 江頭憲治郎・弥永真生編 (2011)『会社法コンメンタール10—計算等(1)』商事法務。
- 大島恒彦 (2000)「変化し始めた不良債権償却—自己査定と税効果会計の導入」『企業会計』52(4): 489-495。
- 太田雅彦 (2011)『日本長期信用銀行の経営破綻の軌跡：制度疲労と経営者』一橋大学学位論文。
- 岡田康司 (1998)『長銀の誤算』扶桑社。
- 乙部辰良 (1995)「金融機関の不良債権に関する情報開示—『金融機関の資産の健全性に関する情報開示範囲の拡大について』報告書の概要—」『商事法務』1390: 2-6。
- 片木晴彦 (2013)「公正な会計慣行の法規範性：旧長銀事件を参考に」『広島法学』37(1): 175-197。
- 片野一郎 (1968)『日本財務諸表制度の展開』同文館出版。
- 共同通信社社会部編 (1999)『崩壊連鎖—長銀・日債銀粉飾決算事件—』共同通信社。
- 金融庁ホームページ。〈<http://www.fsa.go.jp/common/about/suui/index.html>〉[アクセス日: 2015年2月27日]。
- 久保大作 (2012)『「公正なる会計慣行」における明確性の位置づけ：長銀事件・日債銀事件の分析から』『阪大法学』62(3・4): 793-816。

23

シート 23

## 主要参考文献

- 児嶋隆 (2006)「日本長期信用銀行の会計処理をめぐる刑事裁判と民事訴訟の考察」『企業研究』10: 167-189。
- 櫻井敬子・橋本博之 (2013)『行政法[第4版]』弘文堂。
- 桜井久勝 (2010)『財務会計講義(第11版)』中央経済社。
- 新日本有限責任監査法人 (2012)『業種別会計シリーズ 銀行業』第一法規。
- 鈴木恒男 (2009)『巨大銀行の消滅』東洋経済新報社。
- 武田隆二 (2008)『最新財務諸表論 第11版』中央経済社。
- 『長銀破綻』で戦慄の銀行淘汰が始まる』『現代』講談社 1998年7月号: 28-39。
- 東洋経済新報社 (1995)『日本会社史総覧 下巻』東洋経済新報社。
- 鳥羽至英 (2009)『財務諸表監査理論と制度【基礎篇】』国元書房。
- 中野誠・高須悠介 (2013)「日本における銀行会計研究の意義」『会計』184(6): 106-117。
- 長島弘 (2013)「税務会計 法令規定と長銀事件判決に見る『公正なる会計慣行』」『経理研究』56: 378-390。
- 日本長期信用銀行 (1999)『内部調査委員会調査報告書に基づく総括報告書』12月16日。  
〈[http://www.fsa.go.jp/kokkai/kokkai\\_h1303/h1303\\_024a.pdf](http://www.fsa.go.jp/kokkai/kokkai_h1303/h1303_024a.pdf)〉および  
〈<http://www.fsa.go.jp/frc/giji/g004d.pdf>〉[アクセス日: 2015年2月27日]。
- 更田義彦・倉科直文・國廣正・坂井眞・五味祐子 (2011)『日本裁判資料全集3 長銀最高裁無罪事件 上巻』信山社。
- 守屋俊晴 (2012)「判例研究：『公正ナル会計慣行』の判断について[最高裁平成20.7.18判決 最高裁平成21.12.7判決]」『会計論叢』7: 133-152。
- 安田忍 (2008)「監査における一般に認められた会計・監査基準—長銀、ナナボシ等の判決に関連して」『南山経営研究』23(1・2): 37-52。
- 弥永真生 (2009)「会社法判例速報『税法基準』と『公正ナル会計慣行』」『ジュリスト』1371: 46-47。

24



## 講演 3

# 「不正な財務報告と財務諸表監査 — 山一監査責任を巡る 10 年を振り返って」

公認会計士 伊藤 醇



○伊藤　　こんにちは。山一証券の経営が破綻したのは平成9年でございますので、既に20年近く前になります。当時、山一が存在した頃は4大証券といわれておりまして、野村、大和、日興証券の次に山一という状況の証券会社でした。それが、平成9年11月22日に突然営業を休止すると日経新聞で報道されました。その日の朝5時頃、私の家の電話が突然鳴りまして、山一証券の役員から、本日、営業を休止することが新聞報道されると連絡がありました。営業を休止するということは、もう事業をしないということであり、社員全員を3月31日までには解雇するという状況に陥りました。悪いことに、2000億円を超える簿外の債務があるということも報道されました。いわば粉飾決算です。去年の東芝が2200億円を粉飾していたということが報道されましたが、ほぼそれに匹敵するような粉飾決算が突然報道されました。当時、山一には7300人ぐらいの社員、加えて、外務員という準社員のような方がおりまして、山一証券本体で合計9000人ぐらいの社員が一度に生活の糧を失うという状況になりました。たまたま平成9年は、山一証券が明治30年に創業して丁度100年目に当たるという年でもありまして、お祝いをした年に会社が破綻したという事件でございました。

なぜそんな事件が起きたのか。株式投資というのは自己責任で行うのが当たり前で、今の常識からいえば当然のことなのですが、山一証券が抱えた損というのは、お客さんが運用した損を山一証券が引き取ったものが大部分でした。非常にイレギュラーなケースだろうと思います。

今日はシート2の「目次」に記載した6点についてご説明申し上げます。

第1点は、事件が発生した背景はどうだったかということです。2番目は、お客さんの損を証券会社が引き取るという形でお客さんに利益を供与する、あるいは損失を補填するということがどういうことなのか。それが監査とどういう関係があるかということ。第3点は、監査人がなぜ損失を把握できなかったか。4番目は、粉飾決算をした会社の監査人はどういう立場に置かれるかというところをかいつまんでお話しします。最も大きな問題として、監査業務に過失のあった場合には、公認会計士は株主から損害賠償請求を受けるということになっておりますので、その訴訟関係について5番目に説明したいと思います。最後に、10年間、この問題で争いましたので、それについての私の感想を述べたいと考えております。

事件の背景につきましては、昭和60年、1985年に今でいう首脳サミットと似たような会議が

5カ国で行われました。1980年代のアメリカは非常に物価が上昇しておりまして、当時はレーガン大統領でしたが、強いアメリカを目指すということで、アメリカの経済が非常に活発化し、金利も2桁の時代でした。そのために世界のお金がアメリカになだれ込んだという状況で、当然ながら、ドルが非常に高い状況でした。ドル高を何とか抑えるために、5カ国の日本でいえば大蔵大臣、それから中央銀行の総裁がニューヨークにあるプラザホテルに集まりました。ドルに万が一のことがあった場合には世界中の経済が混乱する。そのため、何とかドル高を修正したいということが大義名分でした。しかし、アメリカは対日貿易で500億ドルを超える赤字を抱えておりましたので、アメリカのドルの引き下げ、対円との為替を変更するということが狙いでした。当時は、今のようにEUもありませんので、ドイツはマルク、フランスはフランで為替が動いていた状況です。

その結果、日本は1年間で240円ぐらいの為替が150円まで円高になりました。1年間で6割も動き、これは輸出企業にとってはたまったものでないということで、日銀は金融を緩和するために公定歩合をどんどん引き下げました。5%から約半分まで下げて、その結果、お金がジャブジャブ流通するようになりました。これがバブルの始まりです。株式市場に非常に多くのお金の流れ、土地にも流れました。ゴルフ場も新たにいくつもできました。ゴルフの会員権の価格が上がり、絵画の価格まで上がりました。

平成元年12月には、いまだにこの株価は超えておりませんが、3万8915円まで上がりました。このときの東証の時価総額は600兆を超えております。株価が徹底して上がったという状況です。

証券会社は大口の取引先から資金を預かって運用し、集めれば集めるほど株価は高くなるし、運用の効率も上がるという時代でした。お金を集めるときに、法律上は事前に利回りを保証するのは違法行為という規定がありました。しかし、口約束、あるいは目標利回りを話した上でお金を預かって運用しました。その結果、実績と約束した金額とで差額が出た場合は、差額を証券会社が補填するということが行われていたようなのです。損失補填という取引そのものは違法ではないという取り扱いでした。そういう法規制の不備が、この山一証券事件はじめ証券取引がらみのトラブルの原因になったものと思います。

証券会社の営業の姿勢を適正化するために、平成元年12月末、「証券会社の営業姿勢の適正化および証券事故の未然防止について」という通達を当時の角谷証券局長が出しました。要するに、証券会社に対して事後の補填を慎んでほしいという趣旨の通達です。

一方、東京都内23区の土地を時価評価するとアメリカ全土が買えると言われたほど、土地の価格が上がった経済背景がありました。今度は、銀行局長が「不動産融資の総量規制」に関する通達を平成2年3月に出しました。これは銀行が融資する場合に、通常の融資の伸び率の範囲を不動産業界に対する融資の伸び率が超えては駄目だということです。不動産に対する融資が増えて、土地の値段がどんどん上がっていたのを抑えるために、この通達を出しました。

その結果、銀行が不動産業者に直接融資するという構造から、その間にノンバンクという存在

が出てきました。〇〇ファイナンスとか〇〇信販、あるいはリース会社という、銀行ではないのですが、銀行と同じような融資機能をもった会社が、ノンバンクと一括りでいわれておりました。不動産業者、あるいは当時レジャー開発とか地上げ屋とかにノンバンクが融資する。融資する際に、銀行が架空の定期預金証書を不動産業者に渡して、その不動産業者はノンバンクに定期預金証書を担保として渡すという事件が起きました。報道されただけでも、4つの銀行が1兆2000億円の架空預金証書を発行していた。今では全く考えられないような金融業界の背任行為が行われていた時代です。

不動産に対する融資規制等で流れるお金が減った結果、3万8000円の株価が平成4年3月には半分に急落しました。土地は絶対に下がらないという神話が崩れました。世の中がひっくり返ったような状況がここで起きてきたわけです。

損失補填がやはり元凶になっているということで、政府は、平成3年10月に証券取引法を改正して、事後の補填も違法とする法律を作り、それを平成4年1月1日から実施しました。そして、平成4年には証券取引監視委員会も発足させ、証券行政が強化されました。

振り返ってみますと、当時はあまり感じませんでしたけれども、わが国が米国のレーガン大統領の方針に従ったということです。日本は中曽根内閣のときですが、竹下さんが大蔵大臣で、日銀総裁は大蔵OBの澄田さんでした。そのため、日銀が国の政策に無批判に従っていました。アメリカに追随したということがバブルの発端だろうと思います。バブル崩壊により、当時13行ありました都市銀行は、現在4つのグループになっております。証券会社ももちろん破綻しました。

それから、保険会社の経営が破綻したのは平成9年から13年の間ですが、中堅の保険会社が次から次へと潰れました。バブルの頃に高い運用利回りを保証して、例えば10年間の年金の保険契約を結び、保険料を一括して払わせて、10年たってから一定の利回りで年金で払いますという年金保険を数多く売り出しました。運用の利率が低くなり、契約をした保険会社が約束した利回りを払えない状況に陥りました。結局、保険会社は年金を払えずに倒産してしまいました。日産生命が最初に倒産しまして、東邦、それから大正生命など、合計7つの保険会社が倒産しました。保険会社が倒産するということは、契約した保険金を減額してよその保険会社に契約を引き継ぐということです。これが国民に対して多大な損失を与えたという流れの一端です。

これらの事件に関連しまして、平成10年に金融関係の監督とか検査の業務は大蔵省から分離されました。直接の原因は、大蔵省職員が公務員倫理規程に違反していたという件数が100件以上出てきたためです。それから、大蔵省から逮捕者も出ました。贈賄や収賄などの問題が出てきて、大蔵省に東京地方検察庁が立ち入りました。その結果、大蔵省から金融業務を分離して、金融監督庁として総理府の外局に移しました。その後、3年経ってから大蔵省は今の財務省になっています。資料中の「大蔵省」は、現在の「金融庁」とお考え下さい。

損失補填の取引と監査ということにつきまして、当時の新聞には大蔵省から証券会社に対して、「証券会社が自主的に補填先をオープンにすることを要請」という記事がありました。しかし、証券業界はそれを抑えたといえますか、それに応じなかったわけです。その結果、平成3年7月29日に大手4社による損失補填内容が日本経済新聞のトップに掲載されました。日立、松下、トヨタなどに対する4大証券補填先判明という記事です。年金福祉事業団も補填を受けているという記事で、中身を見ますと、野村証券がどこに補填したか、いくら補填したか、そういう記事がすっぱ抜かれたわけです。

この記事が出てから世の中の流れが一変しました。3万8000円まで行った株価が1万9000円まで下がって、投資した人が皆損しているのに、大口の得意先だけが補填を受けていたということです。株式市場というのは皆が自己責任で投資するから適正な価格が形成されると思っていたものが、一部は証券会社がお客さんと約束して利益を保証していました。そんなことがあっていいかということです。こういう記事が出て、世の中の流れが一変したというのを感じた次第です。

この損失補填取引に対して会計士協会会長は、損失補填をするかどうかという問題は経営判断の問題であるとしています。つまり、それがいいかどうかという判断は業務監査の問題なので、会社の組織でいえば監査役の仕事の範疇であって、会計士監査の対象ではないということを会員に対して連絡しました。

会計士協会の中には証券業部会という部会がありまして、証券業に共通する会計処理や監査の問題をいろいろ検討しています。そこでもこの問題にどう対応するかということを検討しました。

証券会社は、銀行もそうですが、国から免許を受けてやっておるわけです。その場合には、「法定帳簿」として帳簿の記載内容が全部法定化されておまして、その中にお客さんの損益を把握するという帳簿はないのです。そのために証券業部会では、これを監査するためには、実際にどのお客さんに補填したのか、いつの取引に対して補填したのか、そういうことを会社から直接説明を受けられなければ、監査の対象にはならないという判断をしました。かといって何もしないわけにいかないのです。代表取締役から陳述書をとることになりました。その中には、先ほどの証券局長通達に違反するとか、法令に違反する、あるいは投資家の公平を損なうような取引はしておりませんという内容の陳述書をとるということで対応しました。

一方、日本証券業協会は各社の補填した手口を発表しました。そこでは、山一証券の補填は9割が外債の取引で相手に利益を上げているということが記載されておりました。外債の取引は、相対取引つまり、会社とお客さんとの直接の取引です。株式の注文は全部取引所を経由しますから、取引所で価格が決まります。一方、債券の取引というのは証券会社の店頭で価格が決まります。そこでは、売った値段よりも高く買い戻してやって、相手に利益が出るようにして、損失を補填することが可能です。山一証券の補填の9割がこの手口だったという報告が出ました。

当時は、1日1兆円にしても、年間で250兆から300兆円ほどの債券の取引がありました。さらには、6000ほどの銘柄があります。これを監査するというのは大変なことなのですが、時価

と離れた取引がないかどうかということを中心に監査しました。その結果、時価乖離取引というのは総額いくらぐらいあります、それから乖離している金額はどのぐらいありますということが把握でき、この取引は山一証券の損ではないかと我々は疑っていました。しかし、会社は、「いやこれはお客さんの債券です、お客さんがこのままもって決算できないので、山一証券が買い取っている。お客さんの決算が終わればまたこれは返します。」という説明をしていました。

ところが、そのまま返っていれば問題ないのですが、本来返すべきものが返っていない取引がありました。そこだけを抽出して監査概要書に書き出し、毎決算期に大蔵省へ提出しておりました。

監査概要書に書くということは平成4年3月期から始めたのですが、平成4年1月から法律が変わり、アブノーマルな取引はないはずだということにも拘らず、平成4年3月期の決算の段階でこのような取引が存在するという事です。さらに、大蔵省の検査、証券取引監視委員会もこのような取引をチェックしておりましたので、我々の監査で把握した金額を分かるようにして提出したわけです。

その後、この取引は平成7年3月期まで続きました。最終的に、山一証券が説明していたようにお客さんが全部債券を引き取って解消しました。やはり債券ですから、金利が下がれば債券の価格は上がっていきます。それから、外債の取引はドルが高くなれば価格も上がっていくということで、誰も損失を負担せずにこの取引は解消しました。時価乖離取引を把握してから解消するまで、あるいは山一証券が破綻する直前まで、つまり、平成4年3月から9年3月までの6年間の決算で山一証券が利益を上げたのは2期だけです。利益を上げた金額は361億円、損失を計上したのは4期ありまして、3000億円の損失を出しました。特に9年3月期は1600億円の損失を出しました。

世間では4大証券の1社だという認識は強かったのですが、監査人としては、業績が悪いというえに帳簿の中に時価と乖離した取引があったため、非常に緊張感をもって監査していました。

平成9年3月期の多額な赤字決算があり、平成9年11月22日に突然営業を休止しました。そして、経営が破綻して、粉飾決算があるということがはっきりして、以降平成20年まで監査責任を追及されました。

一方、山一証券の代表取締役の刑事責任については、最終的に平成13年10月に東京高裁で執行猶予の判決が出ました。取締役会長については、それ以前に東京地方裁判所で執行猶予付きの判決が出ております。いずれにしても役員の刑事責任の問題は平成13年で全て終わりました。ですから、このような問題に対する日本の経営者の責任は、非常に軽いという印象を受けました。

山一証券が抱える損失をなぜ把握できなかったかについては、シート9まで進みます。この図は、平成10年に第三者委員会が入りまして監査人の責任を問題にした報告書の中に描かれているものです。当時の中央監査法人が監査していた山一証券グループの企業を示しております。山

一証券は当然のことで、それから山一情報システムと山一経済研究所が、監査の対象でした。

一方、山一エンタープライズは監査の対象ではありません。それから、エンタープライズの子会社であるペーパー会社も我々の監査の対象から外れる仕組みになっていました。山一土地建物と山一ファイナンスは、商法の特例法による監査の対象です。ですから、ここでは5社が会計士による監査の対象会社でした。国内のグループの会社はいずれも連結対象外の会社でした。

このような状況の中で、お客さんから買い取った有価証券を所有していた国内のペーパー5社が抱えていた含み損を監査手続によってなぜ把握できなかったのでしょうか。その理由として、1つは監査権限が及ばないところに含み損を隠していたからです。それから、より重要なのですが、ペーパーカンパニーにたどり着く手だてが、信託銀行作成の報告書によって遮断されていたからです。つまり、虚偽の報告書が出されていたこととなります。具体的に虚偽の内容というのは、信託財産の構成物が貸付国債の返還請求権であるにもかかわらず、国債の現物をもっていますという報告書を出していたのです。信託銀行が信託財産の委託者に虚偽の報告書を出しており、（これは通常では考えられないことです。）他にも徹底した隠蔽工作がなされていたことが、監査人がたどり着けなかった原因です。

シート10、11、12の3つの表は、山一証券の信託銀行を使った隠蔽工作の内容がどのようにしてなされていたかというのを裁判長に理解してもらうために提出した書類です。シート10（その1）は、隠蔽工作の全体を書いております。真ん中の山一エンタープライズという会社、その上のほうにはペーパー会社が5つありました。それで、一番下に監査人がおりまして、監査人は監査手続として信託銀行に対して残高確認をして、信託財産の残高をチェックして、回答書をもって監査をしていました。それから、信託銀行は信託財産の運用状況報告書を山一証券に毎期、毎月のように提出しています。それが山一証券を通して監査の対象になっておりましたという資料です。

それから、エンタープライズから出ている点線は、エンタープライズからペーパー会社に対して国債を貸し付けていることを示しています。その国債は、点線で示したとおり山一証券に売却されています。

次のシート11（その2）は、バツ印のついているところは隠蔽工作がなされていたところですが、運用状況報告書は中身が正確ではなく、虚偽の内容でした。それから、山一エンタープライズの決算書にも虚偽がありました。

さらにシート12（その3）は、その結果、監査人が置かれていた状況を示しております。監査できる範囲からは、山一エンタープライズにつながる資料が全て切断されていました。スライド上は図だけですが、法廷ではそれぞれの図の内容について細かく説明文をつけて裁判官に提出しております。

つまり、ここで隠蔽の中心になったのは、信託銀行による特定金銭信託（特金）です。特金は、財産を信託銀行に委託する場合に運用方法を委託者が特定できる金銭信託です。つまり、山一證

券は1600億円のお金を出して信託銀行に国債を買うように指示しました。そして信託銀行は国債を買いました。その買った国債を、エンタープライズを通してペーパー会社に貸し付けたわけです。貸し付けた国債をペーパー会社が山一証券に売ってお金をつくっていたという構図でした。運用状況報告書にバツがついているのは、信託銀行は国債を貸し付けて、将来、返してもらう権利だけをもっているにもかかわらず、国債の現物をもっているという報告書を山一証券に出していたことを示しています。それを我々は提示を受けて、特金勘定の実在性や評価の妥当性を監査しておりました。このために、会計士が監査手続によって実態までたどり着けなかった。ここが山一証券の隠蔽の中心になった部分です。

この構図の構築に関与した山一の役員に、裁判中に弁護士事務所と一緒に来ていただいて、当時の状況を説明してもらいました。説明した内容を文書化して裁判所に提出しました。その中から、抜粋した部分を説明いたします。

『仮に信託銀行が作成する運用状況報告書から取引が発覚するかもしれないという不安があれば、このスキームはもうやらなかった』と言っています。『現に、私自身、「貸付債券残高明細表」や「貸付債券取引明細表」等の国債が貸し付けられているという資料は一切見たことがありませんでした』。

それから、このスキームを作ってから、『外に漏れないように徹底した隠蔽工作を実施していました。監査人には強制調査権はありませんが、大蔵省はもっていますから、当初から、その強制調査権をもつ最も厳しい大蔵検査にも耐えられるように、契約書関係の作成から管理方法まで全てを綿密に行っていました。引き取った後は、現場に監査人へ提出する資料と提出しない資料をきちんと分けて対策を考えていました。大蔵検査や会計士監査への対応として、特定金銭信託について聞かれた場合には、必ず納得させるための材料として、「自己資本規制比率」に関する説明を準備していました。実際に、会計士監査では特金の維持理由を尋ねられて、この説明を行っています。この説明は一面の真実であり、巧妙であったと思います』。

これはどういうことかと申しますと、私も監査をしていて、特金の運用利回りは非常に低いのにどうしてこれを続けているのかと質問しました。そのときに出てきたのが、「自己資本規制比率」でした。この比率は分子が証券会社の自己資本で、分母が3つのリスクです。マーケットリスクは、商品有価証券を細かく、株式なら何%、国債なら何%というリスクの計算をします。それから、顧客リスク、証券会社の固定費である基礎的リスクが加わります。分母が小さいほど「自己資本規制比率」が良いということになります。そのために、特金勘定で国債をもつと全て預金と見なされて、リスクがゼロとして扱われます。有価証券勘定の中で国債をもつと、国債に対して何%かのリスクが計算されますから、分母が大きくなってしまいます。特金勘定でもっていることによって「自己資本規制比率」が何%改善されているのですという資料をもらっていましたので、裁判ではこの監査調書を証拠として出しました。会社が社運をかけて隠蔽工作をするということは、ここまでやるのだなということの後から実感した次第です。

次に、「監査責任を追及する関係者への対応」に移ります。一度こういう事件に巻き込まれますと、様々なところから監査責任を追及されます。第1点は、大蔵省金融企画局から、これは公認会計士法に基づく虚偽証明があったのではないかという審査です。この営業休止が平成9年11月ですが、ちょうど1年ぐらいたってから審査の通知が来ました。平成10年11月19日から開始しました。最終的な面談を受けたのが翌年の6月28日でした。6月28日に最終面談を受け、6月30日に最終の回答書を提出して終わりました。

6月28日に面談を受けたときには、1年間近く調査した担当官から、山一証券の監査は実によくやっていたという評価を受けました。こういう報告書を省内に上げますということで終わりました。ただ、大蔵省は、虚偽証明の場合には社会に発表しますけれども、虚偽証明に該当しない場合には一切発表しません。そのため、いつ終わったのかは我々は一切知らされないという状況で終わりました。

それから、第三者委員会です。東京都知事も第三者という機関を使っていますが、山一証券の場合も、役員の実責任をどこまで追及するかということ社内ではなかなか決められませんでした。そのために第三者委員会に頼みました。これは弁護士3名、公認会計士1名、合計4名で構成されました。この第三者委員会が役員の実責任に関する報告書を山一証券に提出しました。山一証券は第三者委員会の報告書を全てオープンにし、報道陣にも配りました。

その後、監査人の責任についても第三者委員会は山一証券に報告書を出しました。これが平成10年10月です。かなり早い段階で出ました。その報告書が出た段階で、監査人は債務隠しの拠点を全く調べていないという新聞報道がされました。これを読んだ人は恐らく、監査人は何をやってたのだろうかという印象が残ったと思います。

しかし、第三者委員会は、山一が信託銀行を取り込んだ隠蔽工作をしているということは一切知りませんでした。だから、こうやったら分かったはずだという報告書になっており、それが分からなかったから監査人には責任があるという報告でした。実際に、例えばエンタープライズに行っても、債券が借り入れられているとか、貸し付けられているという記帳はエンタープライズでは一切行っていない。だから、何を見ても分からないようにできていたのに、これは分かったはずだという報告書を出しました。しかも、監査調書は一枚も見ていませんでした。これが山一の第三者委員会でした。

山一証券の社長は、監査法人を追及するようにお願いしたつもりはないという新聞記事も出ました。もともと組織ぐるみで監査人をだましていた会社が、監査人の責任を検討して欲しいと言うはずがありません。しかし、一度こういう報告書が出た後は、マスコミ報道は非常に過熱しまして、毎日のように監査責任が問題にされて、経済誌であるとか経済新聞などに連日のように報道されました。

しかも、山一証券は監査人に関する責任の報告書を外部には発表していないのですが、読売新

聞社が発行した、『会社がなぜ消滅したか』という本の付録に第三者委員会の報告がすべて掲載されました。どういう経緯で出たのか分かりません。その本を読んで我々を訴えてきた株主代理人である大阪の弁護士は、監査人の有責性の根拠を法廷で主張しましたが、それらは全部否定されました。間違っているということです。従いまして、山一証券の第三者委員会の報告書は、破産管財人もこれを使って主張しましたが、株主訴訟の代理人を含め全て彼らの判断を誤らせる結果になりました。

会計士協会は平成25年5月に、このような不適切な会計処理に係る第三者委員会への対応に公認会計士が関与する場合には、とにかく原因の内容を精査するという範囲にとどめた方がいいという趣旨の意見を発表しております。

それから、公認会計士協会から、山一証券の監査が会員の規律規則に違反しているのではないかということで、会則に基づいて調査を受けました。山一事件は非常に複雑だったと見えまして、調査期間が数年に及びましたが「綱紀委員会」では規律規則に違反する状況はないという結論を出しました。しかし、協会の理事会は、その綱紀委員会の結論を受理しないことになりました。不受理は初めてだと聞いています。そのために、綱紀委員会ではなくて、「綱紀審査会」という協会の外部の機関でもう1年間審査を受けることになりました。その結果は、綱紀委員会と同じように、規律規則に違反する事実はないということで終わりました。

次に、破産管財人から60億円の損害賠償請求を受けました。60億円というのは、平成9年3月期に山一証券は配当を出した59億何千万円に基づいています。もし監査人がきちんと監査していたらその金額を配当しなかっただろう、という理屈です。あとは監査報酬を返還するようということで、総額60億円を訴えてきました。その管財人が記者会見でなぜ訴えたかという説明の中に、監査人の任務懈怠がある、つまり、一度も特金の中身の実査を行わずに信託銀行の残高確認書だけで実資産に裏づけられた資産であるとして粉飾経理を見逃したことを理由に挙げていました。

もともとこの国債は、券面のない登録債です。ですから、信託銀行に行って実査しなさいなんていう発想はあり得ません。しかも、監査人としては、山一のすべての取引銀行、百三十何行から、每期、残高確認書をとっており、残高を銀行から直接確認書で確かめていました。監査論上はこれ以上強い証拠はないと言われていました。

しかし、弁護士、法律家はそうは見ず、残高確認書だけで終わっていたと見ました。監査人からすると、銀行の残高を確認するのに銀行から確認書をとった上で、それ以上何をやるのですか、と考えていました。だから、この弁護士と戦っても負けることはないだろうと思っておりましたが、結局この訴訟は和解になりました。和解した理由は、裁判を4年やり続けたからです。平成11年12月に訴えられて、15年11月まで22回、東京地裁に通いました。4年間ですけれども、この間に裁判官が3回替わっているのです。裁判官は3人おりますけれども、替わるときには全員が替わってしまうのです。ですから、我々としては、裁判官が替わるごとにまた説明しなけれ

ばならないという作業に追われました。裁判官は引き継ぎがないそうです。それぞれが独立して判断する。厄介な仕組みでした。

それで、和解金として1億6600万円支払いました。もし和解した場合には和解金は保険の対象になるのかどうかを保険会社に事前に確かめたところ、対象になるということだったので、事務所からは、それで和解してくれと言われまして、和解しました。と言うのも、弁護士と4年間で129回打ち合わせをしました。夜の6時ぐらいから始まって、11時ぐらいまでやりました。また、その打ち合わせのための資料もつくる。これは監査人にとっては大変な負担でした。まともに仕事ができないにも関わらず、裁判資料の作成に要する費用は全て損害賠償請求保険の対象外でした。

アメリカの訴訟では裁判長は原告と被告を同じ席に並べて、この案件については裁判官はこう考えるから和解がいいと思うという勧め方をされるそうです。しかし、我々の場合はそうではなくて、原告に和解を勧める場合には、我々は席を外して、終われば入れ替わって和解勧告を受けます。そのときに、裁判官は「この事件は山一証券が訴えたとすれば訴訟にはならない。ただ、これは管財人が訴えたのだ。」そういう言い方をされました。「それでも90%は問題ないと思う。ただ、100%監査人が問題ないかといえ、そうではないようにも思う」という趣旨のことを言われました。

60億円の10%は6億円になります。ですから、非常に抵抗がありましたけれども、最終的には和解金1億6600万円で和解しました。これは、5年間の監査報酬です。5年間の監査報酬を管財業務に返してほしいと勧められて、和解しました。

私は、管財人に対して何ら損害を与えていないのに、どうして管財人が訴えることが出来るのだろうかという疑問をいつももちながら法廷に通いました。この事件には間に合いませんでしたが、同志社大学の川口先生が、「粉飾決算会社による監査法人に対する責任追及の可否」という研究論文を商事法務に発表しております。その中で、米国では会社と管財人は同一人格であり、管財人が原告としての適格を欠く、という判例がその論文の中に出ております。その中には、大株主も適格を欠くと書かれておりました。こういうろくでもない経営者を選んだ大株主には、同じ責任がありますよということです。少数株主は訴えて良いということが述べられていました。

株主からも訴訟を受けました。6件、合計で4億の損害賠償請求訴訟を受けて、監査に過失がないことを最初に認定されたのは平成17年で、大阪第7民事部です。この原告は、国をも訴えました。証券行政に問題があったので、こういう問題が発生したと主張しました。第7民事部は国が訴えられたときの取り扱い部署です。我々も一緒にそこで訴訟となりました。山一証券の役員も一緒でした。ただ、役員はすぐ和解しましたので、最後まで判決を受けたのは国と我々だけでした。

最も長引いたのが、オンブズマンによる株主訴訟です。これは10年間やりました。経緯はシート19に書いたとおりです。最高裁まで行きました。監査人が直接この裁判に関与するのは大

阪高等裁判所までです。最高裁では原告と裁判所のやりとりで、我々は結果だけ受けました。大阪におけるこの2つの裁判は、いずれも株主の損害額の審議に入らずに判決日が決められたので、その時点で監査人の責任はないと確信できました。

それから、東京地裁では監査内容に入る前に株主の請求が棄却され、終わっております。

株主訴訟では10年間を費やしましたが、全ての訴訟で勝訴しました。負担した費用は一円も回収できません。しかし、監査人の責任を迫及する報道が多い中で、裁判官が適切な判断をしていただいたということで、感謝の念が強かったです。

次に、シート20では、損害賠償請求訴訟において監査人が主張した内容をご説明申し上げます。常に職業的な専門家として正当な注意を払って監査することは我々監査人に義務づけられております。それを説明するため、弁護士の勧めもありまして、公認会計士監査制度を裁判官に理解してもらうことが第一と考えました。それを念頭に置いて、184ページに及びましたけれども、私が陳述書を書き、証拠として提出しました（シート20）。

1つは、「監査基準設定の理由」です。監査基準は昭和20年代のなかばに設定されましたが、そこにはなぜ監査基準が必要かということが書いてあります。全てを監査人の責任にするのであれば、監査基準は必要ないということです。つまり、逆にいえば、監査人の責任は必ず限定されること、それが監査基準設定の理由であると書いてあります。

次に、我々にとっては常識ですが、「二重責任の原則」についてです。決算書をつくった人の責任と監査人の責任は違います、ということです。新聞報道では、ここの部分が整理されていません。そのため、粉飾決算があると監査人が悪いという発想に残念ながらつながってしまうのです。

それから、「財務諸表監査の目的」です。これは裁判中に平成14年の監査基準の改定が行われてまして、平成13年の夏頃までに公開草案に対する意見を聴取していました。そのときに公認会計士協会から、「いくら不正の摘発が大事であっても、不正の摘発そのものは監査の主目的ではない」という意見が出されました。それを証拠として提出し、最終的に証拠として採用されました。

監査には「固有の限界」があります。まず試査であること、そして常に事後的に行われることで、監査には限界があるということも訴えました。

監査責任をめぐるアメリカの判例の中に「市場の詐欺理論」というのがあります。監査人が損害賠償請求を受けるかどうかに関するアメリカの判例です。

また、「監査契約や監査約款」には、監査会社が監査人に協力する義務があるとうたわれています。今回は、それに明らかに違反していました。

さらに、「監査妨害行為の存在」があります。先ほど山一証券の役員の刑事責任が平成13年に完結したと説明しました。その後は、その刑事責任でどのような証拠があり、どのような陳述を山一の役員が行ったかなど、それらの記録を全部コピーで手に入れました。関係者のみそれらを

見られるということで、特金契約の締結の際に山一の役員が信託銀行に頼みに行ったという陳述もありました。それから、会計士監査を対象にした対策資料も出てきました。それらを具体的な隠蔽工作を裏付ける証拠として提出できました。

それから、会計士協会が出した「違法行為」という委員会報告があります。その中では、行政機関の特別調査などの重要な指摘がある場合には違法行為の可能性があるから注意しなさいという報告なのです。これを山一事件に当てはめると、損失補填であるとか飛ばしに関して、大蔵省や監視委員会は調査するたびに問題ないという通知書を山一証券に出していました。我々が山一証券から、そういうものを見せられて、「大蔵省が検査しても何も問題ないのにどうしてそこまでやるのですか」と言われたこともあります。

それから、当たり前のことですが、監査契約の当事者の監査人さえ、山一証券に対して強制調査権はないのです。勝手に経理部長の机の引き出しから書類を取り出すということは一切できないです。あくまでも、会社に頼んで監査というのはするのです。だから、都合の悪い資料を出さなければ、あるということさえ気がつかないというケースもあります。

また、監査は、税務調査とは違いますので、取引の相手先を調査する権限もありません。かなり限られた範囲で会計士の監査制度は成り立っているということを裁判官に理解してもらうよう資料を作成した次第です。

この監査が問題になったのは、平成3年から4年前後の監査が問題になりました。しかし、監査責任を追及されるのはその10年以上も後になるのです。ですから、責任追及する時点のほうが不正摘発ということに対する規制がかなり強くなっています。そういう状況のもとで、これまで述べたような主張を重ねて、経営者による組織的な隠蔽工作や第三者作成の資料まで事実と反した状況では、監査基準に準拠した監査を実施しても、不正にたどり着くことが難しいと裁判官に伝えて、その結果、過失がないという結論に至りました。

事件発覚後、なぜ不正を発見できなかったかを念頭に置いて監査調書を見直しました。私は昭和38年から山一の監査に従事しまして、昭和39年に東京オリンピックがありました。新幹線が開通して、東名高速道路もできました。しかし、オリンピックの翌年は開催国の景気がだめになると言われるように、日本も昭和40年に証券不況が起きました。昭和39年の当時、山一証券は9月決算でした。昭和39年9月期の山一証券の監査報告書には限定意見がついているのです。それは、グループの会社に対する債権に対して、貸倒引当金が少ないという限定意見です。その経験がありますので、特に証券会社は事業会社と違って含み益を持ちにくい業種なのです。そのため、景気がいいときは業績がいいのですが、抵抗力はほとんどないという業種です。それだけに、かなり注意して監査計画をつくってきたはずなのですが、それでも見つけれませんでした。どうしてなのだろうかということで、全部調書を見直しました。

裁判の中では、相手が損害賠償を請求する場合には、監査や財務諸表のどの項目が虚偽であったか、これを特定して、その監査が十分ではないということを立証しなければなりません。山

一証券のようなお客さんの損失をペーパー会社が引き取っていたということは、財務諸表のどこに瑕疵があったか、それを説明するほうも難しい。色々な見方もできます。しかし、裁判で結局問題になったのは、特金勘定の監査、および顧客との取引の監査の2点に最後は絞られました。いかにして裁判官に、監査人の義務となる監査手続は何かを伝えることを常に頭に置きました。当時はまだ「監査実施準則」がありましたので、「監査要点」に基づいてどういう手続を実施したか、全ての調書を出して、1枚ずつ説明をつけて提出しました。

その結果、10年かかりましたオンブズマン訴訟で証拠として取り上げられた監査調書は、47件です。

監査計画書は各事業年度のものは全て証拠として採用されております。この頃は全て手書きの監査調書です。各年度ごとに、当期はどういうことに留意して監査しなければならないかを具体的に書いて監査を実施しました。そのほか、ここに書きましたような各項目、特に、山一証券が信託銀行に特金を設定したときの調書である社内の稟議書は社長まで決裁していました。どういう理由で特金を設定するか、1000億円を超す特金を設定したときの稟議書のコピーが調書として残っておりました。これは非常に役に立ちました。銀行の確認書であるとか、証券業部会が決めた陳述書、こういうものが全て証拠として採用されました。

それから、問題が発覚した最初の時期である平成3年9月に、当時の大蔵省は証券会社に対して、お客さんの運用損益が証券会社に帰属しないように、お客さんに対して投資顧問会社をつけさせることを指導をしていました。もし投資顧問会社をつけなければ、お客さんから「確認書」ととれというものでした。これは自己責任で損失は全て負担するという「確認書」です。そして、その結果を定期的には大蔵省に報告しなさいという取り扱いを出してました。それを受けて、監査時に顧客の運用損益の帰属の判断に際し「質問書」を交付し、回答書および山一証券が「大蔵省へ提出した報告書のコピー」を受取りました。我々はこれに基づいて、お客さんの損は山一には帰属しないと判断したということを裁判官に対して説明できました。

裁判官は結論を出す前に、調査嘱託を行ないました。これは特金口座に関して、山一証券に送付していた「運用状況報告書」の記載から、国債の貸付債券残高が存在するを読み取れるかという質問書です。信託銀行2行からは、これでは残高があるということは読めないという返事が来ました。その結果、判決文の中には、「貸債が行われていることを監査人が予見するのは不可能」ということと、信託銀行作成の運用状況報告書に殊更に実態と異なる運用状況が記載されており、こういう状態を監査人は通常、判断・想定できないため、監査人に責任はないということになりました。

それから、営業特金、すなわちお客さんの資金を運用する取引に関しては、大手の証券会社のほかに、当時は中堅の証券会社も損失補填をしておりましたので、合計7社に対して裁判所が質問書を出しました。監査で問題になったのは、お客さんの損益が帳簿に記載されていないとしても、何か資料があったのではないか、もし資料があったとすれば、それは監査が可能だったかど

うか、ということでした。最後はそういう議論になりまして、補填したことを報道された証券会社7社に対して質問書を出し、回答をもらいました。

その結果は、やはり監査可能な資料はない。もし存在しても、お客さんの損益を会計監査人に提示することはあり得ない、という返事も返ってきました。それを受けて、顧客の損益状況を山一証券が把握する資料は当時存在しなかったこと、そして、もともとお客さんの損益が山一の損益に結びつくことは原則としてないことを回答しました。

そして、オンブズマン訴訟の判決では、この2件のほかにも、「監査計画」、「監査体制」、「現先取引」、「関連当事者取引」、「海外現地法人」の監査に対して裁判官の判断を逐一示した上で、監査には過失がないという判決になっております。

最後に、こういう経験を通して私が感じたのは、裁判が始まる際に弁護士から、どんな裁判でも100%過失がないことが認められることは難しいと聞いていたけれども、監査責任に関しては、監査調書が充実しておれば立証するのは難しくないということです。監査調書はまさに強力な武器です。監査人にとっての財産です。

2番目に、勝訴するためには最後まで絶対諦めないということです。これを強く感じた次第です。精神的にも最初の5、6年はかなりきつい状況がありました。その間、非常に誤ったマスコミ報道が氾濫していました。その記事を裁判官も読んでいるのだろうなと思いながら裁判に対応していました。

それから、自らの主張を述べる準備書面は監査責任者が自分でつくるべきだということです。弁護士にこれを任せますと、彼らは法律の専門家ですけれども、監査の専門家ではありませんから、思った方向には行かないのではないかと思います。

また、監査の実施から何年も経ってから監査責任が問題にされます。第二次試験を受かって、実務補修所に入った頃に、監査調書というのは遺書、遺言と一緒に教えられました。この書類が必要になるときにはそれを書いた人はいないのが普通なので、誰が見てもよく分かるように監査調書は残さなければ駄目だと言われたのを思い出しました。実際にそうでした。皆で分担した監査調書を見て、これは何をしたのだろうかというのが結構ありますが、そういう調書ではなくて、他の人が分かるように書かなければ駄目だということです。

最後は、損害賠償請求を受けた立場から会計士協会に対する期待です。会員に対して監査のレベルを上げるような指導よりも、監査制度をきちんと維持することに重点を置いてほしいと感じます。特に損害賠償請求訴訟の勝ち負けの、実態を調査して、監査人が勝った場合には弁護士費用を原告に請求できるような仕組みが確立すれば、会計士は最後まで戦えるわけです。司法改革が問題になったときに、敗訴者負担制度が検討されまして、これが実現すればいいなと思って期待しましたがけれども、結局そこは取り上げられませんでした。

それから、監査法人を定年退職した後に、非常勤の社外監査役として勤めましたけれども、そ

こで感じたのは、非常勤の社外監査役でも会社の経営に関して得られる情報というのは桁違いに多いということです。監査人の会計士が得られる情報よりもはるかに多いので、できることならば会計士が社外監査役の一員として入って、監査役会と監査人の協同作業によって、不正を防止することが必要ではないかと考えました。

特に山一証券の場合には、第三者を利用した監査妨害行為の実態がありました。このような実態を積極的に外部に発表して、監査責任を一方的に追及される現在の風潮から監査人を守ることも必要ではないかと思えます。

今日は信託銀行の名前を明かにしませんでした。判決文にはもちろん書いてあります。しかし、どこの信託銀行が隠蔽工作に協力したか、どこの金融機関が隠蔽工作に荷担したか、というのは一切報道されておりません。

また、川口先生の論文のように、監査責任に関する海外の裁判事例を法律学者とともに共同研究し、管財人からの訴訟を除外することを法制化するのには難しいと思いますが、是非そういう方向も必要ではないでしょうか。

最後に、証券取引所の粉飾決算に対する上場廃止基準の厳格な適用が望まれます。IHI から始まって、オリンパス、そして東芝、これだけ粉飾決算して資金調達していながら上場が廃止にならない制度はおかしいです。不正をする経営者を断罪するような仕組みがなければ、監査人の監査の管理の仕方に屋上屋を重ねても粉飾決算の防止には何ら効果がないと思えます。その意味で、取引所に対して上場廃止基準をしっかりとやってほしいということ、会計士協会は取り上げるべきではないかと思えます。

東芝が調査委員会を設定して決算を見直しますと去年の5月に発表すると、たった1日で時価が1000億円下がりました。これだけ株主が損をしています。今、さらに株価は下落していますから、その何倍も損しています。根本から正すためには、そのような会社を上場廃止にして、西武鉄道のようにもう一回出直させる仕組みをつくらなければ、監査制度をいくら強化しても直らないだろうな、という感じがします。

長時間にわたりご清聴いただきまして感謝しております。どうもありがとうございました。

# 山一監査責任を巡る 10年を振り返って

公認会計士 伊藤 醇

シート 1

## 目次

- 1 事件の背景
- 2 損失補填取引と監査
- 3 山一が抱える損失を何故把握できなかったか
- 4 監査責任を追及する関係者への対応
  - (1) 大蔵省金融企画局
  - (2) 第三者委員会(法的責任判定委員会)
  - (3) 公認会計士協会
  - (4) 破産管財人による60億円余の損害賠償請求訴訟
  - (5) 株主による6件・4億円余の損害賠償請求訴訟
- 5 損害賠償請求訴訟における監査人の主張
  - (1) 正当な注意を払った監査についての主張
  - (2) 証拠として採りあげられた監査調書
  - (3) 裁判所が実施した調査手続と判決
- 6 結び —— 今後の会計士監査に寄せて

2

シート 2

## 1 事件の背景

- (1) 昭和60年9月「プラザ合意」に端を発した狂乱物価現象  
ドル安(円高・マルク高)誘導の合意  
年間6割の円高、公定歩合5%から、2.5%へ、金融緩和  
株式・土地・ゴルフ会員権・絵画などの価格が急上昇
- (2) 株価の高騰・元年12月38,915円まで急上昇
- (3) 損失補填(利益供与)取引に対する法規制の不備が露呈  
「事前の保証は違法・事後の補填は違法ではない」  
「証券会社の営業姿勢の適正化及び証券事故の未然防  
止について」(平成元年12月証券局通達)

3

シート3

## 1 事件の背景

- (4) 地価抑制目的の「不動産融資の総量規制」(平成2年3月  
銀行局長通達)、平成3年7月から9月「架空定期預金証書」  
事件の発覚(4行・1兆2千億円超)
- (5) 平成4年3月31日19,346円、株価急落・土地神話の崩壊
- (6) 平成3年10月 証取法を改正し「事後の補填」も違法  
同4年 1月1日より改正法を施行
- (7) 同年7月強制調査権を付与した証券取引等監視委員会発足
- (8) 政策の失敗により多くの銀行・証券・保険会社の経営破綻

4

シート4

## 2 損失補填取引と監査

- (1) 平成3年7月29日大手4社による補填内容が日本経済新聞スクープ報道 — 補填先187件・補填額1,664億円  
日本中が「財テク」にのめり込んでいた実態が報道
- (2) 協会会長は、「損失補填取引」に係る監査が業務監査の問題との見解を会員に伝達
- (3) 協会証券業部会は、対応を検討した結果、顧客の売買損益が証券会社の会計帳簿(法定帳簿)に記載されないため、どの顧客のいつの取引か、いくら負担するのか、誰が承認するのかに関し、会社から説明がなければ、実態の把握が困難と認識し、代表取締役より「陳述書入手する」ことを部会員へ通知

5

シート5

## 2 損失補填取引と監査

- (4) 日本証券業協会は、補填の手口を発表、山一補填の9割が外債の売買取引(売付単価以上で買取る)によることが判明
- (5) 当時の年間債券売買高250~300兆円・銘柄数6,000余り、監査計画書では外債取引を重点的に監査することを指示・実施
- (6) その結果、多額な時価と乖離した取引を把握したので、「時価乖離取引高の総額」「乖離金額」「この取引は顧客に帰属すると回答」していることを平成4年3月期以降、「監査概要書」に記載して大蔵省へ提出

6

シート6

## 2 損失補填取引と監査

- (7) その後、平成7年3月期までの監査において対象となった外債を顧客が引取って解消したことを確かめた  
(山一の4年3月期から9年3月期までの6期間の決算内容  
利益計上2期・361億円、損失計上4期・3,150億円  
特に、9年3月期は、1,647億円の赤字決算)
- (8) 平成9年11月22日、営業休止を発表・金融危機の顕在化  
経営破綻、粉飾決算が明らかになり、以後、監査責任の追及が平成20年まで続く
- (9) 代表取締役(会長・社長)の刑事責任は、平成13年10月東京高裁にて「執行猶予」付判決にて終結

7

シート7

## 3 山一が抱える損失を 何故把握できなかったか

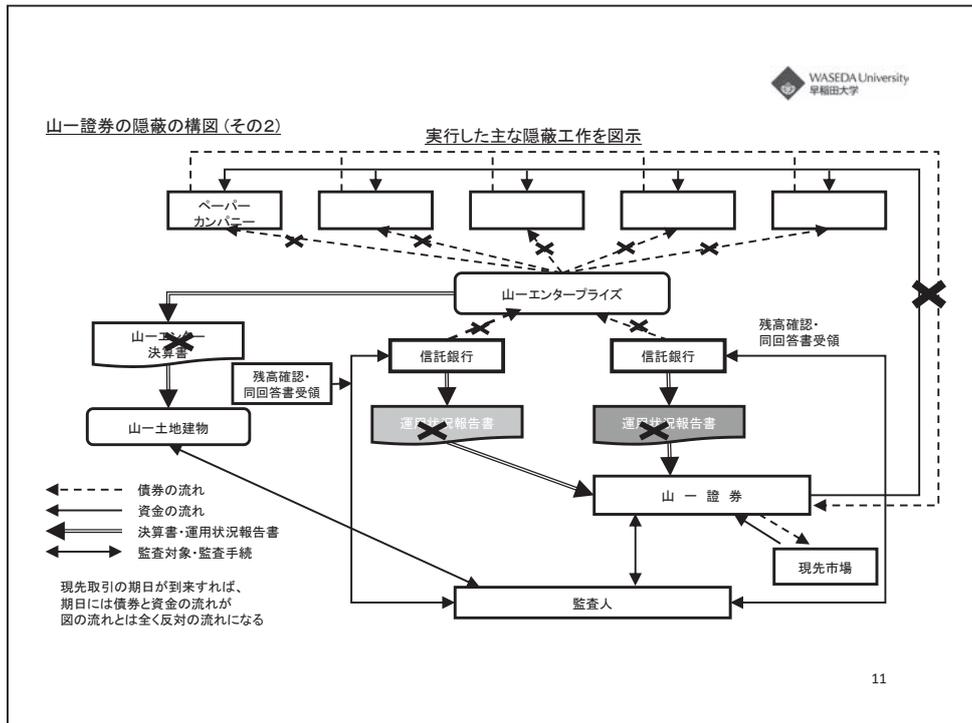
国内に設立したPC 5社が抱えていた含み損を監査手続によって把握できなかった理由—損害賠償請求訴訟の争点となった

- (1) 監査権限の及ばないPCに含み損を隠したこと
- (2) PCに辿り着く手立てが信託銀行作成の報告書によって遮断  
信託銀行2行は、信託財産の構成物が貸付国債の返還請求権であるにも拘らず、国債を所有していると報告  
この報告書を使って特金勘定「残高の実在性」、「評価の妥当性」を検証—信託制度が本来の機能を喪失していた
- (3) その他にも徹底した隠蔽工作(監査妨害)がなされたこと  
—取締役に対する刑事事件記録の閲覧によって判明
  - 1. 法廷で主張(提出)した「隠蔽の構図」は、次ページからの通り

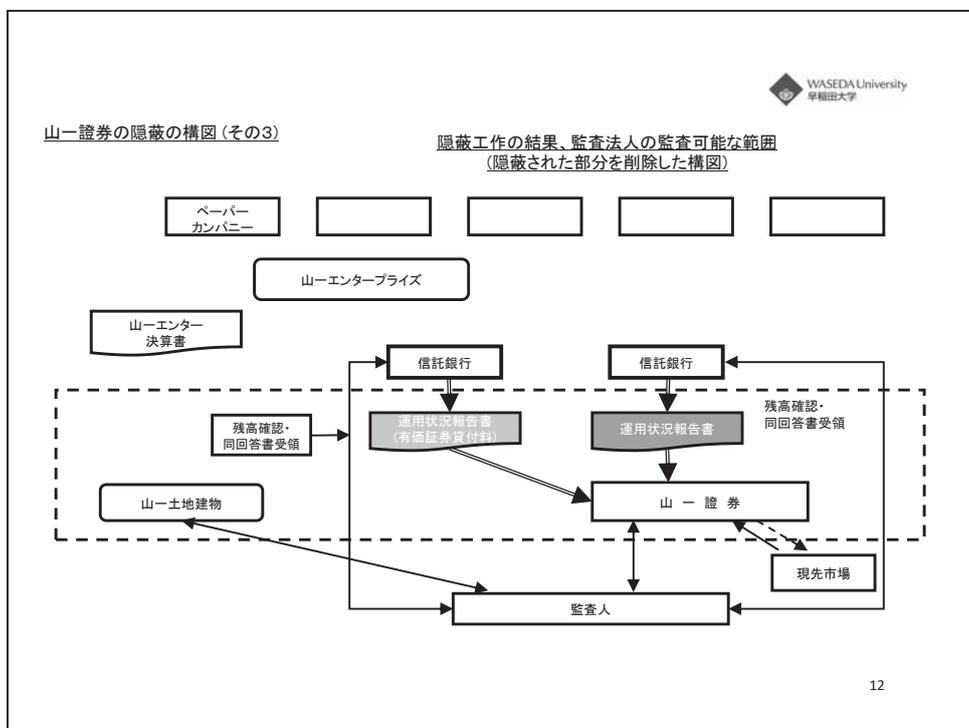
8

シート8





シート 11



シート 12

### 3 山一が抱える損失を 何故把握できなかったか

(2)その他にも徹底した隠蔽工作(監査妨害)がなされたこと

2. さらに、構築に関与した役員から「陳述書」を入手して証拠として提出—以下はその抜粋

「仮に、信託銀行が作成する運用状況報告書から取引が発覚するかもしれないという不安があればこのスキームは最初から実行されていません。そのため、山一と信託銀行との間で貸債の取引が分かる書面はそもそも作成しないという合意ができていたと思います。現に、私自身、「貸付債券残高明細表」、「貸付債券取引明細表」等の国債が貸し付けられていることを示す資料を社内で見ただけは一切ありません」

13

シート 13

### 3 山一が抱える損失を 何故把握できなかったか

「本件スキームについては外に漏れないように徹底した隠蔽工作を準備していました。この準備は、当初から強制調査権を持つ最も厳しい大蔵検査にも耐えられるように、契約関係書類の作り方、管理の方法等全ての面で綿密に行っていました」

「引き取った後は、率直に申し上げて、現場で、監査人に提出する資料と提出しない資料とに担当者が仕分けして、会計士監査対策を徹底して行っていたと理解しております」

「大蔵検査・会計士監査への対応として、**特金(特定金銭信託)**について聞かれた場合に必ず納得させるための材料として「自己資本規制比率」に関する説明を準備していました。実際、公認会計士監査では特金の維持理由を尋ねられた際に、この説明を行っています。この説明は一面の真実であり、巧妙であったと思います」

社運を賭して隠蔽工作を行う者の思慮深さが伺える陳述

14

シート 14

## 4 監査責任を追及する関係者への対応

- (1)大蔵省金融企画局 ― 公認会計士法に基づく「虚偽証明」の有無に関する調査
- (2)第三者委員会(法的責任判定委員会)
  - ・ 役員の責任に関する調査を依頼された第三者委員会(弁護士3名、公認会計士1名)は、監査人の責任についても有責性の報告書を提出(平成10年10月)
  - ・ 信託銀行を取り込んだ隠蔽工作の存在を知らず、かつ、監査調書を一枚も見ずに作成した報告書
  - ・ この報告書に対し、社長は、「監査法人を追及するようお願いしたつもりはない」と発言したことが報道(組織ぐるみで行った隠蔽工作の当事者が監査責任の追及を依頼する筈がない)

15

シート 15

## 4 監査責任を追及する関係者への対応

- ・ 然し、監査責任追及のマスコミ報道が過熱し訴訟事件へ
  - ・ 報告書の有責性の根拠部分は、悉く裁判官によって否定
  - ・ 破産管財人・株主訴訟代理人の判断をも誤らせることになった
  - ・ 協会は、平成25年5月17日「不適切な会計処理に係る第三者委員会への対応について」を発表
- (3)公認会計士協会 ― 協会会則に基づく調査
  - (4)破産管財人による60億円余の損害賠償請求訴訟
    - ・ 管財人は、必要な監査調書を謄写したにも拘らず、プレスリリースに見られる不可解な主張
    - 「一度も特金の中身の実査を行わず、信託銀行の残高確認書だけで実資産に裏付けられた資産であるとして～～粉飾経理を見逃した」

16

シート 16

## 4 監査責任を追及する関係者への対応

- 4年足らずの訴訟期間に3人目裁判長の「職権による和解勧告」を受け入れ、和解金166百万円を負担して終結
- 4年間(平成11年12月14日提訴、15年11月19日終結)に22回の法廷、弁護士打合せ129回、打合せのための資料作りに多大な時間を費やし、損害賠償保険対象外のコスト負担が膨大
- 「和解勧告」の場面で記憶に残る裁判官の発言

「この事件は、山一が訴えたのであれば、訴訟には成り得ないが、管財人が訴えたのである。それでも、90%は否定できるが、100%問題がないとはいえない」という趣旨の発言

17

シート 17

## 4 監査責任を追及する関係者への対応

- 管財人に損害を与えていないのに、何故、監査人に損害賠償請求できるのか疑問を持ち続けた

この訴訟事件には間に合わなかったが、

同志社大学 川口泰弘教授の「粉飾決算会社による監査法人に対する責任追及の可否」と題する研究論文によって、米国では会社と管財人は同一人格であり、したがって、管財人が原告としての適格を欠くとの判例の紹介に接し納得が得られた(商事法務 2012.1.25掲載)。

- (5) 株主による6件・4億円余の損害賠償請求訴訟
- 監査に過失のないことを認めた最初の判決(請求額106百万円)  
大阪地裁(第7民事部)平成17年2月24日

18

シート 18

## 4 監査責任を追及する関係者への対応

- 最も長引いたオンブズマン訴訟(大阪地裁第3民事部)  
提訴 平成10年3月～8月(3件・請求額327百万円)  
大阪地裁判決 同18年3月20日  
大阪高裁判決 同19年5月25日  
最高裁判決 同20年9月16日
- 大阪における両裁判とも「損害額」の審議に入らずに判決日が決められ、その時点で勝訴を確信
- 東京地裁における2件は、監査内容に入る前に請求が棄却  
株主訴訟では10年を費やしたが全て勝訴判決を得て終結  
(負担した費用は1円も回復できないが、裁判官へ感謝の念)

19

シート 19

## 5 損害賠償請求訴訟における 監査人の主張

- (1) 正当な注意を払った監査についての主張  
公認会計士監査制度を裁判官に理解して貰うための主張  
(184頁の「陳述書」を提出)
- ① 「監査基準設定の理由」
  - ② 「二重責任の原則」—— 決算書類作成者と監査人の責任はイコールではない
  - ③ 「財務諸表監査の目的」—— 「不正摘発は監査の主目的ではない」との協会の監査基準改訂案への意見書(平成13年8月31日)
  - ④ 「監査固有の限界」

20

シート 20

## 5 損害賠償請求訴訟における 監査人の主張

- ⑤ 「監査責任を巡る米国の判例」—「市場の詐欺理論」  
監査人が損害賠償請求を受けるか否かに関する米国の判例
- ⑥ 「監査契約・監査約款」—監査会社の協力義務の明示
- ⑦ 「監査妨害行為の存在」—平成13年11月以降、山一役員の  
「刑事事件調書」及び「関連資料」を閲覧・謄写が可能  
(特金契約の締結に際し、役員などが信託銀行へ出向いたこと  
の証言、会計士監査を対象とする「対策資料」の存在など)
- ⑧ 「違法行為(監査基準委員会報告 第11号)」
  - 「行政機関の特別調査又は重要な指摘」の有無
  - 「損失補填取引」「飛ばし」に関する大蔵省、監視委員会  
による調査の都度問題ない旨の通知書等の存在

21

シート 21

## 5 損害賠償請求訴訟における 監査人の主張

- ⑨ 監査契約当事者の監査人さえ、強制調査権を有しない
- ⑩ 監査人は取引先を調査する権限(反面調査権)もなく、  
飽くまでも資料の提出を依頼することから始まること
  - ・ 監査実施時より責任追及時の方が不正摘発に関する規  
制が強化されている状況下で、上記の主張を重ねて、  
経営者による組織的な隠蔽工作や第三者作成の資料ま  
でが事実を反した状況では、「監査の基準」に準拠した  
監査を実施しても、不正に辿り着くことの難しさを裁判に  
伝え、過失がないという判決に結びつく

22

シート 22

## 5 損害賠償請求訴訟における 監査人の主張

### (2) 証拠として採りあげられた監査調書

— なぜ、発見できなかったかを念頭に過年度監査調書を見直す

- 原告が「特金勘定」・「顧客との取引」の監査に過失があることを中心に主張したのでこれらの監査が裁判の争点
- 監査実施時の「監査実施準則」に基づき、監査人にとって「義務となる監査手続」は何かを意識して「監査要点」との関連のもとに実施した監査手続を詳細に「準備書面」に記述
- 争点となる監査項目に係るすべての監査調書を提出して、監査調書一枚ごとに記載の意味を裁判官へ判り易く説明して必要な監査手続を十分に実施したことを記述

23

シート 23

## 5 損害賠償請求訴訟における 監査人の主張

- オン訴訟では提出証拠284件のうち監査調書が155件、うち判決に採用された監査調書47件(手書きの監査調書が中心)

『監査計画書(平成4年3月期から9年3月期)』

『監査項目総括調書(法人営業部)』(監査結果の取りまとめ調書)

『特金勘定監査調書』

特金設定時の『稟議書コピー』(平成4年8月)

特金勘定の『監査手続書』(9年3月期)

『銀行確認書』及び証券業部会決定により入手した『陳述書』

『質問書及び回答書』(平成3年9月中間期)

顧客の運用損益の帰属の判断に際し『質問書』を交付し、『回答書』及び山一が大蔵省へ提出した『報告書コピー』を受領したもの

監査人の判断過程を立証できた

24

シート 24

## 5 損害賠償請求訴訟における 監査人の主張

### (3) 裁判官が実施した調査手続と判決

- ① 「特金口座の監査」に関して、信託銀行2行に対して、信託財産にかかる「運用状況報告書」の内容から「貸付債券残高」が存在するを読み取れるか否かを中心に質問書を送付

信託銀行の回答を踏まえて判決では、

「貸債が行われていることを予見することは不可能と認める」

「信託銀行作成の運用状況報告書に、殊更に実態と異なる運用状況が記載されていることは通常想定し難く～～～」との判決理由に結びつく

## 5 損害賠償請求訴訟における 監査人の主張

- ② 「営業特金等の監査」に関して、損失補填が報道された証券会社7社に対して、顧客の損益が会計帳簿に記録されていたか否か、監査が可能であったか否かなどを中心に質問書を送付

証券会社からの回答を踏まえて判決では、

「顧客の損益状況を山一証券が把握することができる資料は、当時存在しなかったものと認められ～～～」

「顧客の営業特金における損益が山一証券の損益に影響を及ぼすことは原則としてなく～～～」との判決理由に結びつく

## 5 損害賠償請求訴訟における 監査人の主張

判決では、上記の2項目を含む監査の過失と主張する7項目（「監査計画」、「監査体制」、「営業特金等の監査」、「特金口座の監査」、「現先取引の監査」、「関連当事者取引の監査」及び「海外の現地法人に対する監査」）に対して裁判官の判断を逐一示したうえ、監査に過失がないことを認め、原告の請求を棄却

27

シート 27

## 6 結び — 今後の会計士監査に寄せて

- ① 弁護士からどんな裁判でも無過失を立証することの難しさを教えられていたが、監査責任に関しては、監査調書が充実していれば、立証が不可能ではないこと  
（監査調書は強力な武器、貴重な財産）
- ② 勝訴するためには、最後まで絶対に諦めないこと  
（精神面、誤ったマスコミ報道の氾濫、裁判官への影響など）
- ③ 自らの主張を述べる書面（準備書面）の作成に監査責任者が直接深く関与すること（弁護士は監査の専門家ではない）
- ④ 監査の実施から数年を経て監査責任が問題にされるので、日常の監査の充実を図ること（監査調書は「遺書」との教え）

28

シート 28

## 6 結び — 今後の会計士監査に寄せて

- ⑤ 損害賠償請求訴訟を受けた立場から協会への期待
- 会員に対する「指導・監督」よりも、監査制度そのものの健全な維持・発展のための施策を優先させることが必要
  - 特に、監査人に対する損害賠償請求訴訟の勝訴、敗訴の実態を調査し、監査人が勝訴した場合、弁護士費用を原告に請求できる制度(敗訴者負担制度)の実現に取り組み、監査人が長期の裁判に耐え得る環境を確立する
  - 独立性、専門性を有する公認会計士が社外監査役に就任し、監査役会と監査人の協同作業による不正防止制度確立への取り組み

29

シート 29

## 6 結び — 今後の会計士監査に寄せて

- 第三者を利用した監査妨害行為の実態(隠蔽工作への協力者、協力内容など)を積極的に社会に発表することによって、監査責任を一方向的に追及する風潮から監査人を防禦する  
(判決文は誰でも閲覧可能、隠蔽工作への金融機関の協力は前代未聞のこと)
- 監査責任に関する海外の裁判事例を法学者等と共同研究し、監査責任の限定(管財人からの訴訟除外)を法制化することへの取り組み
- 証券取引所による粉飾決算会社に対する上場廃止基準の厳格な適用を要請

30

シート 30

## 参考図書

- 「飛ばし」—— 日本企業と外資系金融の共謀(第1章、第2章)  
光文社新書 田中 周紀著
- 「命燃やして」—— 山一監査責任を巡る10年の軌跡  
東洋出版 拙著



## 講演 4

# 「法律学からみた3つのケースおよび現状の分析と将来の課題」



早稲田大学商学学術院教授 和田 宗久

○和田 本日の私の報告の要旨としましては、タイトルのように、法律学の観点から現在の監査制度に関して問題提起をさせていただきたいと思っております。その問題提起に際しましては、本日私より前に報告された3人の先生方が扱われたケースと若干いくつか最近の事例も検討に加えさせて頂き、それらのケースについて分析・検討するとともに、監査制度と関連する法的責任制度についても扱い、法的責任制度の将来についての若干のサジェスションを行いたいと思っております。

本学において私の同僚である奥村雅史先生の著書（奥村雅史『利益情報の訂正と株式市場』中央経済社、2014年）には、2004年から2009年までの間に、どのくらいの件数の決算短信の訂正がなされたかが記されています。

その奥村先生の研究によりますと、あくまでも財務諸表の数値およびその注記部分の訂正件数であり、業績予想の訂正は含まれていませんが、それでも2004年から2009年の間にかけては、相当な数の訂正がなされています。2007年につきましては766件なされておりますし、その後も600件近くの訂正がなされています。これは監査証明が付かない決算短信を対象としたものですが、わが国では、これだけの訂正がなされているということです。

具体的に、どういった会計項目について訂正がなされているかという奥村先生の分析ですが、訂正件数が多いのは、「1株当たりの純資産」および「キャッシュフローの状況」、そして「1株当たりの当期純利益」です。

また、どの財務諸表についての訂正が多いかについては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書の4つのうち、キャッシュフロー計算書が927件で最も多いという状況です。また、注記に関しては「セグメントの情報」が811件となっており、最も多くの訂正がなされています。

次に、訂正が公表された時点において、どれだけインパクトが株価に与えられたかに関する分析です。短期的な市場の反応を累積異常リターン、いわゆるCARによって計算しています。奥村先生の分析によりますと、売上高と当期純利益の2つの訂正項目が投資者の意思決定に対して大きなインパクトを与えています。

また、奥村先生の研究では、決算短信の訂正頻度などは、業種の特性よりも個別企業の特徴の

影響が強いとご指摘されております。以上が決算短信の訂正に関する近年のわが国の傾向です。

他方で、わが国の訂正件数が、他国と比べて多いのかどうかについてですが、1国ではございますけれども、アメリカのリステイトメントの状況について述べさせていただきます。まず、2006年から2010年にかけてと2011年から2015年にかけてのアメリカにおける上場会社の数についてですが、2006年が5133社で、直近の2015年が4381社ということになっております。わが国の最近の上場企業数が3600から3700社ですので、わが国の方が若干少ないのです。訂正件数自体に大きな差がなく、アメリカにおいてもリステイトメントは結構な数がなされているようです。そのうえで、アメリカにおいて、どのような会計項目について訂正がなされているかといいますと、一番多いのが“Expense”です。わが国でいうところの「原価」などにかかわるような部分についての訂正が多いと思われまます。

次に、最近における開示規制違反の事例の件数がシート3に載っております。こちらは、証券取引等監視委員会から出ております、金融商品取引法における課徴金事例集に掲載されている開示規制違反にかかわるデータでございます。平成18年から27年8月に公表された件数が整理されています。書類別の訂正件数ですが、平成22年の継続開示処理と発行開示処理の両方について違反が多かったことが分かります。課徴金を課すために勧告を行った数が多かった、ということになるかと思えます。

では、上場会社等がどれくらいの金額の課徴金として課されているのか、というデータが、シート4です。やはり平成22年は多くて、この年に18億7981万円あまりの課徴金が課されています。また、平成25年も多かったとえています。

シート4は、平成27年については8月までのデータでありまして、同月までの課徴金納付命令の勧告金額は1億円あまりでしたけれども、同年の後半におきまして、いわゆる東芝事件に関わる問題が発生しました。その東芝関連の課徴金納付命令、同事案についてはシート6をご覧くださいなのですが、既に、平成25年12月24日付けで、株式会社東芝に対して73億7350万円の課徴金が課されています。さらに、本日のアカデミック・フォーラムで問題としております監査にかかわる部分でいいますと、今年（2016年）に入ってから、1月22日には新日本有限責任監査法人に対しまして21億1100万円もの課徴金納付命令が決定しております。

さらに、シート6のコメ印のところに記載の通り、こういった課徴金に加えて、行政処分としては、金融庁から同監査法人に対して業務改善命令と3ヶ月の契約の新規の締結に関する業務停止の処分、および同法人に所属する公認会計士7名の方については、1ヶ月から6ヶ月の範囲で業務停止の処分がなされています。

では、監査法人が出している監査報告において、どれほどの数の除外事項付きの意見表明が行われているか、ということについてですが、そうしたことに関する2010年までのデータが、シート27に参考文献として挙げております加藤＝白澤[2015]の中に記されています。2000年には、703件の除外事項付きの意見表明がなされていましたが、それ以降は減少し、2003年は17件、

それ以降は2件、3件、1件という形で、現在では、ほとんど除外事項付きの意見表明が行われていないことがデータで示されています。

シート27に参考文献として挙げております加藤[2010]によりますと、2000年前後に除外事項付きの意見表明の件数が多かったのは、従来は旧監査基準のもとで重要な会計方針の変更について限定付きの監査意見の表明を行う必要があったこと、また、2003年以降、ゴーイング・コンサーン監査が導入されたことがそれ以降の監査と大きく異なっているためであるということです。すなわち、ゴーイング・コンサーンにかかわる監査が導入されて以降は、かわりに意見不表明がなされる傾向が見られ、除外事項付きの意見表明数が減ってきていると分析されています。

そこで、近年、限定付適正意見や監査意見不表明がどれほどなされているのかということについて、決算短信における報告の訂正や課徴金の数と比べてみますと、監査意見等について限定付監査意見が付されたり、監査意見の不表明がということが行われたりするのには明らかに少ないという印象を感じたところでございます。

私の推測では、わが国の監査証明について、不適正意見と監査意見不表明があまり見られないのは、恐らく、それによって上場廃止の蓋然性が生じてしまうからではないかと思っています。シート7の下の方に、東京証券取引所の有価証券上場規程から、上場廃止にかかわる規定を抜粋しました。一番下のところで挙げている601条(11)では、「第501条第1項第2号に該当する場合であって、直ちに上場廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると取引所が認めるとき」に、上場廃止になるということが規定されています。そして、「501条第1項第2号に該当する場合」とは、監査報告書における不適正意見、または意見を表明しない場合となっています。そのため、監査人が不適正意見、または意見の不表明をすることは、上場廃止につながってしまう可能性があるという制度になっているということです。

あくまでも一人の法律家としての推測ですが、監査法人にとって、監査報告について不適正意見、監査意見の不表明を行うということは、自分たちのクライアントを上場廃止に追い込んでしまうという効果を生じさせることになるため、不適正意見や監査意見不表明、または限定付きの適正意見が避けられているのではないかと考えます。

以上から、私の一人の法律家の立場としての問題提起といたしましては、訂正報告の件数と課徴金納付命令の勧告件数、限定付監査意見、監査意見不表明の数のギャップはなぜ発生しているのか、そして、本来であれば、適正意見以外の意見が表明されていてもいいはずですし、さらには、監査報告には注記のような感じで、もっといろいろなことが書かれるようになってもいいのではないか、ということを考えるわけでございます。そのうえで、さらに、そのような方向に向かわせるために、法律によって何らかの規範的な対応をとる必要性が今後出てくるのかどうかについて考えてみたいと思っております。そうしたことを考えていくうえで、本日は、前の報告で諸先生方が扱われた過去のケースについて、その位置づけと意義を、短く簡単にではございますが、シート9にまとめさせていただきました。

まず、大和銀行事件というのは株主代表訴訟でありまして、取締役等の会社に対する損害賠償責任を追及した事例でございます。この事件は、鳥羽先生がご紹介されたとおり、会社の役員等が内部統制システム構築義務や実際の構築状況に対する監視義務を負うということをおが国の様々な会社に広く印象づけたケースとして重要な意義をもつと思われまます。

さらに、長銀事件ですけれども、この事例では、未処理損失（取立不能貸出金）の圧縮計上について GAAP のからの逸脱の有無が争われました。亀岡先生がご指摘したとおり、裁判所は会計処理としては問題があったと認識しています。ただ、だからといって責任を課すかどうかというのは別途考慮が必要な点ではないかと思ひます。会計処理としては適切ではなかったけれども、法的責任を課すことについて、裁判所は抑制的であったのではないかと私自身は考えています。

なぜなら、刑事事件の最高裁判決を見てみますと、長銀以外の同時期の各銀行の会計処理におきましても、同様の会計処理を大手 18 行のうち 14 行が行っていたことが指摘されているからです。当時、いわゆる護送船団方式による金融行政が行われていたということをお踏まえますと、長銀事件について、当時の取締役らに直ちに法的責任があるとなると、他の銀行はたまたま破綻しなかつただけで、取締役の行為等については法的に責任があるという認定をしなければならぬ可能性が出てくると思ひられます。そのため、長銀の取締役らに法的な責任を認めるということについて、裁判所は、謙抑的になつたのではないかと思ひられます。そして、その結果として、監査法人の法的責任も問題とされぬという結論になつたのではないかと思ひます。

山一証券事件も会計監査についての問題がさまざま提起されたわけですけれども、本日の伊藤先生の報告を聞いて、責任のあり方、とりわけ法的責任を、どのようなことについて、誰に発生させるのかということについて、重要な示唆に富む事例だつたのではないかと思ひます。

では、逆に責任を認めた事例をご紹介したいと思ひます。それがシート 10 に挙げているナナボシ事件です。この事件では、結果的に民事再生法の適用を受けた会社において行われていた粉飾決算を看破できなかつたことについて、監査法人の責任が問われました。裁判所は、この事件について、監査法人の責任を一部認容しています。なぜ認容したかという理由ですが、通常は確実な入金が見込まれるはずの公共工事の支払いについて遅延があつたにもかかわらず、その点について追加の監査手続を実施していなかつたことが、明らかに監査の手続上の不備であり、監査手続上、過失があつたと裁判所は認定しています。

次は、シート 11 ですが、不正確な財務諸表を作成した会社の経営陣に対して、過失相殺をした上で一部の請求を認容したライブドア事件です。このライブドアは有名な事件でして、また、本当は複雑な事案ですけれども、シート 11 では事実を簡単にまとめさせていただきました。監査法人、または会計士につきましては、不正な経理処理は明らかに行われていたとし、その過失を認定しています。連結子会社による親会社株式の売却額を収益として認識した点については、本来は資本取引として扱われるべきであつたのは明らかであつたとし、そうした細かい事実認定などをした上で、そうした経理処理を漫然と見逃していた会計士や、実際に関与もしていたと事

実認定がなされた会計士などに対し、不法行為責任を認定したという事例です。

ライブドア事件におけるこうした裁判所の判断が良かったかどうかという点については、本来、詳細な分析が必要となりますが、他方、同事件では、監査報告書の署名押印を拒否した会計士については、責任を否定しています。そのため、結果的にはありますが、監査報告書に署名押印しなければ、責任を負わないのではないかと、という問題提起をした事例としても受け取ることができるように思われます。こうした点についても、このライブドア事件をどのように受けとめ、評価するべきか、今後も検討が必要になってくると思われます。

最後は、直近に起こった事件であり、シート 12 に挙げております東芝事件です。監査法人の責任原因について、課徴金納付命令の決定の際には、主に 2 つのものが挙げられています。

1 つ目が、東芝のパソコン事業および半導体事業の一部において、売上原価の過少計上などが行われた財務処理に対して、監査法人が無限定適正意見を表明したことです。そして、2 つ目は、一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上および売上の過大計上が存在していたにもかかわらず、監査法人が無限定適正意見を表明したということです。

これはまだ行政処分が下った段階で、会社の役員につきましては訴訟が提起されているようですけれども、監査法人の責任が追及される訴訟が今後提起されるかは、また別問題です。

他方で、シート 28 の参考文献で挙げております浜田 [2016] 『粉飾決算』では、会計士の立場から東芝の監査の問題点を多々指摘しています。その中から 3 つの主な指摘事項を抜き出したのがシート 13 です。

まず、1 点目として、工事進行基準の監査に関する不備がやはりあったのではないかと、工事管理やプロジェクト管理に関する資料を会計士は見えていなかったのではないかと、といったことを指摘しています。

2 点目は、連結子会社のウェスティングハウスエレクトリックが受注した 76 億ドルの案件について、2013 年になって突然、原価超過の問題が顕在化したことです。何年もの間、問題とせずに、2013 年に原価超過の問題が発生したのは、突然すぎるのではないかと指摘をされています。

3 点目は、パソコン事業および半導体事業の一部に関して、売上原価の過少計上を行った際の異常な取引について、数字上明確かつ客観的に見てとれたにもかかわらず、それを何も問題なしとしていた点です。これは、マスキング価格と言って、ある工場から一旦部品の段階のもの、まだパソコンになっていないものを仕入れて、それをまた組立工場に一回売ったことにするときに、いくらで仕入れていくらの価値の部品を使っているのかを同業他社などに分からないように、通常、若干の上乗せをして売上を認識することは慣行的に行われていることを利用したものです。そうした上乗せ価格は、通常 50% ぐらいのかさ上げしかないにもかかわらず、東芝では、2 倍、3 倍の価格で組立工場に売却したという記録がありました。また、パソコン事業等については、売上高を超える利益金額を計上していました。このような点を何も問題視しなかったのは、会計監査に問題があったのではないかと指摘をされています。

これらを踏まえまして、法律的にはどういうことを考えなければいけないのかをシート 14 にサジェスションとしてまとめました。どのような監査人の行為を有責行為として把握するかといったことや、刑事責任、行政処分、民事責任のすみ分けというのがあまり明確になされていない点が問題となり得るかと思えます。近時のケースでは、ライブドア事件などのように、新聞などに大きく事件として取り上げられたことで世間で騒がれた事件のみが、結果的に刑事責任などが追及されているのではないかといった指摘もなされています。すなわち、各責任制度の間でのすみ分けが制度的に適切になされているのかことについて、大変疑問がもたれているようです。

とりわけ、民事責任については、ある時期、活発に責任追及するような状況を作り出したほうが良いのではないかということが言われています。アメリカでは、Private Prosecutor としての原告側の Law Firm に一定の役割を求め、民事責任制度はそのような Law Firm の存在を前提としたものであって、そして、彼らに訴えられるリスクを企業や監査人が感じることによって、違法行為や不実開示、不適切な監査の抑止を図る、そして、それこそが民事責任制度の意義である、といったことが言われてきました。

ただ、どのような監査人の行為について、それを有責行為として把握するかということについては、特に本日の伊藤先生の話をお伺いまして、やはり難しい問題ではないかと思いました。一口に監査と言っても、さまざまなプロセスがありますので、何を以て有責行為とするかは、やはり難しい問題かと思えます。

ただ、最近の事例を見ますと、明確な GAAP 違反や不合理な見過ごしは有責認定しやすい傾向があると言える場合の多いように思われます。その点、先ほどの浜田 [2016] で指摘されているような会計士から見てもおかしいといったことがあったときに、法的にもそれは有責であると認定をするのかどうかを今後、東芝のケースなどを参考に見ていく必要があると思えます。

また、最初に申し上げましたように、個人的には監査意見についての無限定適正意見と限定付監査意見、もしくは監査意見不表明の間で幅があり過ぎるのではないかと考えます。多くの会社は無限定適正意見が出される場合がほとんどですが、そうした意見が付されている中には、本来であれば、無限定適正意見が付されてはならないケースもあるように思われます。そのため、監査人が限定付監査意見をもっと気軽に述べることができるよう、各意見の間の深い溝を埋めていく作業が制度的には今後必要になってくるのではないかと思えます。

企業不祥事不実開示の抑止という観点からは、やはり責任制度が一定の役割を果たすというのが特にアメリカなどですと有力な見解です。SEC も一貫して不実開示などが起こった場合に、クラスアクションが多数起こることについて肯定的に捉えてきています。そうした状況については、一定の批判も経済界などからは頻繁になされていますが、SEC などは一貫して証券クラスアクションの有用性、特に違法行為や不実開示の抑止などの点で一定の効果があるという立場をとってきているようです。

こうしたことを前提としますと、証券クラスアクションの原告およびその弁護士は、他の国々

でも Private Prosecutor として位置づけてよいのかどうかを考えていく必要があるように思われます。

ただし、民事責任の位置づけについては、やはり難しい部分もあります。先ほどから申し上げてきているように、民事責任については、刑事責任や行政処分の補完的な役割があると言われていています。ただ、あまり活発に訴訟が提起され過ぎるというのもやはり問題があるという指摘もあります。なぜなら、民事責任を追及する訴訟が増えますと、当然、それに備えるための保険が付保されるようになります。アメリカでは、保険会社に支払う保険料や、実質的に保険金によってまかなわれる原告・被告双方の弁護士費用が高額となってきている点が問題視されてきており、結局、適切な会計処理をしている会社が支払う高額な保険料をもって、制度が支えられてしまっており、上場制度ないし証券市場の維持という観点からは、あまりにもコストがかかり過ぎるような構造になっているのではないかという指摘がアメリカにおいてもなされています。

さらに、実際の投資家は、民事責任をはじめとする、各種責任制度によって保護されているのかについても、疑問が呈されています。アメリカではかなりの数のクラスアクションが起こされています。不実開示がなされた会社において、不実開示がなかったとしたらあり得たその会社の利益状況や、不実開示によって発生した投資家の損失などを計算し、和解や判決等を通じてどれくらいの損害が補填されているかというアメリカのデータをみますと、直近 2014 年では、不実開示によって生じた経済的損失の 1.8% しか補填されておらず、あれだけ訴訟が活発で、和解金や保険金が支払われている国であっても、なかなか経済的な損失は補填されていない状況が垣間見えます。

その他の制度的な手当についてですが、職業的懐疑心というのが様々な事件で問題になりますが、これについてもあまり実効性がある形で職業的懐疑心をもって監査はなされていないのではないかといった提言がされています。

さらに、最近の提言の中では、先ほどの私の問題意識とも関連しますが、イギリスやアメリカの制度、EU の動向を踏まえて、監査人は適正意見を出すこと以外にもさまざまなことを監査報告の中で書いていいのではないかといった提案がなされています。

最近では、シート 19・20 にありますように、IT の利用ということが、今後の監査のあり方に関する各種提言の中で言及されることが多くなってきました。さらに一歩進み、人口知能を利用した監査手法がこれから取り入れていくべきではないかとも言われています。

仮に IT や AI を取り入れた監査手法が、これからどんどん取り入れられていくとしますと、いくつかの監査対象会社の異常な現象や会計的事象がより明確になっていく可能性があります。そうすると、監査人の行為を法的責任を課すべき有責行為として把握するかということが明確になる可能性が今後出てくると思います。例えば、AI が異常な取引があると検出した場合に、それが本当に異常があるのかないのかは、監査人において説明責任が発生するといった運用がなされていくようになるかもしれません。そうしたことによって、今日、問題として取り上げた問題

の一部は解決されていく可能性が出てくるのではないかと思います。

最後に今後の課題についてまとめたいと思います。

まず、さきほどお話ししたような IT、AI でカバーしきれない監査業務は、今後どのようなものがあるのか、といったことや、監査人の独立性の担保に関する制度は十分か、ローテーション制度の是非はどうかといった問題について考えていく必要があるように思います。また、職業的懐疑心を発揮させていくことを考えた場合、法的責任制度というのは強力なツールであるのは確かですが、それ以外にも、監査法人向けのガバナンスコードの設定や、監査法人に関する情報開示の充実など、他のツールに関する提言もなされています。それらについても、もう少し具体的な中味について考えていく必要があるように思います。

加えて、これまで行われてきた公認会計士協会による品質管理レビュー等についても、それらをどう位置づけていくのか、どう活用していくのかを考えていく必要性があります。

こうしたことを行っていくことは、証券市場の中でもエクイティ市場をより一層活性化していきこうという流れに結びついていくように思います。そして、エクイティに基づくある種のリスクを負うことを前提にした資金が、特にイノベーションを生み出す中小企業に流れていくようになることで、さまざまな起業につながっていったり、それに基づく産業の活性化につながっていくと言われています。EU などでもそういった中小企業向けのエクイティ市場の整備が今まさに計画されているところです。ただ、エクイティ市場を特に中小企業向けにも広げていくとしますと、現在の上場企業にもまして、不実開示のリスクが高いと思われる企業向けのディスクロージャー制度の開発、その前提としての現行制度のより一層の充実、発展ということは必須であるように思われます。

いずれにしましても、私としましては、以上のようなことを今後、法的な観点から考えていく必要があると思っています。そのうえで、具体的な検討を進めていく上では、本日ご報告された会計分野の先生方、もしくは監査にかかわる分野の先生方と様々な形で共同的な研究をこれから行っていく必要があるのではないかと考えています。

以上で私のご報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

第24回 産研アカデミック・フォーラム

## 法律学からみた3つのケース と現状の制度分析・将来の課題

和田宗久（早稲田大学・商学大学院）

2016年5月28日（土）



1

シート1

## 報告の要旨

- 法律学の視点から問題提起
- 本シンポジウムで扱われたケース+aのケースについての分析・検討



監査制度・関連する法的責任制度の将来についての  
若干のSuggestion

2

シート2

証券取引等監視委員会事務局『金融商品取引法における課徴  
金事例集～開示規制違反編～』（2016年8月）

(表1) 課徴金納付命令勧告の内訳 (単位: 件)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	9	9	8	1	85
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	6
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	5	2	0	40
両方の書類	1	3	5	2	8	6	3	4	5	1	38
大量保有・変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
うち個人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
不提出の勧告件数	-	-	0	0	1	2	0	0	0	0	3
発行開示書類	-	-	0	0	0	2	0	0	0	0	2
継続開示書類	-	-	0	0	1	0	0	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

(注) 年度とは当年4月から翌年3月をいう。ただし、平成27年度は6月30日まで(表1から表5において同じ)。

シート3

証券取引等監視委員会事務局『金融商品取引法における課徴  
金事例集～開示規制違反編～』（2016年8月）

(表2) 課徴金納付命令勧告の金額(年度別)

年度	課徴金額	年度	課徴金額
18	6億3,333万円	23	5億6,925万円
19	6,684万9,997円	24	7億2,174万9,994円
20	19億1,390万9,997円	25	10億4,836万9,999円
21	7億1,147万9,998円	26	6億464万円
22	18億7,981万9,994円	27	1億3,791万円
		合計	82億8,730万9,979円

(注) 1 課徴金額は勧告時点のもの。

2 平成21年度に個人に対して行われた1件(課徴金額1億2,073万円)については、課徴金納付命令勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

シート4

証券取引等監視委員会事務局『金融商品取引法における課徴  
金事例集～開示規制違反編～』（2016年8月）

違反者の業種別分類

(表4) (単位:社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	2	2	0	19
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	3	1	1	14
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	1	0	11
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	0	0	7
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	1	0	6
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	5
機械	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	4
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	3
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
水産・農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
年度別計	3	8	11	8	15	8	9	9	7	1	79

(注) 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

## 東芝関連の課徴金納付命令の決定

- 2015年12月24日 株式会社東芝に対して73億7350万円
- 2016年1月22日 新日本有限責任監査法人に対して21億1100万円

\*新日本有限責任監査法人は、ほかに金融庁から業務改善命令と3か月の契約の新規の締結に関する業務の停止の処分。また、同有限責任監査法人に所属する公認会計士7名も1か月から6か月の範囲で業務停止の処分

わが国の監査証明において不適正意見・監査意見の不表明は、あまりみられていない。→上場廃止の蓋然性？

cf. 東京証券取引所 有価証券上場規程

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第501条

当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定することができる。

…

(2) 次のa又はbに該当する場合

a 上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であつて、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条

本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

…

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

第501条第1項第2号に該当する場合であつて、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき

7

シート7

### ～問題提起～

- ・ 訂正報告の件数、課徴金納付命令の勧告件数と限定付監査意見・監査意見不表明の数のギャップはなぜ生じているのか？
- ・ 法律によって、何らかのNormativeな対応をとる必要性があるか？



過去の事例（本シンポジウムで扱われた事案）+ a で分析・検討

8

シート8

## 3つのケースの法的位置づけ・意義

### 【大和銀行事件】

(株主代表訴訟・対会社責任追求事件)

- ・内部統制システム構築義務、実際の構築・運用状況についての監視義務

### 【長銀事件】(代表取締役等について民事・刑事事件)

- ・未処理損失(取立不能貸出金)の圧縮計上のGAAP該当性が争われた。
- ・裁判所は、問題のあった会計処理とは認識。ただし、法的責任を課すことについては抑制的(だったのではないか?)
- 刑事事件最高裁判決では、長銀以外の同期の各銀行の会計処理においても、大手18行の中で14行が長銀と同様の処理を行っていたことを指摘 + 当時の護送船団方式による金融行政の慣行
- 結果的に、監査法人の法的責任も問題とされていない

### 【山一証券事件】

- ・監査人・監査法人の責任のあり方について問題提起

9

シート9

## 3つのケースの以外の主要なケース(1)

【ナナボシ事件】大阪地判平成20・4・18判時2007号104頁  
監査法人に対して再生会社の粉飾決算(架空売上げ)を看破できなかったことにつき監査契約上の注意義務違反があるとして違法配当金相当額及び粉飾実行に伴う社外流出金相当額の損害賠償を求めた事案。通常は、確実な入金が見込まれるはずの公共工事での支払遅延(監査意見表明時において入金なし)を認識しながら、追加監査手続を実施していない点を問題視し、監査手続の過失を認定。過失相殺したうえで一部の請求(1715万円分の損害賠償)を認容。

10

シート10

### 3つのケースの以外の主要なケース（2）

【ライブドア事件（一般投資家からの損害賠償請求）】東京高判平成23・11・30判時2047号36頁

虚偽記載のある有価証券報告書の財務諸表等に無限定適正意見を付けた監査法人に対して旧証券取引法24条の4、22条の1に基づく責任を認容（虚偽記載公表日前1ヶ月の終値平均720円から公表日後1ヶ月の終値平均135円の差額579円に、5%減じた550円を一株あたりの損害と認定）。不正な経理処理（連結子会社による親会社株式の売却額を収益として認識—本来は資本取引として扱われるべきであった）を認識（またはそうした処理に関与）していた複数の会計士にも不法行為責任を認容（他方で、監査報告書への署名押印を拒否した会計士1名については責任を否定）。

11

シート 11

### 3つのケースの以外の主要なケース（3）

【東芝事件】（課徴金納付命令の決定）  
+ 会社法および金商法に基づく民事責任？

○監査法人の責任原因

- ・東芝の平成24年3月期における財務書類の監査において、監査証明に係る業務を執行する社員が…相当の注意を怠ったことにより、パソコン事業及び半導体事業の一部において、売上原価の過少計上などが存する財務書類に対して、無限定適正意見を表明。
- ・東芝の平成25年3月期における財務書類において、パソコン事業及び半導体事業の一部に売上原価の過少計上などが存するほか、一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上が存していたにもかかわらず、無限定適正意見を表明。

12

シート 12

(つづき…)

○指摘されていること 浜田 [2016]

- ・ 工事進行基準の監査に関する不備（工事管理、プロジェクト管理に関する資料を見ていない？）
- ・ 連結子会社のウェスティングハウスエレクトリック（WEC）が2007年から2009年にかけて受注した76億ドルの案件（発電所建設等）について、2013年になって突然原価超過が問題とされたこと
- ・ パソコン事業及び半導体事業の一部において、売上原価の過少計上を行った際の異常な取引（マスキング価格の高さ、売上高を超える利益金額の計上）に対する監査の不備

13

シート 13

### ～Suggestion～

1. どのような監査人の行為を『法的責任を課すべき有責行為』として把握するか？
2. 法的責任（刑事責任、行政処分-課徴金納付命令の決定・業務改善命令等-、民事責任）の棲み分けをどのようにするか？
3. 民事責任の位置づけ（広く訴訟提起可能）→ Private Prosecutorは機能するか？  
民事責任の機能  
①不実開示（不祥事）の抑止  
②投資家に生じた経済的損失の填補  
 市場の信頼確保・向上
4. その他の制度的な手当は？

14

シート 14

1. どのような監査人の行為を『法的責任を課すべき有責行為』  
として把握するか？

- ・長銀事件などを踏まえると『法的責任を課すべき有責行為』を明確化していくことは困難？  
→ただし、明確なGAAP違反に対する不合理な見過ごしは有責認定しやすい？  
→東芝Caseなどをどのようにみるか？
- ・他方で、現状の監査意見については、無限定適正意見と限定付監査意見・監査意見の不表明との間でとりえる他の意見について議論する必要があるのではないか？  
→現状では、本来、無限定適正意見が付されるべきケースでなくとも、付されているケースが多いのではないかと？  
→後述の「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言参照。

15

シート 15

2・3 法的責任のあり方について

- ・企業不祥事・不実開示の抑止という観点からは、（経営者、法人としての会社、監査人のいずれに課すかは別として）責任制度が一定の役割を果たすというのが有力な見解  
cf.SECも一環して、証券クラスアクションの有用性を認めてきている。
- ・証券（クラスアクション）の原告およびその弁護士はPrivate Prosecutorと位置づけられるか？
- ・ただし、民事責任の位置づけについては難しい。  
→諸外国では、民事責任について刑事責任や行政処分の補完的な役割、そして、違法な行為や不適切な会計処理に対する一定の抑止効果を認めつつも、社会的なコスト（保険会社に支払う保険料、高額な弁護士費用）を問題視する見解も有力となってきている。  
→投資家に生じた経済的損失の填補については、より一層、実現が難しい。

16

シート 16

4. その他の制度的な手当は？

- オリンパス事件を受け、平成25年3月に「監査における不正リスク対応基準」を策定
  - ・ 職業的懐疑心の強調
  - ・ 不正リスクに対応した監査の実施
  - ・ 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理



- 会計監査の在り方に関する懇談会からの提言「会計監査の信頼性確保のために」（2016年3月）

17

シート 17

● 「会計監査の信頼性確保のために」における注目される提言

- ・ 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- ・ 会計監査の内容等に関する情報提供の充実（監査法人等のガバナンス情報の開示、とくに下記に注目）

※監査報告書の透明化等

「…現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、例えばイギリスでは、会計監査の透明性を高めるため、財務諸表の適正性についての表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制度が導入されている。EUも本年から同様の制度を導入する予定であり、アメリカにおいても、導入に向けた検討が進められている。」

※監査におけるITの活用

18

シート 18

●日本公認会計士協会・IT委員会研究報告

「（公開草案）ITを利用した監査の展望~未来の監査へのアプローチ~」（2015年12月）

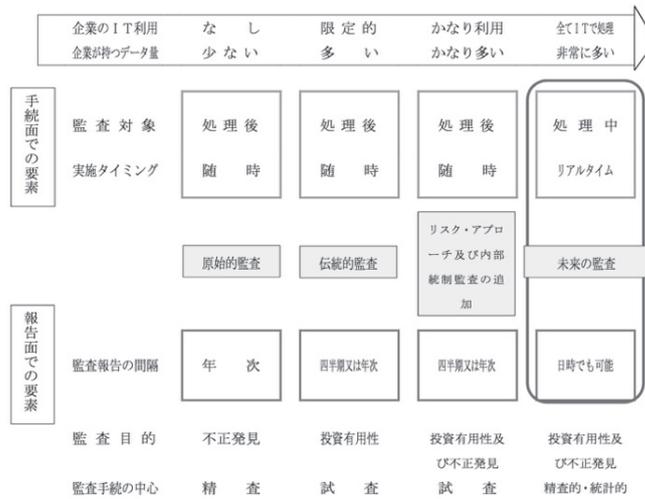


『未来の監査』を「ITが全面的に利用されている企業環境において、ITを活用することにより、被監査会社の重要なデータについては全データをリアルタイムで検討し、統計学的なアプローチによりビッグデータの分析手法も含めて、精査的・統計的手法により比重を置いて監査意見を形成する監査の体系」とし、こうした未来の監査が普及していくための前提・条件について検討。

→監査対象会社の異常な現象や会計的事象がより明確になるのではないかとすれば、監査人の行為を『法的責任を課すべき有責行為』として把握するか？ということの明確化につながるのではないかと？

シート 19

『未来の監査』のイメージ



「（公開草案）ITを利用した監査の展望~未来の監査へのアプローチ~」より

シート 20

The screenshot shows the top of a webpage from Deloitte University Press. The navigation menu includes 'Featured', 'Topics', 'Industries', and 'Periodicals'. The main article title is 'Innovation in audit takes the analytics, AI route' with a subtitle 'Audit analytics, cognitive technologies to set accountants free from grunt work'. The author is Tom Davenport, and the article was published on February 24, 2016. A URL is provided at the bottom: <http://dupress.com/articles/audit-analytics-cognitive-technology-artificial-intelligence/>.

21

## シート 21

### ～残された課題～

- ・ IT・AIでカバーしきれない監査業務はどのようなものか？  
cf. 意図的かつ巧妙な隠蔽行為に対応できるのか？  
統制環境などはどのようにチェック・監査するのか？
  - ・ 監査人の独立性の担保に関する制度は十分か？ ローテーション制などの是非は？
  - ・ 職業的懐疑心を発揮させるための（法的）責任制度以外の装置は？  
監査法人向けのガバナンス・コードの設定、開示の充実？、それらを設定する場合の具体的な内容・項目は？
- 公認会計士協会による品質管理レビュー、監査業務審査、綱紀審査などと法制度の関係・棲み分け・それらの整理が必要！

22

## シート 22

### ～おわりに～

- ・今後のInnovationの生まれ方の傾向（大企業・その研究開発部門から、Small and Medium-sized Enterprisesへ）
- ・エクイティ市場（+ Clowdfundeng的な資金調達手法）を成長・発展させる必要性
- ・その前提としてのディスクロージャー制度の発展・充実→それを支えるBaseとしての監査に関わる分野・制度の発展・充実の必要性

cf. EUでは、2019年までに、銀行以外からの資金調達のための資本市場の整備、全28の構成国のための単一の資本市場連合（a Capital Market Union）の創設に向けた動きがある。そうした動きの背景として、成長エンジンである中規模企業への資本市場を通じたファイナンスが、アメリカと比してかなり低調であったことが挙げられ、とくに革新的な、高い成長が見込まれるSMEs（Small and Medium-sized Enterprises）に対するエクイティ資本投入の促進が必要であるとされている。

23

### シート 23

## 【参考】金融商品取引法

#### 第21条

1 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

…

三 当該有価証券届出書に係る第九十三条の二第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

…

二 前項第三号に掲げる者 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。

24

### シート 24

#### 第21条の2

1 第二十五条第一項各号（第五号及び第九号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類…の提出者又は当該書類…の提出者を親会社等…とする者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者又は処分した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽記載等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者又は処分した者がその取得又は処分の際虚偽記載等を知っていたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、賠償の責めに任ずべき者は、当該書類の虚偽記載等について故意又は過失がなかつたことを証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

3 第一項本文の場合において、当該書類の虚偽記載等の事実の公表がされたときは、当該虚偽記載等の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。…

→発行会社責任に関する規定（2014年に無過失責任から過失責任化:第2項追加）

3項に損害額についての推定規定がある。

25

## シート 25

#### 第22条

1 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らずに、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者又は処分した者に対し、記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 第二十一条第二項第一号及び第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。

#### 第24条の4

第二十二條の規定は、有価証券報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者」とあるのは、「有価証券を取得した者」と読み替えるものとする。

26

## シート 26

## 参考文献

- ・ 奥村雅史 2014 『利益情報の訂正と株式市場』，中央経済社
- ・ 加藤恵吉 = 白澤葉月 2015 「企業への監査意見表明の影響 — 監査基準変更に伴う影響分析 —」 弘前大学経済研究38号122-130頁
- ・ 加藤達彦 2010 「我が国における限定付監査意見と監査意見の不表明—事例研究による分析—」 明大商學論叢92巻4号1-23頁

27

シート 27

- ・ 浜田康 2016 『粉飾決算 問われる監査と内部統制』 日本経済新聞社
- ・ 日本公認会計士協会・IT委員会研究報告「（公開草案）ITを利用した監査の展望~未来の監査へのアプローチ~」（2015年12月）
- ・ Susan Scholz 2014, Financial Restatement Trends in the United States: 2003–2012
- ・ Cornerstone Research 2016, SECURITIES CLASS ACTION FILINGS 2015 Year in Review
- ・ Cornerstone Research 2015, SECURITIES CLASS ACTION FILINGS 2014 Year in Review

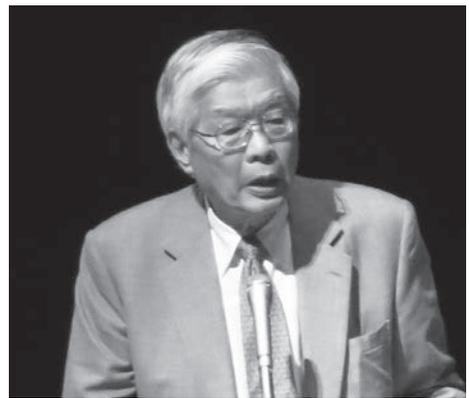
28

シート 28

# 總 括



○鳥羽 今回の産研アカデミック・フォーラムにおいて取り上げました事例を通じまして、財務諸表監査・監査役監査を、会計基準を、あるいは会社法を考えようという企画を考えましたのは、最近のわが国の企業社会で起きた上場会社の企業不祥事がきっかけであります。東芝、オリンパス、大王製紙など、日本企業をそれなりに代表すると思われる上場会社において、さまざまな企業不祥事が起こり、しかも、それらの企業監査に関して、日本を代表する監査法人が関係していたからであります。とりわけ、



2015年に起こりました東芝不正会計事件が契機になって、わが国の公認会計士監査の品質はいったいどうなっているのか、どのように改善したらよいのかなど、極めて重要で、喫緊の問題が持ち上がりました。既にご案内のように、金融庁において、公認会計士監査の品質を見直すための懇談会が開かれ、各方面の識者からさまざまな意見や提案がなされています。

公認会計士監査が関連する企業の不祥事に対する社会の人々の関心は昨今一段と強くなっています。公認会計士が財務諸表に含まれている重要な虚偽表示を看過すると、直ちに「監査の失敗」という問題として突きつけられます。監査の失敗＝監査人の法的責任ではないのですが、監査の失敗とりわけ「失敗」という言葉がきつい響きを有しているため、この言葉についてはもっと慎重に使ってもらいたい、という声も当然出てきます。注意すべきことは、「監査の失敗」(audit failures) が監査のいかなる状況を意味しているのかについて、アメリカのジャーナル等を読ましても、関係者によって異なるように思われます。

第1の考え方は、監査基準との関係において規定しようとするものです。すなわち監査基準に準拠して監査が実施されていなかったことをもって、監査の失敗とする立場です。第2の考え方は、監査基準に準拠していたことに加えて、財務諸表そのものに重要な虚偽表示があり、公認会計士(あるいは会計監査人)がそれを看過してしまったことを加える考え方です。それゆえ、監査の失敗は、基本的には、財務諸表上の重要な虚偽表示が監査人によって検出されなかった場合に限定した場合における監査基準に準拠して監査を実施していなかったこと、という意味になります。さらには、第2の考え方をさらに狭めて、監査人法的責任が訴訟等において認められた場合(すなわち敗訴の場合)に限って使用されるべきである、とする考え方(立場)もあろうかと思えます。監査の失敗という概念を厳格に捉えるか、それとも少し緩めて捉えるかは、その概念を捉える者の立場によって異なります。アメリカにおいても、audit failure という概念の定義は必ずしも確立されていないように思います。このように、監査の失敗という概念については、現時点で十分に確立されている概念とは言えませんが、ここでは、経営者の作成した財務諸表に重要な虚偽表示があった場合を前提にし——財務諸表の重要な虚偽表示が故意によるものであろうと、会計上の判断のミスや会計手続上の誤謬に起因したものであるかは問わない——、その財務

諸表上の重要な虚偽表示を監査人が検出できなかった場合、と考えることにいたします。これ以降の説明は図表1に従って行うこととします。

図表1 監査の失敗を捉える多層的視点



監査の失敗はすべて監査人側の非によるものではありません。まず何よりも先に問われなければならないのは、財務諸表に対して第一次的責任を有している経営者であります。しかし、経営者側の問題を横に置いたとしても、監査の失敗は、現実の問題として、さまざまな要因によって引き起こされています。本日の議論では、たとえば内部統制の問題であったり、経営者が財務諸表の作成に際して選択・適用した会計基準の甘さ(曖昧さ)であったり、場合によっては会計基準そのものがいまだ取り扱っていなかったことも関連して、会計不正のスキームが組み立てられる場合もあります。これらは、監査人にとって外部的要因とみることができます。

監査の失敗は、外部的要因の他に、監査人の側の、いわゆる内部的要因によっても引き起こされます。しかも、それはさらに、個々の監査人レベルでの問題、監査チームレベルでの問題、監査法人レベルでの問題、そして個々の監査人と監査法人を「会則」と「職業倫理規則」を通じて指導・監督する日本公認会計士協会レベルでの問題に分けることができます。個々の監査人レベルの問題とは、監査人個々人の専門的技量と経験 (professional skill and experience)、誠実性 (integrity)、独立性 (independence as mental attitude)、職業的専門家としての正当な注意と職業的懐疑心 (professional due care and professional skepticism) 等に関連する監査人自身が有している個人的特性の問題です。監査チームのレベルの問題とは、監査チーム内での風通しの問題と監査調書のレビューが主たる内容かと思われれます。監査法人レベルの問題とは、突き詰めれば、監査法人側における監査の進め方についての問題——具体的には、監査法人側における監査の質の

管理の問題——とみることができます。最後に、監査の失敗は、間接的なものでありますが、協会のレベルにおいてもあります。日本公認会計士協会が監査の品質についてどのような内容の規制を、どの程度厳しく、広範囲に行っていたのかが監査の失敗に間接的には影響しているかもしれません。監査の失敗は、基本的には会計士個人、個人が属している監査法人、そして個人と監査法人が会員として属している協会の問題だと見ることができます。図の中の一番小さな円はそれを示しています。

監査の失敗は、財務諸表監査において適用する監査人の行為の基準としての監査基準自体にある問題から生ずることもあります。公認会計士には、監査基準に準拠して監査を実施する職業上の責務と責任があります。また、公認会計士が監査上の法的責任を負うかどうかは、最終的には監査基準に準拠していたかどうかによって判断されることになります。たとえ金融庁検査も日本公認会計士協会が行っている品質管理レビューも、公認会計士の監査がかかる基準に準拠しているかどうかを検証する、という形で実施されています。ただ、監査基準も会計基準の場合と同じように完全ではありません。たとえば、オリンパス会計不正事件と大王製紙経営者横領事件を受けて、金融庁はいわゆる「不正対応基準」を公表しました。これは、当時適用されていた監査基準における不正への対応が十分ではなかったのではないかと反省に基づき、行政の立場で監査基準の改訂を行ったもの、と見ることができます。このように監査基準における規制内容が、時として監査の失敗を結果として引き起こす要因になっている場合がある、ということでもあります。その意味で、監査基準は常に見直さなければならないものであります。さらに、わが国の監査基準の場合には、金融庁(企業会計審議会)の他に、日本公認会計士協会(監査基準委員会)が『監査実務指針』——これは監査報告書の「監査人の責任区分」において言及されている「監査の基準」の一部を構成する監査規範と位置づけられています——があります。これについても、同様に、継続的な見直しが求められています。

監査の失敗に繋がる要因として会計基準の失敗があります。会計基準の失敗は、アメリカでもいくつか指摘されています。その中でも最も大きな事案は、その当時、関連当事者間取引(related party transaction)に係る明確な会計基準が存在していなかったことがひきがねとなった1969年のコンチネンタル・ベンディング・マシン会社事件でした。また、最近のエンロン事件のように、会計基準の不備を突いて会計不正のスキームがつくられたと見ることでできる事案もあります。これは監査の失敗ではなく、むしろ監査人による独立的判断が発揮された良い事例と位置づけることができますが、わが国の1990年中頃に起こった昭和シェル石油事件も、為替予約にかかる会計基準が決済基準であったために、損失のロールオーバーが可能であったことに起因しています。

監査の失敗は、財務諸表の作成に第一次的責任を負う経営者の経営の失敗によって引き起こされます。経営者が適切な財務諸表の作成に対する社会的責任の大きさを自覚して、適正な財務諸表を作成するために、企業内に適切な内部統制を整備し、その機能が有効に働くように維持し、

それによって適正な財務報告を支えることが求められます。最近の財務諸表監査の理論と実務の双方において、「監査人は職業的懐疑心をどの程度行使すべきであるか」という問題が熱く論じられています。職業的懐疑心の在り方については、従来、経営者の誠実性との関係で取り上げられ、基本的には、経営者が誠実である、反対に不誠実であるといった予断を持つのではなく中立的な立場を採ること求められていました。しかし、現在ではこの立場(a neutrality view)ではなく、どの経営者でも不正な財務報告をするインセンティブを持っていることをまず認識し、疑ってかかる姿勢を強めるようにとの立場(a presumptive doubt view)が重視されています。

いずれにしましても、不正な財務報告は経営の失敗の最たるものであり、その責任はまず経営者に帰すべきものでありますが、伊藤先生の報告の中でも言及されていますように、不正会計(粉飾)事件が起こりますと、本来厳しく処罰されるべき経営者に対する責任追及は軽く、むしろ監査人に対する責任追及が厳しく、そのため監査人が受けるダメージむしろ大きい傾向があります。

監査の失敗は、経営の失敗だけではなく、ガバナンスの失敗からももたらされます。それが、第5番目の円です。先ほど申し上げましたように、経営者には不正な財務報告に走るインセンティブがありますが、それを経営者個人の倫理あるいは健全な経営哲学のみに頼るのではなく、経営者の行動を監視する取締役会や監査役会の機能をより重視するという方向に企業社会は動いています。これがコーポレート・ガバナンスです。コーポレート・ガバナンスが有効に機能していれば、経営者が不正会計に手を染めようとする行動やその機会を、未然に防止することができるという側面が強調されています。わが国でも東京証券取引所が公表したコーポレート・ガバナンス・コードは、上場企業に対してコーポレート・ガバナンスの強化と経営の透明性を一段と高めることを求めています。

公認会計士の立場からすれば、被監査会社のコーポレート・ガバナンスの状況を十分に評価し、その結果を財務諸表リスクの評価に結び付ける、ということではなかろうかと思えます。いずれにしましても、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していなかった場合には——すなわちコーポレート・ガバナンスの失敗の場合には——、監査の失敗がそれによって間接的に引き起こされる場合がある、ということです。

監査の失敗には、とりわけ上場会社の場合には、監督官庁による規制の失敗が関係している場合があります。わが国の場合は、金融庁が金融商品取引法および公認会計士法を執行する監督官庁であります。1980年代における当時の監督官庁(大蔵省証券局)による実質的な規制の空白が結果として公認会計士による監査の質の向上・強化に向けての取り組みにブレーキをかけ、反対に監督官庁の顔色を窺いながら監査業務を公認会計士の姿勢を引き起こしてしまいました。本日の報告の中でも、当時の大蔵省による規制がほとんど有効に機能していなかったことは明らかに規制の失敗でありました。

監査の失敗に影響する最後の要因は法制度の問題であります。これは、わが国の場合は議論が非常に難しい。というのは、この問題は商法(現在では会社法)における株式会社規制(より厳

密には上場会社規制)に関係し、会計学者よりも法律学者がここに非常に関心をもっているからです。ご存じのように、日本の会社法におけるコーポレート・ガバナンスは複雑化する一方です。これは、法律学者の側に、そして法律学者が中心となって株式会社規制をとにかくシンプル化する方向に株式会社制度の改革を行う、という意識が必要ではないかと思えます。

私は、公認会計士による監査の失敗を以上説明しましたように多層的に捉えています。状況によっては、当然、公認会計士が法的責任を負わなければならないこともあります。また法的責任を追及しなければならないこともあります。現実には、監査の失敗は公認会計士側だけの問題——すなわち監査だけの問題——ではなくて、公認会計士監査を取り巻くさまざまな問題が複雑に関係し合い、全体としてわが国独特の「監査社会の文化」を形作っているともいえるのです。

一方、監査研究に目を転じてみますと、たとえばアメリカの監査研究においては、監査領域だけでなく、様々な周辺領域や基礎学問に研究の目を向けています。たとえば日本では監査の分野への心理学の導入は行われていないといつてよい状況です。アメリカのイリノイ大学では、心理学を中心とした監査研究が行われており、様々な領域と学術交流を重ねながら研究が行われています。

その一方で、わが国ではわが国なりの監査研究の展開が模索されてもよいと思えます。やはり財務会計、会社法、監査などの関連領域の研究者が一緒になって統合的な研究を行う必要があるのではないかと思えます。今回の最後のプレゼンテーションをなされた Abdel Khalik 先生の研究を可能にしたのは、議会と裁判所における膨大な調査報告書の存在です。この点、わが国においては、市場社会を震撼させる会計不祥事が起こっても、その実態をつぶさに明らかにした詳細な報告書がなかなか見つかりません。徹底的に調査し事実関係を明らかにする、という風土がわが国の場合非常に弱いともいえます。マスコミでいろいろ取り沙汰された情報を使いながら、一般向けの書物が出版されることはありますが、会計不祥事を学術的に分析していく意識はアメリカに比べると非常に弱いのではないかと思えます。

昨日、アメリカ大統領が来日されまして、広島で歴史的なスピーチをされました。大統領は、そのスピーチの中で、「人類から恐らく戦争をなくすことはできないだろうが、その戦争をできるだけ少なくしていかなければいけない。科学技術はますます発達するが、それは幸せのために使うべきであり、不幸のために使うものではない」といった主旨のお話をされました。おそらく会計不正も同じではないかと思えます。不正も人間の問題です。今後もおそらく会計不正は起こるでありましょうし、時には想像を超える会計不正(粉飾決算)も起こると思えます。

長い間、財務諸表監査を研究しております。どうしたら会計不正を防止し、また、会計不正を検出することができるかを考えてきました。監査の質を高めて社会の信託に応えるには、どうしたらよいのでありましょうか。もとより、さまざまなアプローチがあると思えますが、一つ重要なことは、社会的に影響のある不正会計事件が起きた場合には、それを可能な限り深く、そして多面的に分析し、その結果を経営者のみならず公認会計士に伝え、それぞれの立場で省察を促す

ということではないかと考えています。その意味では、監査プロフェッションの発展に大きな責任を有している日本公認会計士協会の会員が巻き込まれたさまざまな会計不正事件・監査失敗事例について徹底した調査・分析を行い、それを公表していくことではないか、と思います。確かに、公認会計士には監査依頼人との関係で守秘義務が課せられておりますが、それが「錦の御旗」にならないように、公認会計士の役割である「公益に資する」という側面をさらに強調してもらいたいと思います。日本語の「公認会計士」に相当する英語表現には、Certified Public Accountants と、“Public” という用語が使われているではありませんか。公認会計士は、クライアントである被監査会社と投資家を含むパブリックとの間に挟まれる、という非常に辛い立ち位置にありますが、社会的に大きな影響を与えた重大な会計不正事件が起こったときに、日本公認会計士協会が先頭に立って調査・分析し、そして結果の公表をすることが必要なのではないのでしょうか。また、法律学者と会計学者あるいは監査研究者がどのように関わり、こうした不正会計について学術的なケース・スタディーを行っていくのかも、これからの重要な課題と考えます。

それでは、これで第24回のアカデミック・フォーラムを閉会させていただきたいと思います。本日は、長時間、ご清聴いただきましてどうもありがとうございました。

1990年代の

主要な企業不祥事と

財務諸表監査

教訓と今日的意味

第24回  
産研アカデミック・フォーラム  
CPE認定研修

2016年5月28日(土)  
11:00 ~ 17:45

早稲田大学国際会議場  
井深大記念ホール

< 午前の部 >

- 11:05 **はじめに** 「今回の企画について」  
鳥羽 至英 早稲田大学商学学術院教授
- 11:10 **講演** 「従業員不正と内部統制  
——米国債不正運用と内部統制」(大和銀行事件)  
鳥羽 至英 早稲田大学商学学術院教授
- 11:35 **講演** 「銀行の経営破綻と規制業種における公認会計士監査の限界  
——会計学からの知見」(日本長期信用銀行事件)  
亀岡 恵理子 早稲田大学会計研究所招聘研究員・博士(商学)

< 休憩 > 12:20 ~ 13:30

< 午後の部 >

- 13:30 **講演** 「不正な財務報告と財務諸表監査  
——山一監査責任を巡る10年を振り返って」(山一証券事件)  
伊藤 醇 公認会計士
- 15:15 **講演** 「法律学からみた3つのケースおよび現状の分析と将来の課題」  
和田 宗久 早稲田大学商学学術院教授
- 16:00 **特別講演** 「Enron's Accounting for Prepaid Swaps as Cash Flow  
from Operations: the Untold Story」  
A. Rashad Abdel-Khalik イリノイ大学教授  
(司会: 八重倉 孝 早稲田大学商学学術院教授)
- 17:30 **総括**  
鳥羽 至英 早稲田大学商学学術院教授

定員: 400名 聴講をご希望の方は、産業経営研究所のホームページより専用フォームにてお申し込みください。申し込み締め切りは2016年5月27日(金)となります。締切日以降は当日申し込みとなります。直接会場までお越し下さい。ただし、定員になり次第締め切ることがあります。

対象: 学生、教職員、一般どなたでもご聴講いただけます。聴講は無料です。

共催: 早稲田大学会計研究所

早稲田大学産業経営研究所 〒169-8050東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学11号館3階  
TEL: 03-3203-9857 E-mail: riba@list.waseda.jp 担当: 鈴木・荒瀬

ホームページ: <http://www.waseda.jp/sanken/>

## 産業経営研究所スタッフ

中村 信男（所 長）	早稲田大学 商学学術院教授	
高瀬 浩一（所長補佐）	早稲田大学 商学学術院教授	
根岸 亮平（助 手）	早稲田大学大学院商学研究科	博士後期課程
佐々木博之（助 手）	早稲田大学大学院商学研究科	博士後期課程
井口 衡（助 手）	早稲田大学大学院商学研究科	博士後期課程

### 産研アカデミック・フォーラム No. 24

2016年10月25日発行

発行者	早稲田大学産業経営研究所所長 中村 信男
発行所	早稲田大学産業経営研究所 〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 電話 (03) 3203-9857 FAX (03) 3202-4274
印刷所	共立速記印刷株式会社

# R.I.B.A. ACADEMIC FORUM

No.24

---

## Major Corporate Scandals in Japan during the 1990s and Audit of Financial Statements: Lessons Learned and Contemporary Implications

---

### Presentation

“Employees’ Fraud and Internal Control: Lessons From Daiwa Bank’ s Fraudulent Management of US Treasury Bonds”

Yoshihide Toba ··· 7

“A Case Study of Long-Term Credit Bank of Japan: Dysfunction of Bank Accounting and Financial Statement Audit in the 1990s”

Eriko Kameoka ··· 21

“Fraudulent Financial Reporting and Financial Statement Audit in the Case of Yamaichi Securities Co. Ltd.: Analysis of the Audit Lawsuit Lasting for the Past Decade ”

Jun Ito ··· 43

“Three Cases of Financial Misrepresentation: Legal Analysis and Future Challenges”

Munehisa Wada ··· 75

---

2016

Research Institute of Business Administration